

くさうだが矢張金花糖を持って往くのか お金「へー 風入「里親の内は矢張興行の世話をしたり白鼠を
 賣たりして居るのか、お金「へー、そしてあてものをしたり金花糖をこしらへたりして居ます。(充分
 我身分を知られりと悟りたる状あり) 風入「汝昨夜始めに書た筆は餘程異つて居たらう、お金「へ
 ー、風入「もう汝も蔽すだけ損だよ、予の方には充分機械が在つて、押入の中には充分汝の所業を
 知る様にしてあるし、又次の間には日本中の大學者が居て、夫れ々々調べて居るし、汝が何程蔽さ
 うとしても此方には充分に知れてある、總て悪い事は一時人を瞞着しても、自然と現はれる物で、
 汝も是れまで恩を受た久保を瞞着し、又警察署では久保の命令であると云たさうだが、實に勿體な
 い事とは思はぬか、最早斯う知れた上は、此上罪を重ねずと、早く實を云ておしまひよ、汝が正直
 にいへば決して悪い様にはせんから、お金「まことに悪う御座りました、風入「併し是は汝一人で
 出来る事ではない、全體誰が勧めたのだえ、お金「鼠やのおますです、風入「おますは一體どうい
 ふ者だへ、お金「お増さんは度々馬喰町の楊弓場松野(植村かよ)などへ奉公した人で、又お徒町
 にも奉公しましたが、往た所でお白狐さんをした事があるんださうです、御徒町でした時は
 氣味の悪い奴ちやというて出されたさうです、今は密賣をして居ますでせう、馬喰町の矢場でもお
 白狐さんをしました、又た密賣で上られた事もありません、風入「汝が化た始めから委しう咄してご
 らん、お金「私が久保さんへ来る前に請宿へ頼んで置たと申しましたら、おますがお前の様な者が

固直な家へ奉公したつて別にまうける才もなく、又貴ひ物ツてないから、いゝ事を教へて上げよと
 申しまして、二十日餘りおますの二階で假聲と、文字を五六字と、一寸の小切の縫物とを教はりま
 したが、此事許りは首が切れても云ふのではないよと云はれました、「おますは高等小學校迄卒業し
 たんですから、横文字も書きまされども、私には教へて呉れませんで、井上先生へ書て上げ
 たのも、きつねといふ字は私が書て、下の横文字はおますが書きましたんです、「おますは淺草の見
 世物へも出ましたし、又お父さんと八王子の方へも興行に往て居りました、「私は去年五月に久保さ
 んへ來ましてから、直にやつて見たんですけれど、うまくいきませんから始終おます方へ相談に參
 りまして段々稽古して居りましたら、十一月頃から久保さんで信仰する様になつて追々私も上手に
 なりました、「お賽錢も八十錢許溜りましたが、十錢つつでも廿錢つつでもおますが御預けよと曰ひ
 ますから皆預けてあります、「そして時々白狐さんがすゝめるといつておますと方々へ參りまして見
 世物や何か見せておそばも一所に食べました、「始めはネおますが汝ヤツてお見よ、人をだまして面
 白いもんで、そして段々信仰が増えて來ると大そう御賽錢なんか來てまうかるから、お揃ひの着物
 でもこしらへようではないかと申しますから、私も初は怖ろしかつたんですけれどやつて見ると面
 白くなりました、「さうして若し知れて警察署へ引かれても、知らぬといひ切れればいゝやお白狐だと
 いへば外に分り様はないよ、「さうだがネ、平生人が澤山來ても、官服なんか着た人か、又えらさう

な人と見たら、決してお爲でないよと云はれました。

尙此外に前段述べたる、化の皮と、お増の履歴とを自白したれども、くだくしければ略きぬ、蓋し自白に多少の事實構造隠蔽等もあらん、されど久保氏の冤は灼然たり、風人特に希望するは、天下義勇の人ありて、久保氏が共謀等の冤罪と、失職の不幸を救はれん事を江湖の諸彦恐らくは風人と同感なるべし。

風人何故に冤に服したりと問ふに、一旦罪に陥るとも他日必ず白狐さんが雪ぎ呉るゝならんと思へり、去れば今日までも白狐さんの靈證を著はさんことを希へりと、久保氏は答へき、妄信の心さもあるべし、抑も亦哀れむべきの限りならずや、おますの件は夫々聞き合せしが、公明に其要領を得ざりき、尙ほ異日報することあらん。

以上の妖怪事件は、余が直接に取調べたるものなれば、之を確實と見做して可なり、若し此事にして發覺せざりしならば、眞に稻荷の出現せしものとなりて、後世に傳はるべきは必然なり、已に今度にも、稻荷堂建立の事を相談せし位なれば、後世一の稻荷社となるも計るべからず、然るときは其縁起として、毎夜久保氏宅に出現せしことを唱ふるに至るべし、是に由て之を観るに、今日世に靈驗示現等として傳はるるものも、往昔人心の單純なるときに起りしことなれば容易く信許すべからず、然れども往時の事は信偽を證明する能はざれば、今より後に右様の件起るあらば、充分注意を用ひて考

察せざるべからず。

既に余は民間の怪事は多く人爲的なりと公言したる後、左の通知を得たれば是れ亦参考の一助として此に掲ぐ。

(ワ)加賀國江沼郡大聖寺町字福田町五十番地平民岩本磯衛は、同人妻井に二女マキと共に同町字耳聞山百九番地齋藤基次郎方に同居したるに、磯衛の所持品屢と紛失して不思議にも其品物が空中より墮落することあり、又た時としては忽然障子より發火することあり、家主齋藤氏は大に之を怪み同居を謝絶したるに付き、同町六十二番地中村秀武方へ移轉せり、然るに同家に於ても又々前同様の怪異ありしにより直ちに同居を謝絶せられ、遂に字鷹匠町十九番地濱合松次郎方へ同居せり、而して該家に於ては別段怪異の事なりしが、又候本月十八日より前同様の怪異起りしにより、翌十九日大聖寺警察署より巡查出張して篤と取調べたる處、磯野の二女マキなる者が、神經病の爲めに如斯き舉動を爲し、家内の者等が驚くを見て喜ぶにてありしとぞ、尤も紛失したる物品は、マキが悉皆懷中して居たりとぞ。(北陸眞報十一月廿二日)

其他、紀伊毎日新聞の報する所に和歌山市中に、昨今之にひとしき怪事あるも、其原因は大抵想定し得らるべし、之を要するに、余が所謂甲種怪事は、人爲的に出るもの多きを知るべし、就中少年の婦人より出るもの多く、若し婦人にしてヒステリーの如き一種の精神病にかゝりたるものに至

りては、甚だ發覺し難きを以て、餘程觀察上に注意を置かざる可らず、世人は曰く、此の如きは
婦女子の爲し得べきことにあらずと、是れ平時婦女子を見て病時の婦女子を知らざる論のみ 又曰
く、更に病氣の現象を見ずと、然れども精神病に至ては外見上更に病客たるを發見すべからざ
ることあり、若し其精神病の状態の如きは宜く醫學部門及心理學部門を參看すべし。

然りと雖も甲種怪事は人爲的のみを以て説明す可らず、必ず其外に物理的・心理的の加はるは疑ふべ
からず、世に傳ふる所の者には、實に奇怪を極めたるものあり、今其一例に備後國三次郡稻生平太郎
氏の宅に起りし怪事の一端を示さん、(稻生怪録による) 其發端は平太郎一夕(寛永二年の事なり)
隣家權八方にて百物語をなし、最後に圖取りけるに平太郎に當りければ、うしみつ頃出でて比熊山へ
登りけるに、此山は平場ありて世の人千疊敷といふ、大木生茂り樵夫の道も絶たり、片脇に三次どの
の塚とて三次若狭の古塚あり、塚の後に幾年とも經し杉の木あり、之を天狗杉と名く、其の木にすこ
しにてもさはるものあらば必ずたゞりありと傳へり、然るに平太郎は此に至り其の杉を三廻りまはり、
草の葉を結び印として立ち歸れり、之を物怪の原因となす、是より數十日を経て、平太郎相撲を好み
其稽古の歸路に左の怪事起れり。(當日近處の者と同道せり)

晴れ渡りたる空比熊山の方より俄に雲來り、一天墨をそゞぎしごとく白雨はらくと降り來りけれ
ば、兩人はぬれながら走り歸り、平太郎はぬれし帷子片脇へほし、頓て轡へ入つて休みぬ、さて雨

はうつが如く雷おびたゞしく鳴渡りけるが、夜半過とも思ふ頃、家來の權平苦しける聲を出しぬ
るゆる呼び起しければ、やうやく正氣つきて何かささまじき大男の來りしと存せしが夢にて候へ、
今に胸さわがしく何とやらん物凄く、今宵は次の間に休みかね候と申しければ、平太郎申す様、
夫は臆病ゆゑなり、得と心を鎮めて休み候へと吐り、其儘にて休みけるが、程なく又始のごとく苦
しけなる聲の聞えしまゝ、又々呼起し吐付やすませる、斯て雨は誠に車軸を流して夜も八ッ過なら
んと思ふ頃、さつと一吹來る風に灯 忽ち消えぬれば、其儘打捨置たりしが、暫くあつて障子火の
如くに見えけるゆる、出火なりと心得おどろき起りければ、今まで火のごとく見えし障子また眞黒
になりける故、あやししく思ひ障子へ手を懸け引きあけんとすれど、釘にて打付たる如くなればいよ
いよ不審に思ひ、力を入れてあけんとすれば一寸も動かず、平太郎柱へ足をかけ兩手に力に任せて引き
ければ、障子一枚くだけてあきたりしが、何かはしらす兩の肩と帯へ手をかけし如くに前に引ださ
んとす、平太郎心得たりとて足にてはかもるつよくふみとめ、左の手にては柱をしかと取り、右の
手を伸し叩かんと思ふに、丸太の如きものにあらくと毛の生しものなり、兩の肩と帯とへかゝり
しは指などにやと思はれ、いづくにも本體ありとも知れず、いかさま三四間もあなたより材木などに
引かけ引かるゝやうに覺えければ、鴨居へ有の手を掛け、引出されぬやうにと争ふに、向の大手の屋
根の上より何やら光り出しけるにて、彼手などもありくと見えしが、眞黒になりぬ、箇様に光る

事兩度に及ぶ、よく見れば光りしは大の眼と見えて、只一開きくわつと開く時は蟻の道も見え、誠に朝日の如くにして面をむけがたく、尋常の者ならば忽ち絶入るべけれども、平太郎強氣の男なれば少しも恐れず、是は草双紙昔噺などにある事なれど、心を鎮めて白眼みかへす、化生又目を閉れば眞の闇となり、ひた引に引出さんとす、平太郎聲を上げ家來を呼び刀を持來れといへども、家來は疾より正氣を失ひぬれば、今はせんかたなく、ゑいと聲を出して強く引ければ、着せし袷の兩肩さけ帯もきれて、しりるにどふと倒れけるが、刀を追究り飛出でければ、化生は床の下へ入しと見え、床の下の奥にて目を開きけるを、續て入てうたんとすれど、床ひくければ入ると叶はず、床越に刺しとめんと思ひ内にいりければ、不思議や疊一度に散亂し、勝彌(平太郎の弟)が寢し疊許り一枚其儘にて、權平も疊より轉び落て彌と正氣なし、さて散亂したる疊は座敷の隅へおのれと積み上たり、平太郎は刀にて床の透間を刺通せども手ごたへもせず、かゝる所へ門の戸をしきりにたきはなし駈け入る者あり、定て化生ならんと見れども知れず、其内に来るを見れば三ツ井權八なり、先程御家來を呼ばれ刀を持ち來れと仰られしゆゑ、何事やらんとおどろき急ぎ參らんと出けるに、御門前にて少き坊主茶碗に水を入れ、私の前を持って通ると見えしが、行違ふと其儘總身しびれて聲も出でず、口惜ながら下に居、得と心をしづめ候内、御騒動の様子かすかに聞え申候。

右の出來事は實に寛永二年七月一日に起れり、是より毎日怪しき事うち續き其評判近邊にひろがり

四方より見物人來集せり、斯くして六日に至り亦一大怪事起れり、即ち在の如し。

いとなく拔身一腰、鳥の羽風のごとく鳴り渡り新八(平太郎の義兄)が着せし帷子の右の袖を少し許り切て、後のからかみへ鏝元までがばと立たり、何れもあきれ果てたる中に、新八は殊更危き事かなと身の毛を立てけるも尤なり、斯て彼刃物を抜き取り見るに、家來に貸置し脇差なり、俵鞘を尋ねれどもなし、色々尋ねれども更に知れずしてせんかたなし、然るにいつともなくドントコニコといふやうに聞けり、人のものいふやうに聞ゆ、また桐の箱など動かしてすれ違て鳴音にも似たれども、正しくとんこにと聞えける、三聲四聲聞えけるまゝ、いづくやらんと考へ見るに、座敷に懸たる額の邊に聞えければ、先額をおろしけるに、額の後より彼脇差の鞘ばかりと落ちたり、家來に貸置しゆゑ其部屋に其儘置たるに、いかして出でけん不思議なり、去ながら化物も心あるにや、あまり尋ねる思ひて致へてくれしが、そゝろにをかしかりしとなり、儲新八其外も早々にして歸りけるが、是より後は晝も折々あやしき事のみ多かりき、かくて平太郎は夕飯など仕舞、湯をこころよく遣ひ、いざ一休みと思ふ折から、叔父川田茂左衛門來り、堀場權右衛門も同道なり、日頃の様子を尋ね今宵は兩人働いたすべきよし申しけるゆゑ、段々断りけれど、達て今宵は咄し申へくとて、兎や角するうち早暮かゝりければ、夜食杯を手々にこしらへ喰ひ、宵の内漸しけるに今宵はいつもすぐれて靜かなりしが、いかさま夜半過ごるにやと覺るころ、臺所の方に白色の大き抱も

あるべき丸き物、至極やはらかに見えてふはりくと舞ありきければ、兩人しきりに氣味あしくやありけん、互に寄せ頭となり再び見もやらず、平太郎は又何事をかするやらんと見るうち、次第々々に座敷の方へ舞ひ來り、權右衛門と茂左衛門との寄せ頭の中へふはりと落かゝりければ、兩人はわつと云ひて飛のきしが、しばしものも得云はで居たり、彼落し物をよくく見れば鹽俵の古きにてありける、明れば七月七日の朝、七夕の禮を述んと戸を引立て、兄新八方叔父川田茂左衛門方許りへ行き、其外へは勤めす歸りけり、逢ふ人毎にとかく物怪の事を尋ねられ、其上未だ見ざる者は虚言なりとは思はんも口惜しく、夫ゆゑ一向他出は相止けり、今日も暑氣しのびがたく照増りけるが、夕方よりかき曇り七つ過夕立降り來りしが、夜に入て又晴渡り星合のなみもすゞしく詠め居ける、金宵は人もなし、伽人は結句世話ぞと思ひ早くとざし、臺所へあがり行んとせし所に、奥の入口一ばいの袖あり、白袖なり、不思議と思ひしばしひかへて見居たるに、袖口より大きな手を出しぬ、其手挿木手のごとくにて、指の所にぎりこぶしの如く丸くしてしらくとしらけたる手なり、暫く見るうち、其手の先より亦其如くなる大さは尋常の人の手程の挿木手、數々出でさほてんなどの如く、次第に小さき挿木手となりて其數知れず、うじやくと蠢く有様不氣味なり、平太郎走り寄り挿んとすれば形もなく、又遠ざかり見ればわき出るとくに數も限りもなければ、何となく不氣味なりと、かくするうち夜半の鐘の音聞えければ、儲々益なき事に骨折してと、蚊屋へ入れれば彼挿

木手折々は寝たる顔などへひやくとさはり、何とやらやはらかなる様にて、はねのくれば消えては湧來り、曉に至るまで眠ることあたはず、やうやく明がたに至り、よしと顔へさはるとも、只捨置て寝んものと思ひ、打捨置ければ、彼手も次第々々に消失せて跡かたなし。其後引續き毎日多少の怪事ありしが、最後に左の事起れり。かくて七月晦日、夕立降り來り、風いと烈しく、表の縁側へ横雨ふり込、障子杯ぬければ、押入の戸をはづしてたてかけ置て雨をふせぎけるが、雨につきて屋鳴も強くするに付て、平太郎思ふ様いつまで筒様に化物のもりをする事ならん、去ながら此二三日の様子を見るに、晝も色々の形の見ゆるは、物怪も最早ゆだんの體なれば、正體だに見付なば程を見てはたらかばやとは思へども、又物なくては叶はず、何分にも脇差は腰をはなすまじと、彼箱より取出し、腰にさし、食事をするにも片手は脇差をはなさぬやうにして、寸の間も油斷をせず、然るに暮方より雨もやみ、殊に晴渡りたる空と成、星あきらかになりければ、彼たてかけ置きし戸など取入れ片付けるうち、最早初夜半四つ頃かとも覺えぬれば、雨にぬれし板縁かわきにしやと、障子を開けて見れば、いまだじめくしければ、又障子を引立て入けるが、下にも居ぬうち、あとの障子くわらりと開けるゆゑ、ふりかへり見れば、大きな手を出し、平太郎をとらへんとす、平太郎爰ぞと思ひ、拔打に切付ければ、彼手を早く引て跡の障子はたうちたり、平太郎つゞいて出でんとするに、障子の外より夫へ參ら

ん、先づ待れよと云聲の聞えける、其聲後をはねるやうにて大音なり、平太郎思ふには、是は面白し、出て物いふを只一打と思案しひかへ居ければ、しばらくして障子をさらりと開け、背の高き事鴨居よりは一尺計も上なり、至極肥たる大男の出来るをつくく見れば、甚たよき人品なり、花色のかたびらと見え、上下を着し、脇差をさして、しづかに歩み、平太郎が向ふ座へ居りけるを、平太郎無二無三に切りつけ、れば、其儘居りながら風に吹かる、如く、後ろの壁の内へ影のごとくに入て笑ひく云ふやうに、此に御断申事ありて参りたり、刀をさめ静まられよと申けるゆゑ、平太郎も此趣にては中々に仕留がたし、油断を見て打留めんものと思ひ、先づ何といふか聞くべしと脇差をさやに治め居直りければ、其時又壁のうちより居りながら後に人ありて押出す如くに出で、諸々汝は氣の強きものなりと言ひけるゆゑ、平太郎其方は何ものぞと尋ねければ、我は山本五郎左衛門といふ者なり、さんもと、はやまもと、書べしと申ける、平太郎いふやう夫は人間の名なり、其方は人間にてはあるまじ、狐か狸か正體を申せと言ければ、我狐狸の類にあらずと云ふ、平太郎狐狸の類にあらずば天狗などか、何にもせよ正體をあらはせと申ければ我は、日本にては山本五郎左衛門と言ふ者なり、成程汝が申如く人間にあらず、我は魔王の類なり、我類日本にては神野悪五郎と云ふより外になしと云ひながら、平太郎をきつと見て居るうちに、平太郎が居し四り左の方に炬燵有しが、其儘ふたをして置たりしに、其ふた已れと舞上り、次の間へ行たり、平太郎何

事を仕出すにやと見らうちに、彼すびつの旅次第々に巻上りて、茶釜をかけし如く丸くなる、其鏡付と思ふ所、小さく丸くなりて唐子の髪などの如く見るうちに、其二つの丸きものより湯け立てぐつくと見え上る體なれば、平太郎もいかにと見る内、次第々に煮え上り、後にはえ溢れ、疊の上へも出でたりしに、其こほれしがうぢくと動くゆゑ、何ぞと思ひて見れば蚯蚓なり、其釜のごとくなる物も能く見れば皆みずにて、にえこほれてはうぢくと疊の上へ這上り、次第々に這上るなり、平太郎元來嫌ひといふものは曾てなきに、いかなる事にや、蚯蚓を見れば氣も消える許りきみわるく覺え、道行杯に數々這出て死て居る事有り、其道などは通り得ぬ程のきらひなり、然るに彼のにえこほれしみず次第々に平太郎が方へ這來りければ、平太郎も是には大に辟易して胸さわぎ仕出し、氣をふさぐやうに成しが、能く考へ見るに此所に蚯蚓の居るべきやうなし、是は我嫌ひを知りてかやうに目に見するものなり、何程の事かあらんと悟道して、漸く氣を取りうしなふほどの事はなけれど、何分元來大嫌なれば次第々に這來り、膝の上、肩の廻り迄も這上りけれど結句追ひ退くるも不氣味にて、氣を取りうしなはぬを得にしてこらへ居たり、凡一時許りも其通り成しが、又次第々々にもとの如くに這かへりければ、炬燵のふたも亦舞來りてもとの如くなりければ、少し心も落付たりしに、彼大男は平太郎を見てくわらくと笑ふ、其聲につき彼大男を見れば、扇子つかひながらいふやう、諸々汝は氣丈者なり、去ながら汝氣丈ゆゑに今迄難儀せしぞ

かし、汝は常年十六歳にて難に逢ふ年月來れり、十六歳にはかぎりず、難に逢ふ年月、生れによりてあるものなり、其人にあふときは驚かして行くを我が行とす、我汝にひくま山にて行逢ひたりしが、追付汝が難に逢ふ月日を待て汝をたぶらかし通らんと思ひしに、汝氣丈にて驚き恐れず、夫故我も思はず日數をおくりしなり、又外より聞求めて來る者あれども、是は其難の來れる人にあらねば打捨置なり、去ながらしひ求めて出合者は難を招く道理なり、終に其身のあたとなるなり、是等は我がなす所にあらず、自ら難を求むるなり、汝に當年難に逢ふ月日の來りしゆゑ、其月日にたぶらかしけれどもおどろかず、さるゆゑ此方の修行のさまたけなり、思はず日數かゝりしなり、我は是より九州へ下り島々へ渡るゆゑ、今宵夜中に出立すれば、此後何の怪事も有まじ、汝最早難もをはりたれば、神野惡五郎も來るまじ、されど若し此後怪き事あらば、北を向てはや山本五郎左衛門來れりと申すべし、長々の滯留忝しとて少し禮をいふ心持にてじぎをしければ、平太郎も少し會釋しけれど、未だ夢のやうにて有しとかや、彼男申様、我歸るを見送りたまへとて座をたつゆゑ平太郎もいかやうにして歸るやらんと思ひ、跡に付て縁迄出れば、彼者庭へおり、又少し會釋する體ゆゑ、平太郎も何心なくかゝむと思ひしが、平太郎口惜しく起上らんとすれど、大の手にておさへ、少しもはたらかさず、何卒わざしへ手をかけんとすれど、手は縁へつき付られたれば、叶はずして其儘おさへられ居たりしが、やうく手をゆるめけるゆゑ、起上り見れば、庭の内は駕籠、

挾箱、其外槍、長柄、傘、若黨、小者に至る迄大勢入來りて、庭にみち／＼たり、籠駕は常態の駕籠、供廻りも常體の人なり、思やるに中々常體のかごに彼大男乗事はなるまじと見るうち、彼男片足よりかごに乗るに、其身たゝみ込むやうにて何の苦もなく乗ければ、先供其外行列を立て、左の足は庭に有ながら、右の足は大手の上にありて、さながら鳥羽繪の如く細長くなるもあり、又はかたみおろしのやうになりて行もあり、色々さまざまに見え廻り、燈籠の影などの如くにして、皆々空に上り雲に入るよと見えて、星影ながらしばしばはくろ／＼と見えけるが、風の吹くやうにして消失せぬ、平太郎夢ともわかず、うつ／＼とも知れず、只茫然とながめ居しが、つく／＼と案じみるに、若し夢にてもやあらんと其儘障子を明け置き、敷居の樋に扇子を入置きしとして内に入、心をしづめ、欄干釣て休みぬ、偕其夜の明くるを遅して起出見れば、敷居の樋に入れおきし扇子其儘あり、さて庭を見れば豎横に隙間もなく爪にて搔ちらしたる跡あり、偕其後は鼠のさわぐ程の事もなかりけり、平太郎思ふやう、是もまたばかす手だてかなと、随分油断せず用心せしが、其後は彌々平日の如く何のあやしき事もなく安心せりとかや。

此物語は最初の起りより最後の結までを通讀して熟考するときは小説的構造説なりと判定するより外なし、殊に其の結末の一段に至ては如何程世間にては事實として考ふるも決して信すべからず、今假りに之を事實なりとするときは、物理にても心理にても説明すべからざるものなれども、其事の一

より十まで盡く確實なりとする能はざるを以て若し多少の人爲的若くは偶然的虚構虚誕の加はるものありとすれば、其事たる説明し得べからざるに非ず、而して是れ多くは人の精神作用より起りしなるべし、其目に怪物を見、耳に怪聲を聞き、手足意の如く動かす、失神氣絶して前後を覺えざるか如きは皆幻覺妄想より自ら造り出せしものならん、最後に平太郎の目に現はれし大男の出来事は、夢にあらざれども妄覺なるに相違なきもの、如し、若し其説明の如きは心理學部門第四篇を待て知るべし。

此の怪談と其類を同するものに本木の怪談と名くるものあり、是れ福岡縣の怪談なり、昨年余が九州漫遊の際、福岡の新聞に其事を記載せしを以て余も一讀したり、其他小説中には澤山右様の談を傳ふれども、是れ皆構造説なれば参考となすべからず、又越後國に蒲原郡早通利圓性寺の怪談あり、是れ其の寺に住する老貂の所爲なりと云ふ、以上の妖怪に至ては唯一口に人爲的とのみ斷定すべからず、是に於て余の物理的・心理的の二様の説明を用ひざるべからず、而して又偶然的妖怪即ち偶然に起りたる出来事を誤り認めて妖怪となすことあり、此の偶然的の第一節に其例を舉示したるも更に此に論ぜざるを得ざるものあり、又物理的には動物の舉動より起るものと、物理化學的作用より起るものと二様あれば、左の條々を設けて説明せんとす。

第一、動物の舉動より起る怪異(物理的的第一)。

第二、物理化學的作用より起る怪異(物理的的第二)。

第三、幻覺妄想より起る怪異(心理的)。

第四、無意自然に起る怪異(偶然的)。

(第一)前に述べたる稻生の怪、本木の怪は、皆其原因を天狗及狐狸に歸せり、我邦民間の信する所にては一切の怪異は天狗狐狸の專賣物の様に考ふるなり、然れども果して狐狸の如きものに怪異を現示する力ありや否は、動物學の考究を待ちて後語らざるべからず、余は固より狐狸輩が世人の信するが如き魔力を有することは信ぜざれども、世間一般に斯く唱ふる以上は、何か然るべき原因あるべきことと考へ、唯一言の下に排斥するを欲せざるなり、熟々狐狸の狀態を察するに其の舉動他の獸類に異なる所ありて、何となく人を輕侮するがごとき狀あり、是れ世に妄想の起りし一原因なるべし、且つ狐狸の輩が石を投げ、柝を撃ち、戸を敲く等をなすことは稍、信すべきもの、如し、其石を投ぐるは足にて蹴飛ばすなり、其柝を撃つは口に石を啣へて物を撲つなり、其戸を敲くは尾によりて觸るなりと、友人などの話に聞きたれども、余未だ實視したることあらず、又狸の腹鼓と唱へて狸は手にて腹を打ちて音を發すと云ふも、余其經驗なきを以て信偽を判すべからず、然れども此位のことには必ず狐狸の爲し得べきことと信ず、而して狐狸が字を書し書を読み言語應答する等に至りては決して信すること能はず、耽奇漫録の種々の妖怪の書畫を集めたる中に下野國宇都宮東廬山成高寺の什物、狐の意狀を題するものあり、其文面は『只今御きたうの内の覺道のたいをかへし、たちのき可申候、此

後は少も寺中はわざはひ仕間敷候以上、元祿十四年六月七日新左衛門きつね」とあり、其文も其書も狐らしき點更になく、人間にても多少の教育を受けたる人にあらざれば此文書を認むる能はず、若し狐にして之を爲し得るとしたるときは、以後狐を以て萬物の靈長として崇拜せざるべからざるに至らん、又同書中に文政七年七月初、赤坂傳馬町一丁目に住める村木五郎左衛門の家に、夜々怪しきことあり、ある夜紙筆を出して、何もの、何の故をなすぞ書きみせよと置きければ、此の如き四字、即ち「此屋受罪」と書したり、是にては分明ならず、仔細をあかすべしとて、又紙筆を置けるが、幾度も同じことをかきしと云、今一ツ面白き話は、東遊記卷五に床下の聲と題して左の事を記せり。

越前國鯖江の近邊新莊村に、百姓の家の下にて何物をか聲ありて人のいふことの口まねす、家内の男女大いに驚ろき、急に床板を引明て見るに、何事も見えす、又床をふさぎ人々物いふときは、何事にも床の下より口まねす、後には村中の沙汰となり、若き者共毎夜大勢來り集り色々の事をいふに皆床の下にても口まねす、上よりおのれは古狸なるべしといへば、狸にはあらずといふ、然らば狐なるべしといふに、狐にもあらずといふ、猫かといふに然らずといふ、鯉河太郎狸殿鼠など色々の名を出るに任せて問ふに、いづれにもあらずと答ふ、然らばおのれはほた餅なるべしといひしに、なる程ほた餅なりといふ、それよりほた餅化物と異名して、其近邊大評判に成れり、此事城下に聞てければ、奇怪なる事なりとて吟味の役人大勢來り、一夜此家に居て試るに何の聲もせず、役人歸

れば其翌日夜は又聲ありていろ／＼の事をいふ、其後も毎度役人來りしかど、其來れる夜は一度も物を云はず、故にせんかたなく其ま、打捨おきしが、一月ばかりして其後は何の聲もなく怪事は止にけり、何の所爲といふことも知れず、いかにしてやみたりといふことも無くおのづから治りぬ。

此怪談の如きも之を實事とするも、狐狸果して此の如き言語を發すべき理なし、是れ或は駿臺妖怪の如く人爲的ならんか、然らざれば人の豫期若くは幻聽によりて此く聽き取りしか、余自ら實驗せざることなれば此に斷言し難し、且つ獸類の事は理學部門第四講に屬する問題なれば其方へ譲りて此に詳述せざるなり。

(第二) 妖怪宅地の一現象として怪火の燃出ることあり、或は火塊、光物が戶外に飛び、或は火柱の庭前に立ち、陰火の忽然として室中に現出する等是なり、今より十五年前越前國壬生郡風卷の寺に怪火の室の内外に燃上ることありて、晝夜巡查までも詰掛けて取調べたれども、其の原因を發見せざりき、余先年其の現狀を實視せるものより聞きしところによれば、人の居らざる處に突然窓紙に火燃上り、或は柱にかけたる手拭に火を發し、或は座蒲團に火を發し、此の如くすること數十日に及べりと云ふ、然るに是れも下女に怪しむべき點あるやに聞及べり、或は人爲的なるやも計り難し、人には放火狂と名くる一種の精神病ありて、人の家に火を放ちて自ら此上なき快樂と思ふものあり、又家中の火なき處に火を發するを見て人の驚愕し、或は奇異に感ずるを見て愉快とする者あり、婦人など

にも此病に掛り居るものあることなれば、怪火の發火する際には、餘程注意を要するなり、又維新前に越後新瀉林松寺に怪火の起るありて、秋より冬に涉り、凡そ半年間災續きたりと云ふ、是れも越前國の怪異と同じく、不意に障子の上に火の起るありて突然燃上りたること數回に及び、而して、其原因を知ること能はざりき、其度紹の大なるものゝ住するを見たるを以て、當時紹の所業なりと傳へりと、其原因の紹にあらざることば、余が言を待たず、是れ人爲的精神病的の行爲にあらざれば、化學上の可燃性瓦斯の作用に歸せざるべからず、故に余は此一種を物理的妖怪に加へ、其説明は理學部門第六講に譲る、又世間の話に一家の内には鍋釜にて煮焼するもの皆火の色に如く赤くなりて、食すべからざることありと云ひ、或は犬神の流行する地にては、食物の故なくして腐敗することを傳ふれども、若し之を物理的のものとするれば是れ亦理學部門に譲らざるべからず。

(第三)以上の物理的妖怪も其眞に物理的に屬する事柄は極めて少くして、之に心理的妄想幻覺の加はること實に多しとす、彼の清盛が一日妖物を實視せしことは誰も知る所なるが、左に日本外史より其一節を抜記すれば、

平氏の家、怪多し、清盛嘗て獨坐す、階下數百人の頭有り、合して一大頭と爲る、眼を瞋して清盛を視るを見る、清盛亦た眼を瞋して之を視れば、人頭漸く縮小して而して滅す、占者曰く、爲義養朝等の鬼なり。

是れ幻視より出でたる疑ふべからず、抑々妖怪宅地の如きは世間の風評が原因となりて、人の精神作用を動かし幻覺妄覺を起さしむるものなり、余は府下の二三の妖怪宅地と唱ふるものを見たるとありしが、一は先年其家にて人を殺し、或は自害したる事の如き不吉不祥の事情ありしを原因として妖怪宅地の名を得るに至り、一は其家が近隣より憎まれ、或は怨恨を受けて爲にかゝる風評を起さるるに至り、一は其家の構造間取などが何んとなく陰氣にて、白晝尙ほ薄暗き様な事情、若くは其家が久く人の住居せざりし事情より起る、或は其家に住みたるものゝ廻り合せ悪くして、病人死亡の引續きたることありしを原因として悪風評を傳ふるに至り、其の後之れに住するものは精神作用によりて種々の妖怪を自ら造り出すに由る、故に精神作用は大に妖怪宅地に關係あるものなり、其一例に先哲叢談に出でたる一節を抜萃して左に示さん。

懶齋嘗て官舎に居る、人私かに告て曰く、此の屋崇多し、子居ること勿れ、人の此に住する災厄に遭はざる者莫し、予復た子の他日患に離ふに忍びずと、懶齋以て意と爲さず、之に居ること二十年終に恙無し、乃ち曰く、白居易凶宅の詩有り、云く、語を寄す家と國と人凶にして宅凶なるに非ずと信なるかな。(懶齋、姓は藤井、名は臧、筑後の人)

又南川士長の閑散餘録に左の一項を載せたり。

京都に妖怪宅地あり、價を賤うして人に借せども、五日或は十日を経れば必ず妖怪あらはるゝを以

て、其人恐れて住むことを得ず、一書生あり、剛強の氣を負て請て彼家に移る、妖鬼も其氣象に辟易しけるにや、二三月も害をなさず、彼書生の想へるは吾鐵石の心には果して妖怪も怖れたりとは、是よりや、驕惰の心ありしに、或日夙に起て手水盤に向ひけるに、盤の中より毛多く肥たくましき雙手忽然として現出ず、是より書生も恐怖の念を生じて終に居を移しけり、其後久しく空宅となりしを、三宅丹治を聞て其家に移る、丹治が僑居せる内は怪異もかなりしとなり。

此れも心理的妖怪なること明かなり、即ち余が乙種怪事と名くるものなり、此心理に屬することは總論説明篇并に心理學部門に就て見るべし。

(第四)物理及心理の外に偶然的に屬する怪事あり、偶然的には人爲に關すること、自然に起るものとあり、先きに擧げたる平忠盛が捕へたる妖怪は、人爲中の偶然と謂ふべし、其他妖怪宅地に關しては風の物音をなすも、鼠の騒ぎ雨の滴る聲迄も、皆妖怪なりと想像するに至る、余先年或る家に止宿せしに、夜半頃に柝聲の微かに聞ゆるあり、人皆狐狸の所爲なりとなす、其聲夜毎聞ゆるにあらす雨夜に限りて聞ゆるなり、余之を試みんと欲し、一夕其聲の方向を記憶して翌朝之を尋ねしに、簷下の雨滴の落つる處に筆立の如き竹の筒ありて、簷端正しく其中に落つるに、其聲恰も柝を撃つが如し、因て之を取除きたれば、其夜より復た柝聲を聞かざりき、又何か一夕或る寺に泊せしに、深夜眠突然として醒めたり、四隣寂寥として小百微響の耳朶に觸るゝなし、唯人の足音の聞ゆるあり、其音本堂の

板の間を下駄にて徐々と歩くものに似たり、余稍之を怪みしも、必ず他に原因あるべしと想像し、遂に再び夢境に入れり、翌朝目の醒むるを待ち、本堂に至て之れを観るに、柱に懸りたる大時計のカタカタと鳴る音なり、是れ余が前夕の妖怪なりしことを發見せり、又余が或る學校に寄宿せし時、同舎の某氏が夜十二時過廁に行かんとせしに、廊下の側に大怪物の無言にて立ち居るを見たり、之に向て何者と尋れども更に答なし、依て大勇力を奮ひ兩手を出して之を捕へたれば其物は鬼にもあらず、魔にもあらず、怪物にもあらずして、炭俵の二個相重りて廊下にありしものなるを發見せり、又昨年余の宅にて夜十一時過庭前に白色の怪物の横臥せるを見たるものあり、一家の者皆起て之を檢するに、其夜極めて暗黒にして咫尺を辨ぜざる中に朦朧たる色の庭の一隅に横はるを見る、因て燭を携へ來りて之を照せば、更に色も物も共に見えす、是に於て余は光線的作用ならんと信じ其原因を尋ねしに、七八間離れたる所のランプの光が、戸隙を通過して地上に落ちたるものなることを發見せり、其他之に類したる話は澤山人より聞込居しも、今此に自ら實驗せしものゝみを掲げり、是によりて之を観るに妖怪宅地に於て起る現象中には、偶然的に屬するもの必ず多かるべし、是れ人の最も注意を要する點なり。

第六節(乙種怪事) 最初妖怪宅地の現象を分ちて、甲種乙種の二類となし、先づ甲種怪事を説明せり、其中には乙種怪事をも混同して論じたれば、別に乙種の項目を掲げて説明するを要せざるが如し

と雖も、尙ほ説明に漏れたるものあれば、是より其未だ述べざる點について一言せんとす、抑も甲種も乙種も判然たる區域を二者の間に存するにあらざして、妖怪宅地には必ず二種の現象を共發するものとす、先きの稻亭物怪の如きは妖怪中の最も複雑なるものにして、甲乙兩種混同して存するなり、或は甲種怪事先づ起りて乙種之に次ぐことあり、或は乙種前時に現じて甲種後に起ることあり、又甲乙兩種中種々の現象を異にするものありて、古今の怪談書中に存するもの殆ど幾種あるを知らず、其中には徹頭徹尾小説的構造に屬するものありと雖も、今其現象を説明するに當ては廣く諸例を舉示せざる可らず、故に余は是より乙種怪事に屬すべきものにして前に未だ掲げざる二三の例を擧げて之に短評を附せんとす、而して乙種怪事は主として幻覺妄覺によりて生ずる現象を説明するにあれども、幻妄兩覺の説明は總論并心理學部門に譲りて此に略す、先づ怪談實錄に左の事實を記せり。

越後國或城下に何某といふ醫師あり、わかき時は、勇猛の性質にて、刀劍を試る事を好み、すゑ物を切て樂とせしが、自節を折、醫學を專にし遂に其術に精く城下にて一二をあらそふ醫師なりしかば、同國の内にて、或諸侯聞及たまひて招れければ、招に應じやがて其地へ引移けり、住居相應の處、望にまかせてたまはるべし、空宅もあれば、いづれの所なりとも願はるべしと、有司よりいひわたされしに其比人の住ぬ老屋のありしを、ゆきて見けるに、もとよき人の住居せしとおほえて家作つぎくしく内外美しく造作を盡せり、かゝる家を何とて空宅になしおかるゝやと人にとへば、此家

には妖怪ありて、度々主はかはれども、久しく住逢る人なき故、近き比はのぞみて移る人なし、さるによりて、今にかくの如しといふ、此醫師物におそるゝ事をしらず、かゝる事を好む性質なればそれこそそのぞむ所なれとて、此家をたまはれかしのねがひければ諸有司いづれも詞をそろへ、かの家は仔細ありて人の住居なりがたし、さやうの事を知りながら、御自分ねがひといふ事申立たければ他の所を願はれしかるべしとありければ、其仔細と申事は人の物がたりにてうけたまはりぬ、さやうの事はすこしもくるしからず、ねがひの趣よろしく仰立てられ下されば本望のいたりならんといひければ、さてく御自分は膽のふとき人かな、姜維にもおとるまじと、いづれも笑ひける、さて望にまかせ、かの宅をたまはりければ、妖怪とはいかなる事のあるやらん、妻子ともに引移事なれば、まづ我一人ゆきて、こゝろみんとおもひて、普代の僕の六十ばかりなるを一人ぐしてゆき茶を煮させ、其身は燈のもとに、故郷への書をしたゝめ居けるが、つくづくおもふに、大刀小刀をかたはらに置なば、さまでもなきものゝ出しを、きるまじきものにあらず、若しからば、うろたへものゝ名を得んは、口をしかるべしと、大小ともに、床柱にしかとゆひつけ置、いかなるものなりとも、手どりにこそせめと待居たるに、やゝ夜もふけて、あきたる宿の軒もる月の影くらく、梢をわたる風の音さへものすごく、すは今こそとおもふをりふし、しはがれたる聲にて、しはぶき二ツ三ツ聞えければ、僕を呼て今のは誰なるぞと問ければこゝに小部屋のさふらふが、其内とこそ聞て候へ

といひければ、うち笑ひて、いかさま妖怪にもせよ、我にたまはりし家なれば、あなれもなく卒爾には出まじ、しはぶきしはことわりかなと、驚くけしきもなかりければ、其勇氣にやおそれけん、其夜は何事もなかりしが、更ゆくまゝに睡もよほしければ、床ぶちを枕とし、明るもしらす熟睡しけり、其次の夜、よひには轉寢し、ふけ過る比より起居、昨夜のごと待居たるに、何かはしらす縁がはを大男のありく足おとせり、内へ入なばくみとめんと、腕まくりしてまぢりたりしが、又音もせず、丑の時も過、寘にもなりなんとおほしきに、おくの方にて、あまた人のあつまりて、をどりうたふ聲す、其をどりの拍子にしたがひ鈴などのやうに、からくとなる音聞ゆ、其所天井の上とも聞え、又えんの下とも、さだかに聞わきがたし、耳をすましてよく聞定め、しづかに歩みより、をどりの真中ともおもふ所へ飛入、大音にて、ゑいというて板もぬけよとふみならしければ、此音に驚きけるにや、みなにけうせてあとかたもなし、縁の下こそ心にくけれど、板をはなちて見れば柄の短き錫杖あり(錫杖は長きものなり)彼なりし音は是なるべし、此錫杖にこそ故あるべけれど取てをさめ置しに、其のち何事もなく、今に其家に住居せり、其錫杖今に有りと語りし、此醫師予よく知れり。

是れ甲種妖怪事に屬すべきものなれども、先きに掲げざりしを以て此に出したるが、其怪事たるや妖怪の現象を見ずして唯音聲を聞くのみ、而して音聲は人の豫期によりて變ずるものにして、其大小

明徴は甚だ確定し難きものなり、殊に其方向距離の如きは最も判定し難き者とす、風の音、鼠の音、雨滴の音の如きも、之を意を以て迎ふれば妖怪の音となるものなり、而して縁の下に錫杖ありしは是れ恐らくは偶然ならん、然らざれば犬などの之を外より持ち來りしと見て可なり、兎に角世間には妖怪宅地といへば異形の怪物の現出するが如き評判高きにも拘らず、實際之に居住すれば左程の妖怪にあらざることを發見すべし、今此例の如きも其好適例なり、次に怪談年男の書中に古屋の妖怪と題するものあれば左に掲ぐべし。

備後の鞆の浦は、九州中國にならびなき繁華の津にして、分て時めく有會町は、艶治の少艾に船をつながれ、爰を去順風を恨む、旅客の思ひ皆此湊に焦れ來るにぞ、商家日夜に富を重たり、此所に金屋嘉平治といふ酒屋あり、家富榮るが、この人のうちの一間に、最あやしき事あり、嘉平治は元來所久しき者なり、人にも員まへらるゝものからかゝる事ありとたましく漏聞たるものも、口を閉しが次第に城下に咄傳へて、怪敷沙汰取々なりし、其仔細はかれが座敷三間四方、昔普請の物好もよく奇麗に構へし一間なるが、何の頃よりか目なれぬ調度取ちらしたる時もあり、十二三のわらべの美目形清けなるが文など見入居たるときもあり、又は座敷に應ぜざる俵物數おほくつみ重て半時許置時もあり、或は武器馬具きらびやかに飾り並べ、又は小法師二三人出戯れあそぶ事もあり、先の嘉平治甚怪し、其座鋪を打敗らんと、大工をかり催して已に毀たとせしに、工匠皆目を開く

こと能はず、あるひは足すくんで起こと能はず、彌宜山伏を招て祈念すれば貴僧高僧顯れ出で、其ものどもよりはるかに嚴重に、法を修する故、はづかしくなりて逃去程に、今は術計盡て、其儘に差置たるに、さして家内のものにはさはる事もなく、今に至りて災もなし、家内見馴て誰も皆恐ろしとも思はねば、後はつれづれを慰む種とぞなしける、當嘉平治も幼時より見馴たれば、彌怪しとも思はで過ぬ、此事誰申上げん領主聞し召、左様の事城下にありと聞ては捨置がたし、俄に此評議事募りて、侍大勢金屋が家に至り、金屋が座敷に詰て様子を伺ふ所に、今まで見えざる臺子飾りてしをらしき老法師が、手前見事にあひしらひたる茶の湯に、上客を見れば領主御入にて、日頃御側をはなれぬ橋本右膳とかや云し出頭、御つめに出たるまゝ、各はつと驚恐れ入りて、覺えず飛退項を地に付たる内に、臺子も老人も一座の容も跡かたなし、こは口をしや化物めにたぶらかされし、尤もあれ、殿の御姿にみぢんも違はず、一盃食ふまじきものにあらすと、はせ歸りて此だんつぶさに言上しければ、領主甚驚き給ひ、其方共はせむかひし刻限に、我汝等が見たる所の衣服にて、島倉了閑といふ、茶の湯者を始めてまねき、會席過るとひとしく、汝等が注進、其見つる老人が形も衣服も、了閑が今日の出立に少もたがはず、そもかゝるふしぎなる事こそなけれと、金屋が宅へ移し、替地を下し賜はり、所替せし跡は、金屋が古屋と名に立、間口九間の大肆、いつの頃より荒地となりしや、此時代さだかならず、いかさま文祿天正のいにしへなるらし、今は其跡を知る人もな

此怪談は怪物の形を見たるものにして稍確實なるが如しと雖も、其中に心理上の所謂幻覺妄覺の加はりしは疑ふべからず、同一の怪物を二人以上にて見たる時は幻視妄視の作用に歸し難きに似たれども、若し妄覺は精神上的の豫期若くは專制によつて生ずるものと爲す時は、たとひ二人以上にて同一の豫期專制の思想を有すれば同一の幻覺妄覺を生ずべき理なり、故に若し眞に幻視妄視にあらざることを證せんと欲せば、豫め妖怪について何等の觀念をも有せざるもの、若くは意力頗る強くして如何なる場合にても虚心平氣を保ち得る人をして驗せしめざるべからず、今此古屋の妖怪は過去の出來事にして之を驗するに由なしと雖も、今後之に類したる怪事起ることあらば注意に注意を重ねて考察を施さば必ず其眞情を發露し得べし、次に怪談御迦童の中に出たる一例を抜記せん。

往しころ三河國守に仕ふる士に、山香佐野右衛門とて二百石を知行し、器量骨がら優美にして、武士道はいふにおよばず、遊藝にさとく、心あくまで剛にして、仁愛ふかく、文武備はりたる士あり、此人時に獵を好み、勤仕のいとまには、朝に山野に出て狩くらし夕陽をしむ、けふも例の如く、未明に弓うちかたけ、矢筒おひて出たり、終日伺ひゆけど、兎一ツ小鳥一羽も得ず、秋の日山間に落ちて風ひや、かに、山がつも歸る比なれば、明日こそと名残をしくも歸路におもむくに、黄昏ちかく成ぬれば、道をいそぐ所に、折から駄賃馬に馬おひ打乗りて來るを見て、その馬からんといへ

ば、馬追ひ下り立ちあたひを定め、既に佐野右衛門打乗ける所へ、山伏一人來かゝり、馬追ひを招き何事か云けん、うなづきあうて、馬かた佐野右衛門にいふやう、此馬はあの山伏にかして候へば、そなたにはお給へといふ、佐野右衛門聞て、何條さる事有るべき、我すでに約して乗たる馬に、他人をのする法や有べき、その事叶ふまじ、急ぎ此馬引行べしと云ば、山伏さし出、此馬はわれら馬士と相對してかり受たり、そこには下り立て外の馬を借給へ、われらは此馬士のとくるなれば、何人の召れても引おろし乗るなり、とくくお候へといへば、佐野右衛門打わらひ、とくるにてもあれわれら先約いたし乗りたる事に候へば、御ふせうながら其元外の馬借へ御申あれ、はや日もくれに及びぬ、われらは八名までまるる間、道のほども遠くこれあれば少もいそぎ申也と、ねんごろにことわれば、山伏聲をはけまし、せんやくでもねり薬でも此方にかまひなし、御分、外の馬借に申されよ、いかに馬士またにやみをやるからはぶりがれんなどかをよばぬ事、うちくせずと其馬引てわれをのせよ、狐を馬に乗せたるやうにきよろくする侍を引ずりおろせと白眼つけ、傍若無人にのしるにぞ、佐野右衛門扱々理不盡なる山ぶ殿、御法樂でおし乗せんとは、三寶荒神馬頭觀音ならしらず、弓矢神はうけ給はず、我等がかりたる馬なれば心任せに乘行なり、馬士來れと乗出すを、山伏端綱を取て引とめ、此街道にて我をしらぬものやあるべき、所望しかけたる事叶はでは後日の爲にならぬなり、おりすばおのれ目にも見せて引おろさん、いかにくとせめか

る、佐野右衛門もいひかゝり、侍の下馬は事による、世話をからすと外の馬かりてのられよ、最前より申通に候へば、そこをはなせと馬のしりうたれて馬はあゆみ出す、山伏いよくじやくをふみ、侍でも弔でも我が法力には及ぶまじ、いでく寢言の目を覺させん、此の法力をよく見よと持たる珠數その間五尺許りがほど、中をめぐりてしばしがほど、あなたこなたと行もどるさま、あやしくも又おそろしけれ、佐野右衛門うちわらひ、正法に奇特なし、汝が邪法わが正法をもつて正さんに、汝が法刀いかで及べきかと、拔手も見せず山伏の首打落せば、死骸はたふれず、首は佐野右衛門を白眼、齒ぎしみ、ししばしくるめく其有様、おそろしともいはんかたなし、馬士は是を見て色青さめて、わななくふるふ、佐野右衛門は死骸をけたふし、馬士來れとのりゆくにぞ、馬士はひざふるひてあゆめず、佐野右衛門云やう、汝おそろし事なかれ、我人をあやめんとおもふ心にあらねども、見聞通りの過言無法なる奴故に止事を得ず手にかけてしなり、少しも汝が害とはなるべからず、若後難あらば、汝が見聞し通りつぶさに申ひらくべし、われは何某殿の御内山香佐野右衛門といふものなり、汝が身に此難儀かゝることはあるまじといへば、馬士は大におどろき、何様の御家士とや、かくとも夢々存知申さで、無禮の段幾重にも御めん下さるべし、私は御領分の土民にて候、最初の義を約しながら、あの山伏をのせんと申せし事は、山伏私をまねき、ことの外道につかれたり、あの侍に断て乗よ、駄ちゃんは汝が心に任せん、とくく頼むなりとしひて申、そのう

へあのものは、近郷にかくれなき強力者、此往還にかくれなく、殊に行力も人にしられて物しり故
 かが心がさかひては、後日の仇とならんもおそろしく、心ならず無禮をいたしたる事ゆるし下さ
 れかしと、手をすりて詫るにぞ、佐野右衛門打うなづき、何か汝を咎めん、少しも氣づかふことな
 かれ、御領分のものとおれば心安し、夢々心を遣事なかれと、安き言葉に馬士もこゝろうち
 とけて行ほどに、城外にて馬より下り、馬子は歸し我家へ歸れば、亥刻をしらするにぞ、食事などし
 たゝめて、佐野右衛門はけふの草臥やすめんと寢やに入る、家内のものもしづまり、夜も更けるに
 物音がまびすくするに夢さめて見れば、ともし火かすかに消なんとするを、起てかゝけんとする
 に、何やらんかけの如くなるものあり、すかし見れば人なり、あやしみながら、ともし火かゝけ見
 れば、晝手に懸し山伏の、さもおそろしきさまして佐野右衛門をはたとらみ立り、大かたの人な
 らば恐れわなゝくべけれども、少しもおそれず、妻子の目さめて見ればおそれん事を思ひて、我が夜の
 ものを屏風の外へ引出し、妻子の寢たるかたをば屏風にてかこひ、我もともし火をちかくたて、打
 ふしたり、山伏はいかれる面すさまじく、佐野右衛門が枕近く立てて目まじろぎもせずあれど、佐
 野右衛門はさらに何ともおもしろ、ゆたかにいねたり、夜明がたになりて山伏はきえうせぬ、佐野
 右衛門は常のごとく起るて、けふも山狩に出んとしけるに、雨のつよくふれば出ずなりぬ、佐野右
 衛門妻にいひけるは、しばらくの内御身と二人の子は外の座敷に寢給へ、我は思ふむねあれば、今

宵よりひとり此間に寢んと云ければ、妻女ともかくもといらへて、夜に入りて家内うちやすみけれ
 ば、常の如く佐野右衛門も寢たるに、今宵は山伏前の夜よりもはやく出て、つと立るたり、佐野右
 衛門は更にもやらで打ふしぬ、かくて夜毎に出で、佐野右衛門をにらめたる事にて、外には何の
 怪事もなし、されど後々は妻女を初め家内のものども、此山伏を見て絶入て、二三日づつ病にふし
 ければ、妻の父は同家中田村軍藏とて、物頭役してあれば、妻は二人の稚きを伴ひ行て歸らず、従
 者もいつとなくいとまを乞て皆出さりければ、佐野右衛門も理とおもひいとまを遣しぬ、扱番十
 餘人ありけるを、或日まねきてしかくのよし語り、しばらく病氣と稱して勤仕を止めたきむね談
 じければ、何れも勇氣の人々なれば、評議取々にて、今宵は何分伽としてその化物を引捕へんなど
 いひければ、佐野右衛門達て断いへども聞入らず、いづれも夜に入を待るたりしに、未暮ぬうちより
 山伏出たりしを、なみろし人々一同にぬきつれ、我討取らんとさわざちしに、うてば消うせひら
 けばあらはれ、まほろしのことなれば、有合人々詮方なく、終夜たゞ刀を抜て切はらふのみ、さら
 に仕いでたる事もなく夜は明ぬ、人々も興をさまして歸り、それより家中の諸士夜毎に集りて、き
 りとめんくみとめんとすれど叶はず、佐野右衛門は敢て手もさへず、かゝりし程に年もくれて春に
 至て、死靈は晝も出ければ、今は病氣とて引込、晝となく夜となく山伏と向ひあり、人々訪ひ来て
 加持などし給へと諫れど、佐野右衛門はさらに聞入らず、月日ふるに隨ひて、山伏は佐野右衛門の影

の如くつきまとひけれど、佐野右衛門はさらに屈せず、大きな家に晝夜山伏とむかひ居て、すこしもおもしろくしたる氣色なし。

是れ純然たる乙種怪事なり、佐野右衛門は一度山伏を殺したるによりて其後亡靈を幻見せしも、是れ決して死せし者の靈が形を現はすものとはなすべからず、蓋し我心中に残れる一種の記憶が妄覺を引起すによる、假令其人は氣力強き人にも自ら山伏を殺し、記憶は決して消失すべからず、晝間は精神確にして動かざるも夜間に至らば其記憶自然に浮び出でて忽ち妄覺を生ずるに至るべし、晝間氣の強くして夜間却て憶病なるものあり、平常精神盛んにして山も動すべきものが、一度一大凶事に會したる後は大に其力を減ずる事あり、故に如何なる人も其事情と境遇の如何によりては決して妄覺を生ぜずと言ふ可らず、深夜空室に獨坐する時は纔に耳目に觸るゝものあらば心動きて幻覺を生ずるものなり、然るに今の例の如きは其結極に至り多くの人が之を見得たれば幻覺とも妄覺とも云ひ難きに似たれども、是れ亦稻生物怪の如く人為的妖怪の加はることなきを保すべからず、よしや之を事實とするも各人の現見する所のもの果して同一なりしや、其形状方向距離盡く一致せしや、若其間に多少の相違ありとするときは、其相違は精神作用より起りたることは問はずして明かなり、然るに其事たる研究的に取調べたる報告にあらざれば、之につきて學理上の解釋を與ふるは甚だ困難とする所なり、故に此に注意すべき點を掲げて後日の參考に備ふるより外なし、次に怪談年男亡魂舞踏の一節

を掲ぐべし。

玉華子が江戸鹿子を見るに、鐵砲洲つく田島八左衛門殿島西本願寺の邊は江都東南海邊の致景、雨の夜は苦覆ふ船に、湘瀟の景を思ひ、なみ靜なる遠浦に、安房上總の歸帆を詠、秋の夕は入日の浪の底にうつる、洞底の、磯うつ潮に鬱氣を洗、俗塵をへだてたる境地なり、此邊に棟門高き弓馬の家、岩崎氏とて隠なき人致仕して閑をたのしみ、齡すでに古稀に及べと甚堅固の老人にて、常に謠をすき、仕舞を好み、坐臥經行獨唱ひ、夜高歌して、謠罷て後睡を甘じて、又夢中に向てもうたふ、日用都て是謠裏にあり、かゝるすき人も又世にたくひすくなかりける、すでに夕陽西にうつり、鐘の聲かすかに物すごきゆふべ、じやくまくたる隠居の柴の戸に、音づるゝ聲は小網町に住居する彦兵衛といふ町人なり、是は岩崎翁の若き頃より出入して、月にも花にも、友なひ語らひ、しかも謠舞達者にて、心をへだてず、是も其年耳順に超えつれど、共に一曲をかなで樂みけるが、いかゞしたりけん此程久しく打絶て來らず、かねて京都へあつらへたりし、舞扇も出來つらんかとかゆかしかりしに、よくこそ來りけると、手づから扉をひらきまねきいれて、いかにや久しく尋ござりし、一別已來一日千秋のごとしと、手を取て安否を問ければ、彦兵衛も久々御目見不仕候處、先以御聖勝の體を見奉恐悦仕候、されば春の頃御頼あそばしつる扇の事、心ならず、道中の間違にて、疾出來てはさふらひしが、幾たびか江戸へ下しては京へ歸り、今迄還參におよび、御用

事龔略に致したる様にて、千萬氣の毒に奉存候。若き時より老の今迄御機下され候御恩にそぶき、其苦しさ病より猶切なかりし處に、今日京都の荷物到着、御あつらへの御扇是を持参し長々積る物がたり、御慰に申上且は御詫の爲ながら日はくれかゝり候へども、只今参上仕候といと恐れ入たるさま、日ごろの活氣と打てかへたり、さて堅過たり氣づまりかな、夫程に訖る事にもなし此程人の噂には病氣のよし聞えしが、先無事なるぞうれしけれ、久々にての一会、あつらへの扉好より彌増りて、模様も一入の出来満足々々と、表より若侍共呼あつめ、酒宴刻をうつし、主いで一さしと水に近き樓臺は、先月を得るなり、陽に向へる花木はと、たちまふ袖もこよひの月も主の髪も、客があたかも、皆しる妙に氷のころも、霜のはかま、まだあしもともよわからず、彦兵衛も久々にて御前の仕舞拜見いたし候、はかりながら拙者も御扇出来の御祝儀なれば、其曲の次切へかけて舞納へしと、是もばせをの袖を返し、ひらく扉の風ばうくと、物すごき夜の、にはのあさぢふ、おもかけうつろう露もきえしが、ばせを破れて、残るは主人と酌取り若侍小坊主ばかり、こはふしぎやと障子を明け縁側より庭の隅々隈々をさがせども彦兵衛の陰も形もあらばこそ、表にも此ふしぎを聞て、上下ひしめきあひ、狐などの入来りしならんか、若物共心得よと用心きびしく、くまなく駈たつる程に、夜もあけぬ、家中の上下背のあやしみ、心得がたきと語り居たる折ふし、若き町人來りて、拙者儀は小網町彦兵衛がせがれ藤七と申すもの、此間彦兵

衛病氣ゆる、久々参上不仕、兼而被仰付候御扇、漸出来仕候間持参いたし候と、扇をさし出せば、取次の侍も不審ながら、主人に此よし披露しけるに、主も大きに驚き賜ひ、扇は昨夜見し所にたがはず、宵の扇いづくにかあると、尋ねれどさらになし、主扱はと藤七を招き、過し夜彦兵衛が來りし有増を語り賜へば、藤七泪をはらくと流し、今はつゝむべくもなし有體に申上侍らん、父彦兵衛は久々病氣にてさふらひしが、次第に重り昨日身まかり侍り、已に末期にいたる時、京都より荷物到着御扇出来の書狀、日ごろたゞ此御用の延引に罷成候を、朝暮苦勞仕候處、いまはの際に御扇出来すと、聞てひとしく起直り、御扇を拜見し逐一吟味をとけ、にこくと打ゑみ、我死したりともまづ佛事供養をさし置、是を持参し此通り殿様へ申上、平生等閑に打捨置はいたさねど、折ふし間違引の段、くれぐれ申て得さすべし、是第一の供養にて、我も佛果に至るべしと、申聞て昨日暮時相果候、親が遺言黙し難く候へば持参はしながら、忌ある身の憚りもなく、御屋敷へ推参の段重々恐入候と平伏したり、岩崎殿これを聞て、落涙とよめかねて扱々不便の心入、其一念たちまち、幻に顯れ來りしが、昨夜酒くみかはし一さしの舞、あはれ、今は形見となりけるよな、若きより今此老の身にいたりても、友鶴とたのしみてありしを、片翹なる老鶴の何をかたのしみとせんと、藤七に金白銀取出しあたへて、追善の料に得させ、藤七も永く出入せよと、あつく憐み、父が在世にかはらず勤けるよし、彦兵衛が實義、誠に世の人の鑑なり、人は皆信

義あつきこそ、人の人といふべし、いつはりかざれるべんぜつもの、りかうさいかくはありとも、人の道にはあらじかし。

此例は宗教部門幽霊篇に属すべき者なれども、今怪事の一種として此に掲げり、是れ甚だ奇怪なる事實にして、幽霊論を證するに是よりよきはなし、但其事の眞に事實なりや或は構造説なりや之を判定する事能はざるを遺憾とす、例令之を實説とするも多少潤色虚構の之に加はることなしと言ふべからず、然るに世間にて從來往々之に類する怪談あるも其時日の符合に至ては甚だ疑はしきもの多し、例へば夢中人の死を見て事實に相合したりと傳ふるものについて之を驗するに時日の記憶は明瞭ならざるものにして、一昨日と昨日と相混じ、前週と今週と相別ち難く、記憶上四五日間位の相違あるは我々の身の上にて考へて知るべし、已に其記憶明瞭ならざれば其の後に聞きたる時日を以て之を迎へ、時日の符合せざるものも確然符合したる様に想像するに至る、殊に精神の病患に罹りたる者は現に人より聞き込みて其時自ら之を覺識せず、數日の後其無意識的記憶が偶然再起して想像若くは夢想上に浮べるを見、依て之を實際に正して事實に合せしを發見したる事あり、先年余が一識ある人にして精神病にかゝり病院に在るや、其看病婦及び親戚の者の隣室に在て相語りし事を其耳に聞き込み、其時更に自ら覺識せず、後に至りて突然想起して其時俄に神より其心に告示せるが如く感ぜし事あり、故に時日符合も未だ全く心理上説明すべからざるにあらず、唯舊時の傳説は今日之を證明すること能は

ざるのみ、因て余は且く參考すべき點を述べて後日の注意を促さんとす。

越國頸城郡栖吉といふは山にそひたる村にて、此所に古城あり、謙信の臣、本莊清七郎とかやいひし人の居城なるよしいひつたふ、此城地多くは圃となりぬれども、本城二の丸などの形今にのこり隍などのあともあり、高きこと廿町ばかりもあらんとおもふ山城なり、山の上に、燕脂花花草蒲などのあるは、古の城池にありし根の、のこれるにやあらん、この山下の農家につかはるゝ作助といふものあり、性質白痴に似たるが、常に山奥へ入て、薪を採けるに、ある時より夜なく出で、朝に至りて歸る事、日をへて止す、これによりて、いつとなく身體疲勞し、容貌瘦おとろへしゆゑ、かれが主人意得ぬ事に思ひ、其故をとへどもこたへず、或時いつくへ行ぞと人をつけて見せしに、城山の方へ行きしが、忽かたち見えすといひしに、いよくふしんにおもひ、さまざまにいたく問ければ、今はつゝむこと叶はじとや思ひけん、ありのまゝに語りしは、過し比城山へ柴刈に行しむかふを見れば、暮とやらん打まはし、やごとなき女郎あまたなみ居、目なれね調度などとりちらし、酒えんなかばと見えし故、此あたりにかゝる事はいまだ聞き及ばず、いかなる人ぞとふしんながらさしのぞき見たりしに、上座に居たまふ女郎は、二八あまりにやと見ゆるが、うつくしき事えもいふべからず、あやしのしづのめのみを見なれつる目より見れば、かゝる女郎もあるものかはとおもふばかりなり、そののみならずつきしたがふ女房たち、おとるべくもあらず、衣服のうるはし

きにおどろかし、何かはしらす、にほひのはなはだしき事ことばにのべがたし、おもひあはずれば、ある寺にての法談に、天人の天下り給ふ時は、花ふりて、あやしきにほひそらにみつると聞しが、さらば天人のこゝへ下り給ふかと思ふに、さまざまのなりものゝ音して、うたひ物の詞は、何といふことゝも聞わきまへざれど、是もかの天人の音楽とかやいふものならん、今に花もふらんかと、心も空になりて聞居たるに、上座にまします女郎我を見つけ、それこなたへのたまふに女房達たち出、手を取て幕の内へつれゆかれし時、こはいかなる罪にかなはれんとおそろしくて、かうべを地につけ居たるに、おもひの外に、めづらしき酒肴をすゝめられける、其味人間に有べき物ともおもはれず、かくて酒たけなはに及びて、我を近く召けるに恐るゝはひよりしに、汝はいやしき民なれども、前身は名ある勇士なりき、我は其城主のむすめなりしが、汝といもせの縁をむすびいまだ嫁せざるに、戦利あらすして、落城に及び、汝も其時うち死し、父と共に、我も昔の下に埋れて幾年月をおくりしが、夫婦の縁今に朽はてず、さるによりて今こゝにまねきたり、我父多くの軍用金を、此城地に埋置しを、誰知人もなくいたづらに土中に朽なるとす、汝むかしの故あるにより、是をゆづりあたふべし、しかれ共、汝此事を人にもらしなばあたふる事かなふまじ、汝が志をよく見定めて後、日をえらびあたふべし、それまでは夜ごとに來れ、我も必出あふべしとありし故、それより夜なくかよひしに、女郎も出であひたまふ、もし我あとより、人付來る事あれば、

其事をしりて、汝があとより來るものあり、是より歸るべしとてこのほか氣色あしく、それゆゑ人目をしのびてかよひしと、はじめをはりつまびらかに語りけるが、もとより愚なるものなりければ、狐狸のたぐひならんかといふ心もつかず、其上欲心おこりて、かの金をとらばやとつかるゝことをもわすれかよひしが、遂に神氣を奪れ病死しける、ある人いひけるは、作助柴を刈に行し時、山に狸のあな有しを何の故もなきにふさぎけるが、其あだをむくいんとて、なせし事なるべし、是寶曆年中にて、明和まで十年餘にもなるべし。』

此例は狐狸に誑惑せられ或は天狗に捕へ去られたりと稱するものと同じく妄覺の作用なるを疑なかるべし、人は平時にありて妄象を幻視するとは甚だ少きも、病時にありては精神病は申すに及ばず熱病の時も往々之を見るときあり、余が知人に精神病に罹りて毎日晝夜絶えず種々の妄象を見たるものあり、病時已に妄象を見る以上は平時にありても心が一時の事情によりて激動したる場合には同じく妄象を見ると敢て怪しむに足らざるなり、夫れ妄象は豫期意向によりて生ずるものと無意自然に發するものとあり、自然に發するものは恰も、夜中夢を見るが如く醒時にありて夢境を現するなり、其現象は外界の物象を見るに非ずして内界の心象を見る者なり、此妄象の一例に長崎市辻野九華氏より報じ來りし者あり、曰く予は三十五六年前より鑛山業に従事し、徧く全國の諸鑛山を巡檢せしこと數回ありしが、伊豫國別子銅山、又は其他數百年來引續きて採掘し來れる鑛山には、從來妖怪ありと聞く、

そは即ち俗に敷次郎と稱する怪物にして、容姿坑夫に異ならず、常に坑内に在りて、顔色蒼白歩むときは音ありて尋常人の如し、然れども言語一切不通にして時に鑛石を採掘するがとき音、又は水を汲むが如き音を爲すといふ、予此事を聞き一度實驗せんと心懸けたりしも、久しく好機を得ざりしが今を去ること二十七年前備中國小泉鉛山に行きし時、兩度此怪物を見たり、尤も此山には、開坑以來坑夫の死亡せし者を合祀せる宮ありて若宮と名く、此の怪物は此等の亡靈の爲す所なりや否やは卒かに斷す可からざるも、兎に角奇怪なることを爲す、即此山の敷次郎は時々食物を需むるもあり、若し之を與へざれば坑夫に嚙みつき、又は鑛業の妨害をなす、其最も奇怪なるは敷次郎に嚙まれたる痕は醫藥にては治し難くして、佛前に用ふる打敷の片、若くは袈裟の一片を焼きて灰となし、油にて之を煉り貼附すれば忽ち治する是なり、且つ坑内に在るとき、此怪物將に來らんとするや、先兩脚の爪を剥がるゝが如き感じあり、漸くにして背より頭にまで戰慄を傳へ、肌に粟を生ずるを常とす、是予が自ら實驗せし所なるを以て其狀を記して報ず」と、是れ其何物なるか知るべからずと雖も、此の如き場合に幻覺によりて幻象を見るは免かるべからざる所なり。

○妖怪宅地の事は支那の書中にも多く出づるも其眞偽に至ては甚だ疑はしとす、今左に一二の例を舉示せん。

新齊諧に云く、杭州の北關門外に一屋有り、鬼屢見はる、人敢て居らず、扁鎖すると甚だ固し、書

生蔡姓なる者、將に其の宅を買はんとす、人之を危む、蔡聽かず、券成る、家人肯て入らず、蔡親しく自ら屋を啓て燭を秉て坐す、夜半に至り女子有り、冉冉として來り、頸に紅帛を施し、蔡に向て俠拜し、繩を梁に結び、頸を伸べて之に就く、蔡怖るゝ色無し、女子再び一繩を掛けて蔡を招く、蔡一足を曳て之に就く、女子曰く、君誤れりと、蔡笑うて曰く汝誤れり、繩に今日有る、我を誤ること勿れと、鬼大に哭し再拜して去る、此れより怪遂に絶え蔡も亦た登第す、は曰く、即ち蔡は炳侯方伯なりと。

沈約の宋書に曰く、李林甫の宅、屢々妖怪有り、其の南北隅の溝中、火光大に起ること有り、或は小兒有り、火を持して出入す、林甫之を惡む、其の處に奏して嘉猷觀を立つ、林甫の疾むや、晨に起きて盟飾す、將に朝に入らんとして書囊を取るに、即ち常時記する所の事目なり、忽ち覺ゆ、額常に持する者より重きことを、開て之を視れば、即ち二鼠有りて出づ、地下に投ずれば即ち變じて蒼狗と爲る、雄目張牙仰て林甫を視る、弓を命じて之を射るに、殷然として即ち滅す、林甫之を惡む、月を踏えずして卒す。

雲齋錄に云く、宋潛、甘渡の巡檢と爲る、故人趙當を延いて其の子弟に訓す、忽ち美婦人の燈下に立つを見るに、纖腰一擲、唱して曰く、郎行て久しく歸らず、妾が心傷んで亦た苦む、低迷す羅縠の風、背泣す西窓の雨と、遂に燈を滅す、趨に寢に就けば曰く、妾は本と東方の人、身を彭城の郎に

鬻ぐ、今、郎は上國に觀光す、妾豈に暗室に孤眠すべけんやと、明夜又來る、諸生、趙の精神恍惚たるを怪み、具に其の父の潜に告げて往て觀る、一婦人を見る、唱して曰く、曉に向ひ鸞に臨んで黛眉を拂ふ、紅妖艶冶羅幃を照す、辭せず夜々偷に相訪ふことを、只恐る旁人の又知るを得んことをと、宋大呼して遽に入り、手を以て之を抱けば甚だ細し、乃ち一燈檠のみ、之を焚けば遂に絶す。

五代史に曰く、隱帝位に即く、宮中數々怪物を見る、瓦石を投げ、門扉を撼す、隱帝、司天趙延久を召して禳除の法を問ふ、延久對て曰く、臣は天象を職とす、日時其の變動を察し、以て順逆吉凶を考ふるのみ、禳除の事は臣の知る所に非ざるなり、然して臣の聞く所の者は、山魃に殆し。

此の如き怪談は支那の書中に多く見る所なるも、支那人は事實を虛構するに巧なれば其記する所甚だ信據し難し、要するに妖怪宅地に發する現象は大略此の如し、而して余は之を甲乙兩種に分ちたるも實際上二者大抵相混じて起り判然たる分界を立つること能はず、其中甲種怪事は物品の上に怪事を現するも實物實體を見るにあらざれば是れ多くは人爲的にして自然的にあらず、先きに掲けたる戲臺妖怪を見て知るべし、而して乙種妖怪は怪物の實體を現出するものなれば、是れ多くは妄覺幻覺より生ずるなり、果して然らば妖怪は人より起ると謂て可なり、古語に妖由人興也とあるは實に其理を盡くせり、然るに支那學者は此語を解釋するに天人交感の理により天地自然の氣の感應となす、今駁

臺雜話(卷一)に論ずる所に左に掲ぐべし。

鬼神は天地の功用二氣の良能と云へば勿論正理より出たる事なれども、人の本質悪なくして氣質において善惡ある如く、神も人世に降ては正しきあり正しからざるあり、其子細は陰陽五行の氣の四時に流行するは天地の正理にて不正なれども、其氣兩間に游散紛擾していつとなく風寒暑濕をなすには自から不正の氣もありて人に感ずるにて知るべし、されば天地の間此氣の往來に非ざるはなし、正氣を以て感ずれば正氣應じ、邪氣を以て感ずれば邪氣應ず、但正邪ともに二氣の感應より出れば、邪氣の感とても神にあらずと云ふ可らず、夫正氣の感は大小となく精誠の所に致にあらぬはなし、大事にていは、高宗の良弼を感じ、周公の金縢を感じ、小事にて云は、趨衛が六月の霜を感じ、韓愈が悪溪の鰐を感ずる、其事は異なれども同じく精誠の感にして怪むに足らず、前年眞西山の集を見侍るに、或民家の女子父の病を憂て夜になれば天に向て身を以て代らんと禱りしに、其誠を感じてやありけん、一夜群鵲にはかに屋を廻り飛躍し程に、仰て空中を見れば大星三つ輝煌として月の如く欄檻の間を照しけるが、翌日より父の病癒けり、西山郡守として其事をまのあたり見聞せしまゝ其間を榜表して懿孝坊とし、記を作て其事をくはしく著されける、是等はことにたしかなる事にて其感いちじると云ふべし、然るに衰世に及て人心正しからねば、大かた邪氣の感のみにて、夫より妖怪を生ずるなるべし、もとより怪力亂神は聖人の語り給はぬ事なれども、其理を窮るは格物の

一端なれば諸君の爲に申し侍るべし、左傳に妖を魯の申繻が論じて、人之所忌其氣穢以取之、妖由人興也といへり、よく物理に通ずる言と云べし、穢は火の未盛して、進退するとあれば人の氣にてもかくの如し、すべて人の忌みおそるゝ所は世話におそろしき物の見たきと云やうに、さながら心に忘れ得ぬほどに、思想にひかれて火のかつもえかつきゆるやうにあると見つなしと見つけて、かくしてやまねば氣うかれて我にもあらずなりぬる程に、邪氣際に乗じて幻に形象をさへ生じぬればさまざまに妖をなし怪をなすぞかし、齊侯の彭生を見、鄭人の伯有を見るの類是なり、すべて氣穢の所致にて正氣の感には絶てなき事なり、唐宋小説の書に洞庭湖の邊に水神の祠あり、大湖を渡る人は是に水難をのがるゝやうに禱るになんありける、或賈人毎年大湖を渡る程に、其祠を深く信じて往來に必賽禮せしが、或年湖上にて風に遇て船破れてつひに溺死しけり、其子湖邊に到り父の死を悲みつゝ、怨悔する餘りに、我父此祠を多年信仰して祭奠いさゝかおこたらざりしに冥助なかりしこそ遺恨なれ、あすは必ず此祠をやぶらんと思ひきはめていねたりし其夜の夢に、水神ふかく恐るゝけしきにて、汝わが罪をゆるさば湖上にて樂を奏して其恩を報すべし、さればとてわれ祠を焚るゝを恐るゝにあらす、又汝が怒氣の勢に恐るゝにあらす、唯心のそこに必ず焚かんと決斷したる一念我にこたへて敵しがたき程にかく謝すると云ひけるとぞ、もとより齊東の野語信するにたらぬことなれども、神は決斷におそるゝと云ふ事道理ある事なり、もし此人怒の心のまゝにやか

んと思ひながらその氣穢にしてやくともやかぬとも決せず其の氣進退せば、やがて神に氣おされて反て祟を受くべし、むかし駿府の御城にうは狐と云ひ傳し狐あり、人之に手巾をあたふればそれをかぶりて舞しが、聲ばかりして形は見えず、唯手巾空に翻轉して廻舞のやうに見せし程に、人々興に入りたり、人手巾を與ふる時に受取る形は見えぬども、もたる手をものゝすりて通るやうに覺えて其まゝ取て行ける、わかき人々わざと渡さじとあらそふに、なに程堅く持とも取られぬと云事なしと語るを大久保彦左衛門聞て、我はとられじとて手巾をもちて是取れりと云に取得ず、さて云ふはさても無分別の人よあなおそろしとてにけさりぬとぞ、彦左衛門は手に覺のある時に我手共にきりておとさんと思ひつめけるを狐さとりしなり、されば武士の心剛にして一筋に直なるさへ其氣焰になき程に狐も妖をなしえず、まいて正人君子においてをや、本より邪は正に敵せねば、正氣にあふては氷の日にむかうて忽に消ゆるがごとし、西域の妖僧傳教をいのり殺すとて自から暴死し、武三思が妾狄仁傑にあうて藝を施しえず畏縮せしにてしるべし。

然れども今日は心理學の如き人心の性質作用を明示する學問進みたれば、妖曲人興也の解釋も自ら變ぜざるを得ず、却て佛教の鬼も蛇も皆妄念によりて生ずと云へる説の今日の學説に近きを知るべし、抑々宇宙間にありて生活を有するものは草木あり、禽獸あるも、精神意識を有するものは唯人類あるのみ、高等動物の如きは幾分の意識を有するも之を人類の有するものに比すれば無意識に均し

かるべし、斯る高等の精神は人類特りの之を有するを以て、種々の妖怪も亦皆此心より出づ、故に世に妖怪の府庫と稱すべきは人類の心のみ、其作用の奇變殊妙なることは實に驚くべし、已に人心其物の妖怪を知らば、世に妖怪の魁首は鬼にあらず神にあらず狐にあらず狸にあらず人なることを知らざる可らず、且世に最も恐るべきものも鬼神狐狸にあらずして人なることを知るべし、若し更に人心其物の妖怪なる所以を尋究するときは、更に一大妖怪の其根基となるを知るに至る、是れ余が所謂眞怪にして世間通俗の千妖萬怪は皆是より出づ、是に由て之を觀れば人心は實に眞怪に通ずるの門路にして又眞怪の其光影を洩らす窓隙なり、果して然らば吾人は眞正の教育を進めて以て心面の塵埃を拂ひ、眞正の宗教を講じて以て心内の關門を開かざるべけんや。

第七節(百物語) 妖怪宅地に接續して説かざるを得ざるものは百物語なり、是れ古來より一般に唱ふる所にして、小説中には往々其例を擧げて吾人に示せり、然るに今日にありては誰れも此の如き説を信するものなかるべしと雖も、是れ妖怪研究の材料なれば此に論ぜざるべからず、其由來については和漢怪談評林中に出でたるものを抜萃して示さん。

昔より百物語と言事の侍ふ、先づ灯心を百筋ともし、青紙にてはり、座中の刀脇差等をかくし、扨て夫より恐しき咄一つ咄して灯心一つ消し、段々に百筋のともし火皆打消し侍へば必ばけもの出と言去皆なくなして化物を見たりと云人の物語に侍ふ、或西國方の若侍五七人集り、極月の末いと寒

氣も強にぶぐ汁なんとよのへ世の中の物語なし侍ふ處、一人の侍云ひけるは昔より百物語を爲せば化物出づと云ふ、いざや今宵の慰に物語せばやと云出せば、我ぞよからん人ぞよからんと云、かたへに臆病なる人の侍りて益無き事と云を猶更人々勇立ち、主はあんどこのしたくし圖の如くにして、一つ二つとおそろしき物語かぞへてともし火打消、次第々々に咄もて行に、かたへよりはそりやなま首が見ると云へば目のない座頭かと云、次第に咄して夜もはや七ツとおほしきには話は百みて、一面にくらく、雪さへふり出で外面白さむさむ物すこき風身にしみたり、皆々火鉢の頭付合て今やと待に、ねむけさへさして座中とろりとろりとねむる處、一人用事かなへんとてかたへの戸をあけ出しに、雪の白々と積たる木立頼りに動き出、そりや雪女と云に人々眼ざめかけ出しに、さして變事もなく風に梢の動くなりけり、人々大笑して又こそりよりたるに、火鉢の中より白き女の顯れ出に、人々驚き一度に飛びのき夫と云程にこそあの立さわぎころびまるぶ足をとらへてやれ化物とらへたぞ、ちやうちんよ手そくよと呼はるに、勝手よりともし火持出で見れば、お病なりし侍のおどろきて目をまはしたる足を捕へたるにぞ有ける、座中大笑して夜もほのほのと明るに人々歸りぬ、されども右の火鉢より出たるはたしかに見たりしと云へり、かゝる事も有事にや。

を見んとたくみて拵へたる物なるべし、先づ刀脇差をかくすは人にけがのなき爲らん、又よわみを付なるべし、物語百に及べば夜も更心氣おとろへねむみさざし、燈を青き紙にて張、始は百筋ともしたるを次第にくらくなして恐しく拵によつてうつらうつらねむみさすに随かひ、心に有話夢に見たるなるべし、慥に火鉢より女の出たると云人も半分うつゝにて見たる事慥には申がたし、其よ心得ぬ事侍り、予嘗試に灯心百筋ともして見侍りに、油にえてわきかへり、なか／＼半分は消て百筋ともす事ならぬ物にて侍ふ、かはらけいくつも置てもしたらんはしらす、一ツには立がたし、是又人の云ならはしにて實にともし見ざれば知ぬ事侍る、其見たりと云人も又人の咄かもしらす、世に多見たりと云話は又人の見たりと云咄を直に我見たるが如く、咄侍る、必しも誠と思ひ給ひそ、殊更雪女など云事心得がたし。

世にもてはやす雪女の双紙又は宗祇の見たり抔と云はなし皆偽にて侍る、我互に見たりと云人未だ聞侍らず。

又諸國新百物語にも百物語語を掲けたれば是れ亦左に轉載すべし。

むさしのある邊に何がしかいへる士あり、老苦心ならず、名跡は息にゆづりあたへて、世事をしらす遁居て、心をやすくわたれり、時しも秋の雨窓に、かよひ蟲のかれ聲や、哀に淋しき夕、戸を音づるゝあり、怪萩の上風にやと見れば、日比隔なき三三子の友とぶらひ來れり、八重葎さしこも

りにし柴の戸に、珍しの御たづね、先こなたへと一間なるかたによりゐて、こしかたを語りつゝくれば、猶雨しきりに軒に玉なして何となく世上靜なるに、ひとりのいひ出る、かく打よりたるついでにおもしろきに、いざ百物がたりして、昔よりいひし怪ありやなしや試みなんといへば人々尤もとこぞりよりぬ、それが中に中老の男此法度をとゝのふ、先青き紙もてあんどをはり、燈心百筋たてたり、はなしひとつに燈心一筋づつともしけちて、百にみつれば座中闇となりぬるにさだむ、かくてひとり／＼おどろ／＼しき物がたり、かたりつゝけるほどに、九十九になれば燈心たゝ一筋の光幽に物悲しく、われかの氣しきりになりて鼠の鳴聲も耳にあやしく、風の戸ざしならずもむねけうとく、漸く百にみつれば、燈打消してひとへに闇のごとく、いかなる事かあらんとかたづをのふで一時斗、別の怪もなければ、又ともしびかかけ、互に顔見あはせ、往昔より傳たるは左斗もなしなど打わらひぬ、夜の明なんほどもなしと人々其邊にまろびふしぬ、かくて遠寺のかねさとのくだけけしののめをつぐるに、各起出で見れば、只今切捨たるごとき女くび五つ、くろき髪を亂し翠の黛紅の顔うつくしきが、朱のちしほにそみたるをひとり／＼の枕もとにならべ置ぬ、座敷の戸は宵よりつよく錠おろしてあれば、外よりかよふ窓もなし、此ふしぎさ戸ざし明出で、是を見るに更にかはることなき女のくびなり、されば皆と集、ちかき野べに捨て立歸りみるに、今迄ありし女のくび、一時にされかうべとぞなりける、されば此百物語は是魔を修する行にして怪異を祈るの

法なり、宵より餘事をまじへず、此事に念をこらしたればぞ、かゝるふしぎはありける、是を思ふに佛を念ずるの心至て誠あらば、何ぞ佛果の妙にかなはざらん、魔道佛道異なりといへど、念ずるの心又ひとつなり、是悪是善なれば、速に悪をさりとてひとへにほだしい心を願ふにはしかじ。

以上に述べし百物語の怪物の如きは全く自己の精神作用に原因するものといふより外なし、其故如何といふに、若し之を物理的に解せんに、此くの如き種々の怪物怪事を現せしめんには必ずしも百物語の事情を要せざるべし、百物語に如何なる怪力魔力ありて能く此くの如き妖怪現象を生ずるか實に疑はしきことならずや、百物語にて能く此等の妖怪を現するを得ば、五十物語にても亦能く此等の妖怪を現することを得べく、乃至二十物語或は十物語にても亦能く之を現することを得べき筈なり、又もし二百物語三百物語に至らば妖怪の現すること一層甚しかるべき道理なるに、古來妖怪の現するは百物語に限るといふは、明かに他に講究すべき原因ありて存することを示すものといはざるべからず、且つ眞に怪物の存するありて人目に觸るゝことを得るものならば、何ぞ必ずしも百物語の時にのみ現するに限らん、たとひ怪物其物の意は吾人の測知すべからざるものとするも、百物語が怪物に如何なる愉快を與へて遂に其の體を現せしむるに至るか、頗る疑はしきことと謂ふべし、然るに古來百物語の時に限りて種々の怪物怪事を見ることは、畢竟從來此の如き怪談が小説的に傳はれるありて、人の精神作用を喚起し、自ら現して自ら驚くに外ならざるべし、既に之が原因を精神

作用に歸するときは、其説明は心理學の道理に依らざるべからず、而して心理學上より之を考ふるときは、從來世に傳れる百物語に關する怪談の記憶と妖怪の觀念とが互に連合して心中に存するを以て百物語を行ふ毎に妖怪の觀念を再起せしめ、遂に妖怪現象即ち種々の妄覺幻覺を生ずるに至るといふより外なし、されば百物語をなして實際妖怪現象を生ぜし實例あるも、固より當然のことにして全く其理なきにあらず、然れども古來百物語の實例なりとて記録或は口碑に傳はるものは大抵小説的のものにして、實際の經驗に出でたるもの甚だ少く、又たとひ經驗に出でたるものにて、甲乙相傳ふる間には多少の布疋増飾之に加はるありて、頗る實事に差ふ所あるが常なれば、之が講究に従事するもの深く此點に注意するを要す。

第八節(枕返) 妖怪宅地に關係ある妖怪は百物語のみに限るにあらず、此外に枕返しといふものあり、此妖怪は大抵妖怪宅地或は妖怪と稱せらるゝものに連帶する怪事にして、若し人其宅地若しくは其室に寝ぬるときは、翌朝迄に必ず自然に其枕の位置を轉ずといふ、又稍之に類するものに行灯の位置を轉ずる怪事あり、乃ち眠に就く時右に置きし行灯が、翌朝に至りて自然に左の方にあるが如きものは是れなり、此等は何れも妖怪宅地の現象の一種なるが、其原因は物理的にあらずして心理的なり、乃ち枕を返すことの如きは、睡眠中に知らず識らず自ら爲すものなること疑なし、現に予が知人に實際之を目撃せし者さへあるなり、之と同じく行灯の位置を轉ずるが如きもやはり睡眠中に自ら爲せる

舉動に外ならず、かくいは世人は一般に若し果して睡眠中に自ら此の如き舉動をなしたるものならば、翌朝必ず其事を記憶すべき筈なるに、絶えてかゝる記憶を有せざるは如何と疑ふならん、然れども吾人が睡眠中の舉動は必ずしも翌朝迄記憶に存するものにあらず、例へば睡眠中に手を動かし足を動かし、或は嚙語を吐き或は「齒ざり」を爲すことあるも、翌朝に至りて更に之を記憶せざるは珍しからざることならずや、或は又暑きときは其衾を却け寒きときは、之を被る等の舉動は、恰も醒覺の時に意志を以て爲すものと同様なるが如く見ゆれど、翌朝更に之を識覺せざるが如きことは人の屢々經驗して知れる事なるべし、果して然らば、睡眠中に自ら爲しながら翌朝之を記憶することなきも何の怪むに足らん、但し睡眠中に自ら其枕、或は行灯の位置を轉ずるに至るには然るべき理由なくんばある可からず、其理由といふは、前に豫めかゝる怪事あることを聞き若しくは知りて、其事を心にかけながら眠に就くより、睡眠中にありて其記憶再現し、自ら知らず識らず之を爲して、翌朝更に之を識覺せざるに外ならず、故に之を試験せんには、前に曾てかゝる怪事あることを聞きしことなくして更にかゝる記憶もなきもの、或は二三歳の小兒の如き殆ど無心無意の者をして此の如き處に寝ねしめ果して其枕若しくは行灯が位置を轉ずるか否を試みるを要す、然るに從來之を試験せし者は皆曾て此事あるを熟知せし者のみにして未だ曾て全くかゝる記憶なき者をして試みしめしことあるを聞かず、是れ世人をして益々奇怪の念を増さしめし所以なり、なほ此等の怪事は眠行睡遊等と同一種のものな

れば、宜しく心理學部門夢想篇と對照して其理を明らかにすべし。

第九節(怪事) 凡そ妖怪には其體を現はすものと其體を現はさざるものとの二種あれば、且く妖怪を分ちて怪物と怪事之二となすことを得べし、怪物とは現に其體を目撃することを得るものをいひ、怪事とは怪物の有無に關せず妖怪現象あるものをいふ、されば前に述べし妖怪宅地の如きは怪事中の最も著しきものにして、其中には又妖怪の體を現はすものと然らざるものとの二種あれば、予は之を甲乙二種に分ちて説明せり、凡そ妖怪にして視觸の兩覺に感ずることを得るものは之を其體ありとし、唯聽嗅兩覺のみ感ずるものは之を其體なしとす、又種々の怪物中には或は其體を見ざることもあり、此二のものは且く之を無體的妖怪とし、然らざるものは總べて之を有體的妖怪とす、時に又原因を見ることが能はずして獨り其結果のみを見ることなきにあらず、かゝる場合には之を無體的妖怪に屬せしむべし、而して上にいへるは即ち有體的妖怪に屬し、怪事は實をいは、有體無體の雙方に通ずる稱なれども、且らく怪物に區別せん爲めに無體的妖怪を怪事と假定して論ずべし、さて此の如く定めて怪事の種類を列舉せん第一は怪音なり、怪音にありては其形體を見ることなきも、其音の如何にも怪しむべきによりて之を妖怪と判定するなり、其第二は怪火にしてこれも亦其體を見ずと雖も、陰火、鬼火の如き現象あるときは之によりて怪事とするなり、其第三は髮切にして一夜の中に恰も剃刀にて截斷せしが如くに頭髮の落つるものをいふ、こは其原因明かならざるも、既に此結果あるを以

て之を怪事の一種とするなり、以上諸種の怪事は皆無體的妖怪にして、大抵前に論ぜし妖怪宅地に連帶して起るものなれば、其例證は第七節に於て既に之を列舉せり、然れども又前に洩れたるものもあり、且つ此等の怪事は必ずしも、宅地の中に於てのみ現はるゝに限らず、時に宅地外にても現はるゝことあれば、前節の缺を補はんが爲めに更に二三の實例を示すも強ち贅冗の事にあらざるべし、依りて先づ怪音の實例を尋るに、其大半は前述の妖怪宅地論の例證中に掲げしを以て唯此の一二を舉示すべし。

伊豫國松山の七不思議の一なりとして傳ふるものに、市中に偶然太鼓の聲を聴くあり、而して其聲の何處より起り何人の所爲なるやを詳かにせず、又市内の林中に突然銃發の聲を聞くとあり、是れ又其原因を知るべからず、又近日發刊せる山梨日々新聞に東山梨郡松里村に大石の埋まりしを掘出し、此に家屋を建築せしに、地底に水瀬の流るゝ如き音の聞えて寸時も止むことなしといふ、又俗説に深山に入らば人なき處に伐木或は投石の聲を聞くこともあり、是れ天狗の所爲なりと云ふ、又偶然震動を感ずることあり、高知縣香美府夜須村川伊三郎氏の宅に、不意に大震聲の室内に聞ゆることありといふ、又丹波岩内誠一氏の報に同地に怪家ありて、夜中障子がたたくと動き出し、漸く劇しくなり、恰も地震するが如く動搖するに、更に其原因を知ること能はずと云ふ。

以上の如き例は實に枚擧に暇あらず、是れ多少心理的説明と關係を有するも、大抵物理的の道理によ

りて説明し得べし、而して其説明は實験を要することなれば、怪音の起りたる當時に於て其原因を究索せざるべからず、然らざれば空想に走るの恐あり、且つ物理的に關することは理學部門に屬する問題なれば此に之を略す。

第二の怪火の事は理學部門に其一篇を掲げて論述せる筈なれば亦之を略し、第三の髮切は醫學部門疾病篇に説明する筈なれば又之を除く、而して以上未だ掲題せざる一種の怪事あり、其一是靜岡縣榛原郡川崎に四五年前に起りしもの是なり、同地の鈴木喬太郎氏此事を報道して曰く、

予が妹當年九歳六ヶ月なる者、かねてより尋常小學校に入學し、道程凡三十町許ある所を日通學して怠らざりしが、明治二十三年六月二十七日も、例の如く辨當(方言ムスビ或はオヤキといひて、飯を握り炙りたるもの)を毛糸の囊に入れて携へ行き、午前の課業終りたる後、喫せんとして之を開けば、囊は依然として括約したる儘なるに、握飯は恰も蛹の脱せし繭の如く、總べて指頭大の穴ありて、中の空虚となれるを見、心竊かに之を異みたれど、他に飢を支ふべき料なかりしを以て其儘喫了せり、さて其日の業をはり、將に歸らんとして、携へ來りし傘を開けば、周邊より中心の方へ數寸を隔てたる所に、一列の小孔周邊に並行して一周せるを見、歸りて之を家人に示し併せて具さに當日の怪を語る、由りて余は其傘を検し、或は悪戯の爲めかと疑ひ、百方之を質せども毫もさる覺えなしと答ふるのみ、是に於てや疑團益々解けず、然れども此怪や猶ほ或は之を解くことを得

ん、其握飯の怪に至りては恍惚として更に捕捉すべき所なし、但其實物を見ざるを憾となす、乃ち之を實驗せんと欲し、翌二十八日は金曜日にして、課業は正午限りなるに關はらず、故らに平日の如く辨當を携帶せしめき、歸るに及びて開き見れば、果して前日妹の言ひし所の如し、由りて途中異變無かりしやと尋ねしに、自宅を距ること凡二十七八町の處にて、何の障害も無かりしに突然腰部に重みを感じしと同時に轉倒せり、此時側に何物も居らず且つ辨當の囊には異狀なかりしを以て其儘學校に携へ行き、家に歸るまで更に異むべきことなかりし旨を語れり、予は更に之を試みると欲し、同月三十日例の如く辨當を携へしめ、前日轉倒せし場所に至らざる前に先づ之を開き檢せよと命じたり、よりて妹は家を距ること凡二十三町の處に至り先づ之を檢せしに、既に悉く一孔の穿たれたるを見たりしとぞ、さて其儘再び囊に入れて進み行きしに、恰も前日轉倒せし場所に至り復、忽ち倒れたりしを以て、再び開き檢せしに、前に既に一孔を穿ちありし上に、更に反對の方面にも同大の孔の穿たれしを見て、彌恐怖に堪へず歸途は道を他に轉せしが、十町許來りし時、父の偶々他に行くに逢ひ、具に其狀を告げ、自身の辨當并に同行者三人の辨當を開きて之を示し、後、舊の如く囊に入れ、父に分れて家に向ひ行くこと一町許にして、何となく氣味悪しくなり思ひがけなく轉倒せし故、更に之を檢せしに、此度は一部分の缺けて失せたるを見しとぞ、予は妹に就きて此狀を聴き、又父に就きて其の途中にて逢ひし時の狀を問ひ、更に其携へ歸りし握飯を見しに、皆

妹の言に違はざりき、尤も此類の怪事は這回に止まらず、既に昨秋一二回、今年の春以來十數回ありし由にて、中には同一の人にて三四回もかゝることに遇ひし者ありといふ、但し此怪に遇ふものは予が近隣の子弟に限るものや、他には未だ聞かず、又大人にしてかゝることに遇ひし者あることなし。

此怪事は、報道の如くならしめば、物理の規則に反し萬有の理法に背くものなり、或は其原因を狐狸に歸するものあるべしと雖も、余の疑ふ所は天地間に生息せる生類中最高位を占むる人類すら萬有の理法を左右すること能はず、又今日の學說に據らば縱令世に鬼神上帝實在するも、其力隨意に宇宙の規律を變更する能はずといふ、然るに獸類の一種たる狐狸焉よく之をなさんや、既に狐狸其物は萬有の理法に従ひて生存發育し、又其規則によりて老衰死滅する以上は、徹頭徹尾宇宙の規律に支配せらるゝものなり、然るに其力よく物理自然の規則を破り得るとは余の決して信すること能はざる所なり、若し此怪事の原因を死靈生靈に歸するも、魔に歸するも、祟に歸するも、共に不道理たるを免れず、余輩豈之を信するを得んや、故に余は此怪事を以て未だ究索の足らざるものとするなり、然れども今日に至りては其原因を探究すること能はざれば、唯余の臆説を述べて後日之に類したる怪事の起るとき参考となすより外なし、先づ之を物理的若くは心理的妖怪と鑑定する前に、人爲的妖怪なりや否やを考察せざるべからず、其事たる十歳未満の少女の所爲なるも、少女は必ずしも人爲的妖

怪を偽造する力なしと云ふべからず、或は利己的私心によりて虚構をなすあり、或は好奇心によりて偽怪を作るあり、若し其原因偽怪に出づるときは、其携帶したる辨當に孔ありしは少女自らなす所といはざるべからず、且つ其父兄に告ぐる所も少女自ら敷衍したるも計るべからず、世間に傳ふる人爲的妖怪の種類を集めて之を考究するに、虚構虚誕に出づる妖怪は就中少女に多し、近頃山梨縣北都留郡大目村に、時々口笛を發して奇怪の言を爲すものあり、又其同家に時々機を斷つものあり、是れ狐狸の其家に養れたる少女に憑りて此くなすものとして其原因を狐狸に歸せり、然るに余此頃其地に到り直ちに少女に就て種々の試験を施せしに、少女自ら爲す所に相違なきものなることを考定せり、蓋し少女は平常養家を辭して實家に歸らんことを望むも、養家は之を許さざるを以て、遂に少女自ら妖怪を作爲して實家に歸るの手段となしたるもの、如し、何となれば其口笛の聲は少女が養家の村に居るときにのみ聞ゆれども、實家の村に歸るときには決して聞ゆることなく、從て養家にありては機を斷つが如き怪事を見るも、實家に至れば更に其形跡を示さざる事實によりて之を考ふるに少女の故意に出でたるならんと想像せざるを得ず、殊に其笛聲の如きも最初は通常の者が口笛を鳴らすと毫も異なることなかりしも、後に漸く熟達して之によりて談話應答をなすことを得るに至れり、若し其聲は眞に狐狸の言ならば何ぞ最初より談話をなさざりしや、其他種々の事情を考察するに其原因を少女に歸するより外に説明の道なし、蓋し世間に少女の人爲的妖怪を偽造したる例實に枚舉に遑あらず、然れども余は決して靜岡縣川崎町の妖怪が少女の手になりたりと斷定するにあらず、唯後日之に類したる妖怪起らば、婦人女子殊に年少のものたりとも如何なる偽怪を作爲せんも計り難ければ、よく本人の性質行爲について審定すべしとの注意を與ふる迄なり、若し又之を心理的妖怪なりとすれば、其精神思想の状態を精密に考定せざるべからず、或は一種の偏狂によりて生ずることあり、或は一時の精神錯亂或は不覺無識の状態に陥り、自ら實際爲したることを一時の後更に記憶せざるによりて生ずるとあれば是れ亦大に注意を要する所なり、又先年相州小田原に一大怪事あり、之を明治十八年十一月二十三日刊行の明教新誌號外に、廣井親子遭難始末と題して報告せり、即ち左の如し。

神奈川縣足柄下郡小田原驛幸町三丁目五十三番地に廣井徳平と云ふ紺屋あり、人をも多く召仕、父萬之助母おかに事へて孝養淺からず、既に縣廳よりも御賞典を賜りたる程にて、且深く眞宗の御法を信じ、御門跡様よりも、法義篤信の旨を以て、御染筆紺紙金泥の名號を賜り、世に難有信者なり、かゝる人なれば、召仕職人なども俗に渡者として心ざま悪者多けれども、自ら徳平親子の行を見習ひ、忠實に職業を勵みければ、商賣も繁昌し、なに不足なく暮ければ、近邊の人も其行に感じ、羨まぬ人とは無りけり、されど浮世の常として、此に不足の事の起しは、妹におせいと云るあり、先年同驛十字町に住む士族中西義澄の家へ嫁し、長男義清と女子を設けたるが、義澄は至つて氣荒き人にて、屢々おせいを打擲なごする事ありければ、おせいも堪へ兼ねて本年四月二日に實家へ立

戻り、兄徳平より離縁の事を申入れたれども、義澄は承知せず、是非立歸るべしとて、未だ談判も調はずしてありしに、同五月十六日は、徳平が手次なる十字町二丁目光圓寺の説教定日なれば、参詣せんと日没の御禮もすみ、(御内佛は萬之助の隠居家に安置せり)戸締を嚴重にし、本宅は職人等に留守居させ、大雨の中を親子四人にて立出たり、さて萬之助徳平は庫裏より、おかんとおせいは本堂より上りたり、説教は住職春日圓照氏自ら勤めらるゝに、御堂と門の中間に街燈(俗にガス燈と云)を點ありしを、何者か消し、徳へ直に點ぬ様に爲し置り、圓照氏は元の如く點させたるが、説教終る頃に再び初の如く消えてありしと、さて人々下向せんとするに、酒井増吉の妻並に杉山徳藏母の下駄二足見えず、諸處を尋ねたけれども遂ひに知れねば、兩人徒跣にて立出たり、(翌日に至り彼下駄は本堂の縁の下に抛込みありしと、されば彼亂暴人がおかん親子の下駄と心得隠したる者と見ゆ)外には徳平親子四人と、井上文吉外一人、都合八人にて門を出で、二三間行きたるに、黒物て、顔を包し男、人々を押し分けておせいの後より抱止たるに、おせいは一眼見るよりアレイと聲を立て、中西と言掛けたる時、彼男はダマレと云ながらおせいを押倒し、二尺餘の刀を抜ければ、おかんは大に驚き、人殺と呼つゝ取付たれども振離され、且つ胸先へ切付られしと覺えて其場を逃去りぬ、次に彼男は文吉に切付たるが、文吉は傘を切折られて逃出すを、先に立たる徳平は、萬之助を思ひ、之を救んと提燈を彼男の面前に差出したるが、一刀に切落されたるにぞ、傘にて父の身を

防がんと立向ひしが、是又切折れたれば、今は叶じと光圓寺に逃込、圓照氏に今の次第を物語、兩親並に妹は定めて殺されしならん、見届けて賜はれと息つきあへず語りけるにぞ、圓照氏は直に門前に行きたるに、亂暴人は早へか立去りて、其のあたりは血に塗れ、切捨たる傘提燈共に血に染りてありしのみ、かくて程なく小田原警察署より警部補君島定次郎氏其他巡査數名が出張され、近邊を搜索されたれども誰一人切られし人もなく、萬之助夫婦に二男廣井綱次郎方(十字町三丁目)に立退たる旨を申來り、おせいは三歳の女子を負うたるまゝ佐藤長次郎(同町二丁目)まで逃のびたり、文吉外數名も皆無難なりし由わかりたれば、皆々安堵の思ひを爲したり、只おかんが胸の邊に二のかすり疵ありしのみ、是も甚だ些少なることなりし、さて此の亂暴人は必定中西ならんとて、直に同人は捕縛となり、隣家湯山増五郎も呼出されしが、今宵九時頃義澄は湯山方へ預け置、何へか行しが十一時頃歸宅せり、との事なり、扱一同は調濟の上歸宅申付られたるにて、一先廣井方へ集り、互に無事なるを祝し、兎も角も御内佛へ御禮を申さんと、隠宅に行き御内佛に御燈明を捧げたるに、不思議や御本尊並に兩大師御影、聖徳太子御木像共に御疵ありしに、一同奇異の思をなし涙に咽ぶより外なかりしとぞ。

此怪事は余昨年始めて小田原に至て之を實視せり、而して余が想定せる結果は昨年の讀賣新聞に掲げて世間に報道せしも、今日にありては到底事實を探知すること能はず、唯余は他の之にひとしき例

に照して考へて來り、人爲的より出づるものなるべしと想定せるに過ぎず、故に既往の事實は奈何ともすべからざれば、唯此に其疑しき點を掲げて、將來に向つて注意を與ふるのみ。

第二講 怪物 篇

第十節(怪物) 世俗に所謂怪物即ち化物には種々の類あり、第一は無機物的怪物なり、例へば火玉の空中を飛行するときは人之を呼びて怪物となすが如し、第二に生物的怪物就中動物の怪物にして即ち狐怪、狸怪、猫怪の如き獸類の、常に異りたる形状を呈し、或は常に異りたる作用を爲すときは化物即ち怪物と云ふ、第三は精神的怪物にして即ち幽霊の如き是なり、以上三種中、第一種は理學部門の怪火篇の問題に屬し、第二種は同じく理學部門の鳥獸篇の問題に係り、第三種は宗教理學部門の幽霊篇にて解釋すべき問題なり、然るに以上の三種の外にも尙ほ化物即ち怪物と唱ふるもの尠ながらざるを以て、茲に其の部類を集めて説明を與へんとす、而して其所謂怪物には、獨り外界のみより生ずるにあらず、又内界のみより生ずるにもあらずして、所謂内外兩界相依りて生起したるものなり、即ち外界にありては一種奇異の現象あり、内界にありては妄想、妄見、幻覺、妄覺ありて、此の二者相合し、以て種々異類の怪物を生ずるに至りしなり、今此等の種類について茲に掲ぐべきものは雪隠の幽霊、「ウブメ」、船幽霊、河童、通り悪魔、轆轤頭、髮切等なり、而して其中最後の髮切は一種の病症

なれば之を髮切病と稱し醫學部門に於て講述すべし。

第十一節(雪隠の怪物及び「ウブメ」) 雪隠の怪物並に「垢ねぶり」の事に就いては、百物語評判の中に左の如く記載せり。

一人のいはく、世に雪隠のばけ物といふもの、有よしをいひ、又あら神なるよしをも云り、其たゝりにあへる者歸るさにごるる時は、病の品瘧疲の様に、日あらずして身まかるとかや、此事いかなる神にか覺束なく侍ると申しかば、先生いへらく、其神にあへる時は、其のまゝ帶をとき歸るがまじなひなるよしを申傳へられどもさだかならず、又唐には廁の神を紫姑神といへりとかや、むかし壽陽の李景といふ人、萊陽の何麗卿と云る女をむかへて思ひものとせしかば、本妻深くねたみて、正月十五日に廁の中にて殺せしに、彼何麗卿たゞりをなせしかば、其後正月毎にまつりて廁の神といひし事あれども、これらを眞能なりともいふべからず、又佛家に烏瑟沙磨明王といふを雪隠の神なりと云り。

一人のいはく「垢ねぶり」といふ物はふるき風呂屋にすむばけもの、よし申せり、尤あれたる屋敷などには有べく聞え候へども、其名の心得がたく侍るといへば、先生いへらく、此名尤なる義なるべし、凡一切の物其生ずる所の物をくらふ事、たとへば魚の水より生じて水をはみ、しらみのけがれより生じて其けがれをくらふがごとし、されば垢ねぶりも其塵垢の氣の積れる所より化生し出

る物なる故に、あかをねぶりにて身命をつぐ、必然の理たるべしと答へられき。

斯の如きは愚民の妄想より生じたるものにして、固より之を事實として説明するを要せざるなり、世間に所謂化物屋敷と唱ふるが如きも、其由て来る所を尋ねれば最初其家に住せし人の殺害せられたるか、或は其家族に屢々死亡者の續出することある時は、直に其家には祟あり、亡靈の住するありて禍を作すものなりと唱へ、遂に其宅地を以て妖怪を看做するに至りしものなり、雪隠の幽霊も亦同じく、若し偶然雪隠内にて殺害せらるゝか、或は死せしものある時は夫より言傳へて雪隠の怪物或は幽霊などと唱ふるに至るなり、特に夜中雪隠に登るときは、夜氣陰深にして何となく物凄きより、不覺に怪物の出現するかを感じしむるものなり、斯の如き内外の原因よりして、遂に雪隠怪物の風説を傳ふるに至りしこと明かなり、又「垢ねぶりの如き」も不潔のものには蟲を生ずることあるより妄想を起したるものなるべし。

次に『ウグメ』の事は百物語評判並に乘燭或問珍に出でたり。

百物語評判に、問ていはく、世に語り傳ふるうぶめと申物こそ心得候はね、其物がたりに云るは産の上にて身まかりたりし女、其執心此ものとなれり、其かたち腰より下は血にそみて、其聲をばれうれうとなくと申ならはせり、人死して後他の物に變じて來る道理候は、地獄の事も疑はしく存せられ候、如何に候やらんと云ば、先生のいへらく、神の事に語り侍らん、まづうぶめと申はもろこ

しにも姑獲鳥又は夜行遊女など云へり、玄中記には此鳥鬼神の類なり、毛を着て飛鳥となり、毛をぬぎて女人となれり、是産婦の死して後なる所なり、此故にふたつの乳あり、好みて人の子をとりて己が子とせり、凡小兒の衣類など夜は外におくべからず、此鳥來て血を付てしとしぬれば、其兒驚懼をやめり、荊州に多く有といへり、又本草の説には、此鳥に雄なし、七八月の比夜出で人を害すと云り、本朝にてはいつ出るといふ事も侍らねど、かく申すならはし、又もろこしの文にもくはしく書つたるうへは、思ふに此物なきにあらじ、其はじめ産婦の死し、からだより此ものふと生じて、彼には其類を以て生るなるべし、もの生る所の氣産婦なれば、鳥となりても其わざをなせるにこそ侍れ、或はくされる魚鳥より蟲のわき出、又は馬の尾の蜂になり申類、眼前に其物より他の物わき出れば、産婦のかばねより此鳥わき申まじとも甲がたし。

乘燭或問に姑獲といふは鳥の事なり、陳氏本草に收三人之魂魄といふ是なり、産婦の死體より形化せる鳥なり、天中記に姑獲鳥は鬼神の類なり、毛を着ては鳥と成り、毛を脱では女人と成る、是産婦の化して成れる物なり、故に胸に兩の乳あり、人の子を奪取つて己が子とする事を好むとあり、凡小兒の衣類を夜、家の外に干して置べからず、此鳥小兒の衣類に血をぬれば、忽其兒驚風となり或は疳を病むものなり、是を無辜疳といふなり、姑獲鳥を鬼鳥ともいふ、周禮に庭氏以三救日弓救月弓射鳥といふは此鳥なり、本草綱目に姑獲鳥は雌ばかりにして雄なし、七八月の間、夜飛で人を

害す、尤毒ありといへり、今按ずるに産婦の死したる死體より、蛆を生ずる如く與風生じたるより類をもつて化生せるならん、産婦の死體より出たる物なれば、子を愛する事尤なり、魚の水に生じて水を愛し、鳥の林に遊ぶが如し、惣じて怪き事、一偏に無と計はいふべからず、凡毎事に常と變とあり、譬へば日月明かにして、夏熱く冬寒きは天道の常なり、日月の晦く、夏霜を飛し、冬花の咲くは天道の變なり、常理にあらずといへども、此亦理の一端なり、姑獲といふも是に同じ、人一度死して來らざるは常なり、再び形を顯し來るは變なり、人常に見習はざるに依てあやしみ恐る、理の源を知る時は恐るゝ事もなく、又怪き事もなし、佛氏の所謂幽靈といふにはあらず。右も亦等しく一の妄説にして、説明を要するまでにあらず、産屋の如きは往々にして産婦の命を失なふとあり、或ひは産兒の忽ち夭折するとあるより之に種々の妄説を附會して、斯の如き説の行はるるに至りしなり、今日に至りては何人も斯る妄説を信するものなかるべしと雖も、古來俗間に傳ふる所の説なれば、茲に掲げて讀者の参考に供することゝなせり。

第十二節(船幽靈) 船幽靈の事も亦諸書に散見し、且つ船人の一般に唱ふる所なり、今左に一二の書に出づる説を抜抄すべし。

世事百談に云、海上にて覆溺の人の冤魂、夜のまぎれに行きかふ舟を沈めんとあらはれ出るよし、いふことなり、唐土の鬼哭灘と云處は怪異いと多し、舟の行きかゝれば、没頭隻手獨足短禿の鬼形

とて、首のなき片手片足のせいひひくき幽靈、百人あまり群り、あらそひ出來り、舟を覆へさんとす、舟人の食物を投げ與ふれば、消え失すと云へり、我邦の海上にもまゝあるなり、風雨はけしき夜ごとに此怪多しとかや、俗に之を舟幽靈と云ふ、其妖をいたすはじめは、一握りばかりの線などの、風に飛び來る如く波にうかみ漂ひつゝ、やがてその白きものや、大きくなるにしたがひ、面形出來、目鼻そなはり、かすかに聲ありて友を呼ぶに似たり、忽ち數十の鬼あらはれ遠近に出没す、已に船にのほらんとする勢ありて、舷に手をかけて舟のはしるをとむ、舟人共も漕ぎ行きのがるゝ事能はず、鬼聲を擧げていなたかせと云ふ、其もの云ふ語音分明なり、こは舟人の俗語に大柄抄をいなたと名づくる故なり、さて事に馴れたる者、柄抄の當をぬき去りて、海上に投げ與ふれば、鬼取りて力をきはめて水を汲入て其舟を沈めんとするのおもむきあり、もし當あるものを與れば波を汲みて舟を沈むと云へり、又風雨の夜は海上舟道の目あてに陸にて高き岸に登りて無火を焚く事あり、鬼も亦洋中に火をあけて舟人の目をまよはす、之に依りて人皆疑をおこし、南なるが人の焚くにや、北にあるが鬼火かと舟道を失ひ、かれ是と波に漂ふひまに、遂に鬼の爲に誘はれて溺死し、彼と同一鬼となる事もあり、或舟人のもの語りに、人火は所を定めて動かす鬼火は所を定めず、右にさがり左にかくれ、鬼猶且遠く數十の僞帆をあけて走るが如くす、人もし是に隨ひて行く時は彼が爲に洋中に引かるゝなり、これも人帆は風にしたがひて走り、鬼帆は風にさからひて行く

と云へり、されどもこの場にのぞみては、事になれし老舟士と雖どもあわてふためき、活地に出る

古今百物語評判に云、或人とて云、西國又は北國にても、海上の風あらく浪はけしき折からは、必ず波のうへに火の見え、又は人形などのあらはれ侍るをば舟幽霊と申ならはせり、舟をさども云るはとわたる船破損せし時海中におほれし人の魂魄の残りしなりと申侍るは、秦の武文が怨霊、并に越中の守護名越遠江守、同修理亮兵庫助などが妄執の事おもひ出られて、まことしく候が、さに侍らんと問ければ、先生答て曰く、其海原に見え候火は水中の陰火とて一通り有物なり、是れ高き山のいたゞきに水有が如く、水中にも火有なり、さはいへど其おほれて死せし人のたましひもいかにも火と見え、形もあらはれ侍るべし其形は底のみくづとなりて朽はて侍れど、その氣の残りし處現れまじきにあらず。

攝西奇遊談に云、ひとせ筑後より長崎へ渡海の時、をりしも風なかりければ船はしらず、就中五百石ばかりのふねかり、よつて船をたつるにいさゝか自由ならず、風待せんと沖がかりする事未の刻より成のこくにいたる、ころは七月十日の月の西にかたぶき影いとくらく、曇てけるに、忽急雨を降して、沖なほくらきに、何程ともなく、船をたて押し切て来るふねあり、其人聲はじめ遠くして頓てちかくなりぬ、其時船長水主にいたるまで、口をぢてありける、ほどなく彼の人聲間近

くよると思へば、いよく聲を亂して船をめぐりぬ事不審の事に思ひたづねばやとするに、船長制して言さず、且くありて水主笛に火をつけ、件の聲を目前に海面になげ入けるに、忽然として人聲は止ぬ、とかくするうち追風吹けるに、水主帆をまきふねをはしらせ、曉近き頃長さきの津に入ぬ、其のちその夜のことをもをかためてたづねけるに、船幽霊成よし、恚に折ふし水難に死たる靈集り来るは、まさに今生なつかしきや、又火を焚て靈をしりぞかしむるは、陽氣をもて陰をふせぐの理なるや、いづれ奇異の事なり。

雨窓閑話に云、或者の物語に、桑名屋徳藏と云ふ者名ある船乗の名人にて、諸所難海共を乗りし事あり、此徳藏申しけるは、月の晦日に出船する事必斟酌すべしといへり、或時徳藏いづ方にてか有けん、只一人海上を乗り行きしに、俄に風かはり逆波立ちて黒雲覆ひかゝり、船を中有に巻きあぐるやうにて肝魂も消え入るべきを、徳藏もさすがにしたゝか者なれば、ちつとも動ぜずして蹲踞ける、向へ脊の高さ一丈許の大入道、兩眼は鏡へ朱をさしたるが如き妖物出でて、徳藏にむかひて我姿のおそろしきやといひければ、世を渡るの外に、わけておそろしき事はなしと答へければ彼大入道忽に消えうせ、波風も静りければ、徳藏はからき命を助かりけるとぞ、徳藏後に此事を人に嘶しければ、人皆奇異の思をなせり。

右船幽霊の怪物は實地目撃せしものにあざれば、其説明を與へ難しと雖も、死したる船員の怨魂

現出すと云ふが如きは、信を置くに足らざること言を埃たざるなり、蓋し船舶にて海上を航するとき
は、或は海波及び魚蟲の光あり、或は大魚の波間に跳るあり、或は朦朧たる薄氣の浮現するあり、或
は樹木船舶の破片漂蕩することありて、種々の幻視幻覺を惹起すものなれば、右幽靈の如きも矢張り
此種の幻視幻覺に屬するものと信ぜらるゝなり、是れ宛も繩を踏みて蛇と驚き、枯尾花の戦ぐを見て
幽靈と認むるものと同一なるべし、蓋し世に此の如き妖怪は、多く專制豫期幻覺妄覺より生ずるを以
て、宜く其點に注意すべし。

第十三節(河童) 次に河水に住する怪物に河童或は河太郎と名くるものあり、和漢三才圖繪による
に、按ずるに、川太郎は、西國九州の溪間池川に多く之れ有り、狀ち十歳許りの小兒の如く、裸形に
して能く立て行き、人言を爲し、髪毛短少、頭 巔凹んで一掬の水を盛る可し、毎に水中に棲み、
夕陽に多く河邊に出で、瓜茄圃穀を竊む、性相撲を好み、人を見れば則ち招いで之と比せんことを請
ふ、健夫有り、之れと對す、先づ俯仰して頭を搔す、乃ち川太郎亦た覆仰すること數回、水の流盡く
るを知らず、力竭きて仆る、若し其の頭に水有れば則ち力勇士に倍し、且つ其の手腕能く左右に通脱
し、之を如何ともすること能はざるなり、動もすれば則ち牛馬を水灣に引入れ、尻より血を吮盡す、
河を渉るには人最も慎む可し。

いにしへの約束せしを忘るなよ、川たち男氏は菅原

相傳ふ、菅公筑紫に在る時、所以有りて之を詠す、今に於て河を渡るの人、之を吟すれば則ち川太郎
の災無し云々、偶々之を捕ふる者有りと雖も、後の祟を恐れて之を放つ、とあり、又善庵隨筆に水
中にて人を捕り殺すもの三つあり、曰く河童曰く 鼈 曰く水蛇となせり、左に其説明を掲ぐべ
し。

一、河童或は河太郎と云ふ、貝原翁の大和本草に、本草綱目溪鬼蟲附録の水虎に充つ、通雅に水虎
は即ち水唐なり、鼻厭は其の陰なり、水經注に曰く、河水、黎邱故城を逕、又南、疎水と合す、疎
水は中蘆縣の西南に出で、東流して即ち縣の北界に至り、東河水に入る疎口と謂ふなり、水中に物
有り、三四歳の小兒の如く、鱗甲鮫魚の如く、之を射れども入る可からず、七八月好んで礮中に在
り、自ら膝頭を曝らし、虎の掌爪に似たり、常に水中に没して膝頭を出す、小兒知らず、取て弄
戲せんと欲すれば便ち人を殺す、生きながら得る者有れば、其の鼻陰を摘めば、以て小便せしむ可
し、名けて水唐と爲す者なり、後漢郡國志の注に、盛氏荊州記を引て云く、生きながら得る者は、
其の鼻厭を摘めば少しく小便せしむ可し、名けて水蘆と爲す、十道志に襄河記を引て云く、或は生
きながら得る者有り、其の鼻を摘めば、之を小便せしむべし、名けて水虎と曰ふ、孫汝澄云く、鼻
厭は水虎の勢なり、媚藥と爲して善く内に使ふ可し、鼻厭、鼻と相訛る、物類相感志に訛て木唐と
爲す、而して疎水は疎水に作る、とあれば、河童の水虎たる知るべし、然し水唐のこと僅に此に出

づるのみにて他書に所見なし、西土には水虎の害至りて空なる様に思はる。
二、鼈、本草啓蒙に云、朱鼈備前岡山にては、どうまん、周防にてはぜにがめと云ふ小鼈なり、一寸許腹下赤く、甚強きものなり、大なる物を引込む、人水中に浴し偶々これに逢へば引込るゝなり、腹黄赤色にして黒斑文あり、人背に附けば乍ち沈むといへり、水虎に引き込るゝと云ふは多くはこの朱鼈なり、出雲の方に多くあり、土人見る毎に捕へて殺すと云ふ、京師にては未だこれあるを見ず。

三、水蛇、江戸近處にては中川に多く居ると云ふこと、中川に釣する者の話に、水面より一尺許り下を此岸より彼岸へゆく、其疾きこと箭の如し、形は蛇と認めがたけれど、大抵青だいしやうと云ふ蛇に似たり、この蛇水中にて人の手足を纏ふといへども、捕り殺すことを聞かず、又出羽最上川に、薄黒くして扁なる小蛇あり、よく椀に附きて人を捕殺すと云ふ、佐渡にはこの蛇最も多しと聞く。

今この三屍を檢視するに、河童に捕られたるは、口を開きて笑ふがごとく、水蛇は、齒を喰ひしばかり向ふ齒二枚かけ墜ち、鼈は、脇腹章門邊に爪を入れし痕ありて死す、これを以て分別すべし、何れも肛門は開く、世人肛門より入りて臟腑を食ふと云ふは非なり、すべて溺死は肛門開くものなり、何となれば死するとき口より押し入る水、肛門より出づるゆゑに肛門爛開せざることを得

す。

附本草綱目啓蒙に、溪鬼虫附錄、水虎、かつば(古)江戸奥州がはたらう(畿内)かはのとのかはつば(後佐州)がはたらう(京)がはら(越前播)かは(雲)かは(山田)かはら(白)かはら(名)かはた(共同)かだらう(土)ぐはたらう(共同上豫州大州)ゑんご(豫州)めどち(南)がうご(備)かうら(前)てがはら(中)みづし(加州)一名水唐(通)水廬(同)諸州皆あり、濃州及び筑後柳川邊尤多しと云ふ、凡そ舊流大江邊に時々出て兒童を魅して水に沈めしめ、或は人を誘ひ角力して深淵に引入る、其體甚粘滑にして捕難し、女青藤を以て手に纏へば角力勝やすく捕易しと云ふ、角力して惱まるゝものは、莽草を用ひて治すること大和本草に見えたり、性好みて胡瓜及白柿を食ふ、白柿三個許を食ふ時は能く酔ふ、麻糍及び其炭を忌み、蜀黍を惡む、若し人口に鐵物をくはへ居れば水に引き入るゝこと能はずと云ふ、その形狀は人の如く、兩目圓黃鼻は突出し、獼猴の如し、口は大にして狗の如く、齒は龜齒の如く、上下四牙尖れり、頭に短髪あり色赤し、額上に一孔あり、深さ一寸、上に蓋ありて、蛤の如し、面は青黑色、背色は龜甲の如く、その堅きことも同じ、腹も龜版の如くにして黄色なり、左右脇下に一道の堅條あり、柔軟にして白色なり、この處を執る時は動くこと能はずと云ふ、手足の形は人の如く、青黑色にして微黄を帶ぶ、四指短くして爪長く、指間に蹼あり、手足を縮る時は皆甲版の間に藏るゝこと龜に異ならず、手足の節前後に屈するこ

と人に異なり。
其他諸書に散見せるものを左に抜抄すべし。



古今百物語評判(卷四)に云、一人のいはく、河太郎といかなるものを申候哉、某が女房の在所江州野州河の近所にて候が、その河邊に子供の水およぎをして居申候内に、折々はみえ申さぬ事御座候を、河太郎のしわざのやうに申ならはし侍る、自もおほれて流れ候はむと存じ候が、いかなるやらむと問ひければ、先生評していはく、河太郎も河瀬の劫を経たるなるべし、河瀬は正月に

天を祭る事七十二候の一つにして、よく魚をとる獸なり。
怪談御伽童(卷二)に云、末ひろき名のみ聞にしと詠しはかまくらの扇ヶ谷、これは武藏の國本庄に扇橋といへる所あり、その邊に舟大工五郎徳といへる者有、これしもその邊の棟梁なれば、弟子共あまたありて、家内廣く住居けり、五月雨はれて川水も清比になりてければ、何國も同じ女の仕業、冬の衣のあかを洗ひて、下女は是をすゝぎに前なる川へ持行き清めけるが、いと多くて手もたえずつかれければ、かはらの石にこし打かけ、しばしやすみ居けるに、いやしき世話にいへる水の上にもいぬるとかやにて眠ふり氣ざし、とろくとふねこぎけるに、何かは知らず足を引たり、おどろきさめて見れば、八つ斗りなる童の、顔は頭髮をふりかけたればよくも見ず、手はほそきが足をつよくとらへてわが身は半身水にひたり居て引なり、これや川へ落入あがらんとにやと心得て、その手を取りて引上げんとするに、更に足をはなさず、とかく引しろいてやう／＼に足をはなし、何かはしらすおぞけたちて逃あがりければ、彼童も同じく水中より出で追來るに、逸足を出して逃るに、やう／＼主の家へ走り入、座敷へ上ると其女は絶入たふれぬ、家内の上下晝飯をしたゝめ居たりしが、是を見てこはいかに／＼といづれもおどろきさわざけるに、内庭今迄かわきて一てきのしめりもなかりしに、たちまち水をながしたることく、所々くほき所へはたまる位なり、庭に居たるものどもは是におどろき、上には薬よ水よと呼生る、やう／＼にして此女息出たり、しばらく打

やすめ、伏せて後は平生になりけり、扱ありしやうを問に右のことどもかたりぬ、何さま此家まで追かけ來りしが、其後はしらすと云り、これ世に云ふ河童なる可し、此家まで追來りて河童こけたる成べし、其時頭の水こぼれたるによりて庭へ水出ぬならんなど取々にいひもてあつかひぬ、主人の五郎徳これをつくづく見聞て、其日の中に下女をばいとま遣はし、宿へ送り歸しけるとぞ。庄内可成談に云く、河童と云ふ物あり、夏より初秋の末迄水中に在て人を取る、其形を見ることなし、多くは蛇なりと云ふ、其取られたる死骸は肛門より入り、裂口より出たり迎前齒を缺く、皆然り、未だ齒の缺ざるは腹中に蛇有て是を殺すと雖ども、髓に見たる者無し、皆左もあらんと推量の説なるべし、按ずるに物有りて人を取るに非ず、其人々霍亂轉筋して水に投げ死するなるべし、是轉筋の證也、濕に霍亂する者は水は入らずしても轉筋し、手足なひ、吐瀉なければ必ず死す、其吐瀉究めて強く發する故、吐も瀉も初は鐵砲の發する如し、水に入れば自水を多く飲む故に腹太鼓の如く、邪氣の爲に此水發するに外ならず、上下より出る故に喰ひつめたる齒は痛み、肛門は裂るなるべし、此河童に取らるゝと云ふは水に浴し、川を涉り洪水の時遊ぶにも限らず、然も中秋より三冬春の末迄は此沙汰無き物なり、蛇は中春より出でて中秋まで有る物なれども、其時禍すること無きにて知るべし、又河童と名付しとは此者西國に在りて見たり、其形は驀がへるに似て人に類し、身に粘りあり、頭に窪かなる所あつて水ありと、皆人の知る所にして、人に化しては人に禍

す、淫夫と化しては女を惑はす、忌はしき獸とあり、甚力強くして此物を組留たる強士杯、西國の事紀せる書に見えたり、又落穂集後篇に見えたるは頗る是に異なりと雖も、大同小異なり、此故に水中にて禍する物は異國本朝其類多しと雖ども、庄内に傳へ來る所は河童、川熊、川坊主、鼈、蝮蛇也、此中河童は前に云ふが如し、川熊と云ふ物は見し者なし、偶々見たと云ふ者の咄を聞くに、川獺也、獺は遊ぶに獺の戯れとて、追ひつ追はれつ喰合、又多く群るときは前に行獺の尾に取り付き、又其尾に取付て二三も續きて浮き沈みして遊ぶ故、臆病なる者は是を見るときは、咄に聞及ぶ故、川熊と云ひ又は蝮と云ふなるべし、川坊主は川熊よりも淺墓なると也、或人大山川にて見しと、亂杭に目鼻口有る如き坊主の水中を遊び、羽抜き鴨を追かけ取食ひしと云ひは全く空言にて、鮒を釣る場處へ人の來らざらん爲に斯く言ひしと、其外見たりと云ふ人も皆人たばからん爲、海坊主と云ふより始て、形無き事は川熊と同事なるべし、鼈に取られたる者は、酒田近邊古川杯には希に有て、死骸出れば其肉斗りを吸ひたる様に食ひたり杯云ふ、左も有るべし、蝮蛇も人に禍する物なれども希成事にて、又深淵によりて究めて人の死する所有り、河童に取られたりとも雖ども身體痛まし、是は深淵故に水毒も深く、邪氣に當る故なるべし、死石杯有りと云ふ人は其因り所有るべし、江州膳所の死石、又は有徳院様御代に御馬場より出たる死石を、松下專助が預りしと皆人の知る所なり、其石は後に淵に沈めたりと云へり、斯る物水中に在て人死し、水毒にて死す

るを、河童に取らるゝと云ふか、又同じ川にても陽氣なる所は淋しからず禍も無し、陰氣の勝たる所は極暑の節にも物凄くして、人馬犬猫の死骸迄も其所へは流れ掛る物なり、能く試し見るべし、人の死する淵もいつも同じ近邊なるものなり、此故に河童有て人を取ると云ふなるべし。以上の諸例に依るに、河童の存せることは古來世人の信する所なるが、其談は何れの時代より起りしか之を明かにするに由なし、されば今日にてはかゝる怪談の起元を論ずるに、唯想像の一途あるのみ、今もし想像上より之を考ふるに、此怪談の由りて起りし原因と思惟せらるゝものに二あり、其一是水中に住せる動物にして、其二是人の妄想空想是れなり、夫れ水中には種々の動物ありて往々人を害することあり、乃ち鼈若しくは蛇の如き水中にある動物が人を害することは善庵隨筆にも出で、又世人の普く知れる所なるが、人若し此れ等の動物に害せられて死するときは、其原因の不明なるより、之を河童の所爲に歸することなしといふべからず、且つ又世界の廣き獸類の多き、或は特殊異狀にして平素餘り見馴れざる水獸の、其形適と世に傳ふる所の河童に似たるものを見ることもあらん、若し或地方に於て一人若しくは二三の人がかゝる異獸を見しことあらば、必ず甲より乙に傳へ、乙より丙に傳へ其間に種々の附會説を加へ、遂に一種の怪談となるべければ、河童の談の起元も或は此種の出來事より來りしにはあらざる歟、且つたとひ其獸實に人を害することなきも、何かの事情によりて其獸の住する邊に於て溺死する人の多き場合には、古代未開の人民は必ず其水獸と人の溺死との間

に原因結果の關係ある様に思惟し、其獸の害せし者となすべし、是れ亦河童談の起りし所以の一と考へらるゝなり、之れを要するに、今日傳ふる所の河童談の起元は今明かに知ること難しと雖も、いづれ何か偶然の出來事ありて、それを傳唱する間に種々の妄説を附會せしより起りしものならん、兎に角古代にありてはかゝる妄説は寧ろ當然といふべし、古代人智の未だ開けざる時に於ては如何なる事變あるも其理を解せざるより、往々無滑の妄想を爲すを常とす、故に人病の爲めに死することあるもそれを自然と考ふるに能はず、或は之を惡魔鬼神の所爲に歸したり、かゝる時代に於ては溺死を以て、何物か水中に人を害するものあるに由り想像せしむる無理にはあらず、且つ溺死者の屍體を檢するときは、其肛門は必ず開放せるを見るべし、又其水中に陥るや、一旦沈みて後再び浮び出づるを見るべし、是れ今日の物理學にても明かに解釋せらるゝ事實なれども、古代にありてはかゝる道理の知らるる筈なければ、却りて水中に住むものゝ所爲となす説を助くる一證となりしや疑なし、既に此想像あり、然るに其溺死者ありし邊に一種見なれざる水獸を見たりと傳ふるものあるときは、卒かに此事實を溺死の事實と結合せしめ、其一を原因とし他の一を其結果と考ふるに至るや亦疑ふべからず、かゝることは古代にはあり勝ることにして彼の彗星と國家の變亂との間に原因結果の關係ありと考へしと同轍のものなり、もし此くの如き偶然の出來事に關係を附せしより河童の説あるに至りしにあらざれば、河童説は最初鼈蛇等の人を害せしが原因となりて起りしものと想像して可ならん、さて以

上に述べし所は物理的説明なれば更に之に對して心理的の説明無くんばあるべからず、よりて今之を考ふるに、古代より既に河童の傳説ありて之を記憶し居るを以て其思想の專制豫期より幻覺或は妄覺を起し、偶々水中に一物有るを見て忽ち之を河童と誤認し、それより或は途に河童を見たりとか、又は河童と闘ひたりとかいひ傳ふることもあるべし、されば河童談は虚説にあらすんば、人の幻覺妄覺より生ぜし影像に外ならざるべし、且つ又此種の傳説は故らに人爲によりて構造せられたるものも鮮からざるべし、乃ち或は驚かさん爲めに、故らに河童の形を造りて密に之を水中に置き、又は故らに河童談を偽造して世に傳へ、或は兒童の水邊に遊ぶことを止めん爲め、河童の怪談を布演して告ぐる等の事は實際屢々ある事にして、是れ即ち人爲的偽怪なり、又時には人が水中に浮びしを見て、河童と誤認するが如きことなしといふべからず、もしかゝることより河童の怪談を世に傳ふるに至りしとせば、是れ即ち偶然的妖怪といふべし、之を要するに、河童の談は何れの時代より起り、如何なる出來事か其原因にてありしか、之を知るに由なきも、今日にては唯其説を傳ふるのみにて會て其事實なく、且つ世の開け行くに従ひ其傳説も漸く衰滅に向ふ等の點より考ふれば、此談は古代未開人の妄想たること疑なきに似たり、但ししかいふ予が一己の想像なれば、宜しく識者の鑑定を待たざるべからず。

第十四節(通り物) 俗に通り物と稱する怪物あり、是れ多く空中を飛行する怪火なり、然るに世

百談に通り惡魔の怪異と題する一篇あり、左に之を轉載す。

世に狂氣するものを見るに、大かたは無益の事に心を苦しめ、一日も安き思ひなくて、はてには胸にせまり、心みだれて狂ひさわけるなり、されば男たるものには先づなきはずの事にて、婦人にはまゝあることなり、然れ共男女にかぎらず、何事もなきにふと狂氣して、人をも殺し我も自害などする事あり、そは常々の心の取りをさめよろしからざる人の、我と破を取るに至るものなり、かれば養生は藥治によらず平生の心がけある可し、心を養ふこと專なる可し、其ふと狂氣するは何となきに怪きもの目にさへぎる事ありて、夫におどろき魂をうばはれ、おもはず心のみだるゝなり、俗に通り惡魔にあふと云事是なり、遊魂變を爲すの古語むなしからず、不正の邪氣に犯さるゝなり、こは常に心得ある可き事なり、昔川井某と云へる武家、或時當番より歸り、わが居間にて上下衣服を着かへて座につき庭前をながめたりしに、縁さきなる手水鉢のもとにある葉蘭の生ひ茂りたる中より、焔炎々ともゆる三尺ばかり、その焔さかんに立ちのほるをいぶかしく思ひ心付きて家來を呼び、刀脇指を次へ取りのけさせ、心地あしと夜着とりよせて打臥し、氣を鎮めて見るに其焔のむかふなる板屏の上よりひらりと飛びおりるものあり、目をとめて見るに髪ふりみだしたる男の、白き緋絆着て鋒のきらめく槍うちふり、すつと立てこなたを白眼たる面ざし尋常ならざる故、猶も心を躰下にしづめ一睡して後再び見に、今迄燃立る焔もあとかたなく消え彼男も何地行きけん

常に變らぬ庭のおもなりけり、かくて茶などのみて何心なく居けるに、其隣の家の騒動大かたならず、何事にかと尋るに其家あるじ物にくるひ白刃をふり廻し、あらぬ事のみ罵り叫びけるなりといへるにて、さては先の怪異のしわざにこそとて、家内の者に彼のあやしき物語して、われは心をさめたればこそ妖孽隣家へ移りて、其家のあるじ怪しき驚きし心より、邪氣に犯されたりと見え、之世俗のいはゆる通り悪魔と云ふ物なりと云へり、また之に似たる事あり四ッ谷の邊類焼ありし時そこにする某が妻、あるじの留守にて、時ははつ秋のあつさもまだつよければ、縁先にたばこのみつゝ夕ぐれのけしきをながめたるに焼後と云ひわづかの假住なれば、大かた礎のみにて草生ひしけり、秋風のさわさわと音して吹き來りしが其草葉の中を白髪の人、腰はふたへにかまりて杖にすがりよろほひつゝ笑ひながらこなたに來るやうすたゝならぬ顔色にて、其のあやしき云はん方なし、此妻女心得あるものにて兩眼をとち、こは我心のみだれしならんとて、普門品を唱へつゝ心をしづめ、しばしありて目を開き見るに、風に草葉のなびくのみ、いさゝかも目にさへざる者さらになかりしに、三四軒もほど經たる醫師の妻俄に狂氣しけりと云へり、之も同じ類の怪異なるべし、むかしより妖は人よりおこると云事亦うべならずや、鳩巢云、陰陽五行の氣の四時に流行するは天の正理にて、不正なけれども、其兩氣間に游散紛擾していつとなく風寒暑温をなすには自不正の氣もありて、人に感ずるにて知るべし、されば天地の間に正氣を以て感ずれば正氣應じ、邪

氣を以て感ずれば邪氣應すと云へり、色にまよひて身命を失ふも、おなじことわりとするべし。是れ物理的現象なるのみならず、心理的精神作用の加はるものなり、今左に諸國里人談に出でたる一節を摘載すべし。

伊勢國安濃津塔世の川上、分部山より小き提灯ほどなる火、五十も百も一面に出て、縦横に飛めぐりて、後五六尺ほど一かたまりになりて、塔世川をくだる事水よりはやし、又塔世ヶ浦に鬼の鹽屋の火といふあり、此火中には老嫗の顔のかたちありける、かの川上の火と行合ひ、入ちがひ飛かへりなどして相調ふ風情なり、少時して又ひとつにかたまり、そのゝちまたわかれて、ひとつは沖のかたへ飛、一ツは川上へ奔るなり。

此種の例は理學部門怪火篇に多く出せる所なり、而して其火塊の大なるもの空中を通過するとき、之を通り物と稱し、或は火車と云ふも、此等は何れも野火或は鬼火の燃えあがるものにして、之が説明は物理學上のことなれば、理學部門怪火篇を見て知るべし、然れども今且らく之を心理學上より考ふるに、此等の現象は必ずしも實際在りしにあらざるべし、そをありと見しは、心の豫期專制より生ずる幻覺妄覺に外ならじ、又我國にては怪火空中を飛行するを見るときは一般の火車の通過するなりといひ傳ふることなるが此説は佛教の地獄説より來りしものなること疑ふべからず、而して時に其火中に鬼の形を見、又は車の形を見たりなりと唱ふるは固より妄説にして、もし眞に此のごときも

のを見し人あらば、其人は妄覺の作用によりて、之を認めしにて、實にかゝる形が其中に存在すべき筈なきなり、然るに茅窓漫録には火の車と題して人の屍體が空中に捲き上げられ、遂に其跡をかくしし事を記せり、其文左の如し。

西國雲州薩州の邊、又は東國にも間々ある事にて、葬送のとき俄に大風雨ありて、往來人を吹き倒す程の烈しき時、葬棺を吹き上げ吹き飛ばす事あり、其時守護の僧珠數を投げかくれば異事なし、若左なき時は葬棺を吹き飛ばし、其尸を失ふ事あり、是を火車に捉まれたるとて、大に恐れ恥づる事なり、愚俗の言傳に其人生涯に悪事を多くせし罪により地獄の火車が迎ひに來りしといふ、後に其尸を裂き、山中の樹枝又は岩頭などに掛け置く事あり、火車と名付くるは佛者よりいひ出したる事にて、法事讀に、無量の刀林上に當りて而下り、火事爐炭十八苦事一時に來り迎ふといひ、因果經に、今身後母と作り、前母の兒を諛慰すれば、死して火事地獄の中に墜つなど、愚俗を驚畏せしむるなり、慈鎮の拾玉集に

火の車今日は我門やりすぎて、あはれいづ地に巡り行くらむ

其火車に捉まれたるといふは和漢とも多くある事にて、是は魍魎といふ獸の所爲なり、罔兩とも方良とも書く、酉陽雜俎に、周禮に方相氏罔象を殿す、好んで亡者の肝を食ふ、而して虎と栢とを畏る、墓上に栢を樹る路口に石虎を致すは此が爲なりとあり、此獸葬送の時間々出でて災をなす、故

に漢土にては聖人の時より、方相氏といふものありて、熊皮をかぶり目四つある形に作り、大喪の時は柩に先立ちて墓所に至り、壙に入りて戈を以て四隅をうち、此獸を殿る事あり、是を險道神といふ、事物起原に見えたり、此邦にても親王一品は方相輜車を導く事、喪葬令に見ゆ、今俗葬送に龍頭を先に立つるも其遺意なり、時珍の綱目に、述異記を引きて、秦の時陳倉の人獵して此獸を得たり、形は若くは若羊とあり、古より愚俗の誤りて火車と名付くるゆゑ、地獄の火車と思ふ、笑ふべし。

此の如き事は蓋し渦風の爲めに起りしものならん、夫れ渦風の力は實に驚く可きものにして、其強き場合には往々家屋其他の地上の物を空中に捲上げる事あり、されば屍體なり棺なり、偶々此風にあふときは亦空中に捲上げらるゝならん、且つ其落つる處に定まりなく、或は遠き山林の中に落ちて遂に人の目に觸れざるに至ることもあるべし、是れ別に怪しむべきことにあらずと雖も、古代未開の時にありては從來の想像に導かれて忽ち之を地獄に誘はれたるものとなし、或は天使若しくは鬼神が其屍體を奪ひしものとなすを常とす、又時としては既に葬りし屍體が跡をかくす事あり、これは獸類の爲す所なるか、然らざれば他人が思ふ所ありて其塚を發き、更に他所へ移すに外ならざれば、迷心なき者より見れば固より怪とするに足らず、然るに古代にありては一般に種々の迷信を懐けるを以て此くの如き事のありたる場合には、大抵其原因を探知すること能はず、卒爾に鬼神妖魔の所爲に歸

するを常とす、是れ此種の怪談が古代に多くして、今日には殆ど無きに至りし所以なり。
第十五節(轆轤首) 此に又怪物の一種なる轆轤首を説明せんに、此怪談はもと支那に起りて、日本に傳はりしものなることは明かなれども、支那の何の代に如何なる出来事より起りしものなるか今之を知るに由なし、唯二三の書に出たる實例を左に掲ぐべし、但し其中には互に重複せるものあれども敢て取捨せず。

乘獨或問珍に、轆轤首と云ふ者、成程偶とはあるものなり、尤もあやしき物と知るべし、此事諸書に多く見えたり、南方異物志に云ふ、嶺南溪洞の中に飛頭蠻(國の名、此國の人は皆口ク口クゼなり)あり、頂に赤き痕あつて、夜は兩の耳を翼とし飛び去て蟲を喰ひ、曉に及て復還て本の如しとあり、昔唐土の吳將軍が召使し下女の首、夜毎に飛出たりと搜神記にのせたり。
是れ今の轆轤首の事なり、然れば轆轤首の抜け出るは食を求め水を飲まんが爲なり、全く人を恨みて他の閨に通ふに非ず、此生質の人は夜寝入ても飲食を求むと見えたり、皆水邊に赴くなり、其外太平後記、酉陽雜俎、夷堅志、博物志等に此事をのせたり、事繁ければ爰に略す、頭の飛び出て鼻より水を飲みたるを見たる人あり、元の世の詩人陳孚と云ふ人、安南と云ふ國へ使に往きし事あり、其道すがら記行の詩を作れり、鼻より飲むこと領顛の如く、首飛て轆轤に似たり、と詩作したり、是より轆轤と云ふ乎、陶九成が輟耕錄にも、夜中に首飛び出て海に至り魚を喰ひ曉に至り身

に還る者ありと記せり、然れば同じく人なれども、其生ずる處に色々の替りありと見えたり、畢竟天地を爐とし、造化を工とし、陰陽を炭とし、萬物を銅とせば、色々の千變萬化有て、始より轆轤首とはせざれども、物を爐とし沸き過ぎて、色々の出来そこなひ有るが如しと知るべし。
百物語評判(卷一)に、かたへの人の云ろく首と申物は、はなしのみかとおもへば、此比絶岸和尚といふ僧、酉國行脚の折から肥後へ行て、しころ村といふ所に一宿せられしに、軒あばらなるかり枕、風冷しく吹落て夢もまどかならざりければ、夜更まで念佛稱名して居たまひしに、うしみつばかりに、其屋の女房の首むくろよりぬけて、窓の破れより飛出ぬ、あやしと思ひて念比に見れば其首の通ひしあとに、白きすぢのやうなる物見えたり、是こそ轆轤首よとおそろしく、誠に過去業因までおはしからるゝに、夜明がたになりて其すぢ動やうにて、又もとの處より彼首かへり、につこと笑ふやうにておのがふしどに入ぬ、夜明て其女房を見れば、首のまはりに筋あるやうにて、別のかはりなし、和尚も亭主に語ばやと思ひけれど、いらざる事よと黙て歸りぬ、誠に出家の身ながら、おそろしかりと語られ侍りしが、此事いかにと問ければ、先生評していはく、此首の事唐にも侍り、博物志には南方に尸頭盤とて、毎夜人の首むくろよりぬけて、耳をもてつばさすと見えたり、又搜神記には、女の首とびし事を載たり、されども轆轤の名は見ざりしに、此比元の陶九成が輟耕錄をよみしに、陳孚といふ者の南蠻紀行の詩に、頭飛如轆轤鼻吸似領顛と云き侍

る、されば此詩の心は、南蠻の人にはろくろ首ありて、釣瓶をおろしあぐるがごとし、又鼻にて物を吸ふ事の、たらひに水を移すがごとしとなり、是等の類を以て見る時は、むかしより多く南蠻の中に侍るなるべし。

怪談諸國物語にむかし竊島殿の御むすめようぎすぐれ、心もやさしく、月雪花もみぢをかぞへてことし十三の春、三位中將殿へ御興入あるべきさた相極り、家中こそつて賑ふ所に、此御娘じよらう大かたならずいれう手をつくすといへども、さらにけんなし、密々の儀なりと申せども、りこんびやうとて世にけうなるきびやう、ぞくにかけの煩といふ物なり、本復なきについては、中將殿へこんれいの儀無首尾といひ、家のめんほくかたぐ、難儀なれば、お部屋付のやくにん神南備幸左衛門しりよをめぐらし、其比彦山の山ふし勝鬼坊とて名高き験者をまねぎ、一七日かちのぎやうほふをはけみ、ゆがさんみつのじんしゆ、梵焼をしゆして、たんせいをぬきんでしかば、き病たちまちに本復したりけり、大守は申すにおよばず、幸左衛門大慶な、めならず、れいしきあつくてうだいせしめ、すでに本山に歸るよひ、いとまごひに幸衛門宅にきたれる次で、此度のぎやうりきをかんだじたるあいさつのうへいよく、此病さたなしの儀頼み入、さてはなしには聞きつたへたれ共、目に見るは始なり、かやうの類、世にある事にやとたづねければ、勝鬼坊さればかぎりなき天地さうくわの變にいたりてはけんしきにはかりがたし、此の度の御病惱しひてふしぎにあらず、はくぶつし

といふ書を見れば南方に戸頭盤とて、夜毎に人のくびむくろよりぬけ出で耳をつばさとして飛事鳥のごとし、と見えたり、又搜神記にも女のくびのとぶ事をのせたり、此比鞍耕録を見しに陳季といふ者、なんばんきかうの詩にくびのとぶと、ろくろの如し、鼻のすふ事もたいにたりとあればかの國にはめづらしからずと見えたり、其外醫書に奇病のぶあり、まれなる事ゆゑふしんをなす、しかれ共おほくは書籍につたはりてまさしくかやうのしなをがんぜんに見るはすくなし、さればそれがし一とせ肥後の國はだかじまへまかりぬるに、しころ村奥原休藏がもとに一宿仕りしに、うしみつの比休藏が妻のくびぬけ出で、白き糸を引てまどより行衛しらず、明がたに此くびかへりにつことわらふが如く、おのがむくろにをさまりぬ、あるじとしごろかたりぬる中なりければ、ひそかにしらせ拙僧かちのちからをもつてかさねて試し見るにあやしき事さらになし、いかていのなんびやうたりといへども、ぎやうほふのちからにてほんぶくいたさぬ事なしと、いかめしう語るを、幸左衛門つくぐ聞てかんじ入たるふせいに思ふやう、此度のきびやうもおのが手がらばなしに事につけてはさたせまじき物にあらず、しかれば當家の名を出すべきはひつちやうなり、しよせん此山伏をなきものになさばやとおもひつきて、彦山の歸り道にけらいをまはし置、遠矢にいころさせぬ、かゝるいみじきけん者なれ共、幸左衛門が忠義の一念によつて、かくはかられぬ、ぶしのいきどほりにはかの佐々木もりつなが藤戸のあんないせし浦の男をがいせしたくひなり、幸左衛門もひそ

かに塚をきづかせ、念佛供養のころざしをよそながらせしが、まことにこんは天にかへり、はくは地にとまるにや、時として塚の底に、ほらがひのおと聞えしを、往來の旅人あやしみおもへりとや。

按ずるに此怪談の起元は全く小説的の構造ならん、然らざれば何かつまり偶然の出来事より起りし想像ならん、然らば則ちこは物理的の説明せらるべきものに非ず、故にもし心理的に之が説明を試みんか、是れ全く小説等より得たる記憶が心中に専制作用を逞し、從ひて幻視妄視を生ぜしに外ならじ、且つ既に小説中に此の如き怪談ありとする上は、好事者が故意に此くの如き説を構造し以て世に傳へしが如き事なしといふべからず、果して然らば此の種の妖怪中には所謂人爲的偽怪も少なからざるべし、乃ち一婦人ありて他人に悪まるゝときは、誰いふとなく輻輳首なりなどといひ觸らして以て恨みを晴らす者なきに限らず、兎に角かゝる想像説の世に傳はりしは必ず何かの出来事に起因せしや疑ふ可からずと雖も、今之を明かにすること能はざるなり。

第十六節(怪異) 以上述べし諸怪の外に『髪切り』『恙蟲等の怪異あれども、こは今日にては一種の疾病と知られたれば、其の説明は醫學部門に譲るべし、其外にも猶ほ有機體及び無機體の上に存する種々の怪異あれども、其等は多く理學部門に屬するものなれば亦此に論ずることをなさず、唯左に無機物の怪異の一例と草木の怪異の一例を擧げて之を示さん。

奇遊談(卷三)に怪異石塔と題して曰く、下鳥羽の南横大路村街道の東、當所飛鳥田神社の例祭の御旅所の傍、榎木の老樹の下に高さ五尺餘の細く長き五輪の塔婆あり、古へ此村の邑長の塔にして、夜なく怪異をなせし石塔なりといふ、あるとき勇猛の人ありて太刀にて切伏しと、其後此塔のうへに流れかゝりし血脈の跡残りりと、今に上の方に赤き色見ゆ、されど石の性によりてかゝる色はあることなれば、さしてあやしきことにはあらず。

大和怪異記(卷五)に曰く、するがの國阿部山上云處あり、同國に山路勤助とかや云侍住居しけるが、ふするのところに心かけ、土屋をきり、てつぼうをたづさへ、心をしづめてきけば、あらしにそよくならしほもいまやわたるとおもはれ、夜ふくるにしたがひ、遠山の鹿のね、松のひびきにかよひ、木ずるにやどるまじらの聲物さびしき折ふし、みねのかたよりおささふみしくおとして、物こそまさしく來りけれ、山路は待まうけたる事なれば鐵砲を取て向たれど、いまだいづかたともわかたず然處にうしろのかたにおとすれば、ふりかへりみるに、いかなるものとは知らずまなこのいかりありたりを射、時々つき出す息は火えんが如く、そのひかりにみればくれなるの舌をまきかへし、口は耳のねまでできたり、其すさまじき事いはんかたなし、自餘のものは是を見ばたちまちきえまうすべきか、山路はもとより不敵成をとこなれば少もさわがず、かたなに手をかけ待處に、やがてとやの上にとびかゝりしおしくづすを、心得たりとわきざしをぬき、うへさまにはたとつく、つかれて手ご

たへしけるをつけて三かたなまし通しはねたふし、ひなはの火をつけ、たけにてたいまつにとほし見れば、かほはうしのごとく、身は人に似て六尺あまりのくせものなり、世に云ふ山男なるべし、慶長年中の事と云ふ。
以上の説明は理學部門を参見すべし。

第三講 妖術篇

第十七節(火渡) 我邦にて山伏及び二三の神道教會にて行ふ所の奇術に、火渡と名くるものあり、其方法については先づ群馬縣中會根五一部氏より報道せられし例を左に掲げ、而る後之が説明をなすべし。

御嶽講の信徒が種々の妖術を行ふことは、誰もよく知る所なるが、取り分け火渡の術は最も奇怪と謂ふべし、即ち乾薪三十駄を積みて此れに火を放ち、其四隅に竹を樹て、繩を張り、繩には八大龍王と書したる紙片を結び付け、先づ講中の者をして赤脚にて其火の周圍を回らせしむ、講中は回匠しながら呪を唱へ、「クジ」をきり、時に大聲を發して神名を唱へ、炎焔漸く收まる時、鹽を散じて、講中の中の中坐と稱する者に神をのりうつらしめ、炭火猶ほ熾なる上を行かしむ、然る後は衆人交るゝ此れを踏みて渡れども少しも熱を感じずといふ、其炭火は高さ一尺許にして、凡そ十尺

平方の間に廣がり、予も之を試みんと欲し火上を渡りたれども毫も熱を感じざりき、但し講中の言ふ所に従へば、此火を渡る者は能く無病息災なるを得と。

此説明に就ては嘗て懸賞問題として答案を徵集したりしに、十餘通の回答を得たり、先づ丹波國岩内誠一氏の答案を掲げん。

(事實)先づ長三尺餘の松割木と檜葉とを互に重疊して、長凡二間許の間に二列に並列す、修験者は其一方に坐し、呪文をとなへ袖中印を結ぶ(「クジ」ヲキルト云)三十分にして割木全く火となりたる時、傍人棒を以て其餘燼をたき、凸凹なからしめ平坦とす、修験者祈禱終りて跣足となり小足にて早く先づ渡る、衆之に従ふ、傍より注意すると數條あり、曰く必ず跣足なるべし履物を穿つべからず、曰く傍を行くべからず必ず木の中央なるべし(これ祈りの傍に迄及ばざればなりといへり)、曰く疑の心あるべからず否らざれば火傷を受くべし、曰く女子は男子に反對の方向より渡るべしと、之を渡るに其熱度は六七十度の温湯の上を行くが如し、大抵のものは火傷せざれども、間と火傷せるものを見るに、必ず所謂「土踏す」なる足底の凹處なり。

(説明)生は之を心理上より説明し得べしと考ふるなり、先づ其の疑の心ある可らずといひて信ぜしめ、又修験者其他が渡るを見て渡り得るを信するが故に、心意上所謂豫期の作用にて熱を感ずると少かるべし、而して女子は罪深ければ火傷多く、小兒は無邪氣なれば火傷少しといふも、女子は怯

儒因循にして疑深きにより、小兒は無心にして他の行爲を見て直に信じて疑なきより、かゝる現象を生ずるものならんか、兎も角も罪(又ケガレ)あるものは火傷すといふも、心意の作用なると明なり、然れども小兒にても火傷せるものあり、又渡るもの皆疑心なきものゝみにあらず、即ち信仰的のみならずして好奇的、試験的のもの多しと雖も、悉く火傷せしものに限らず、故にこは別に物理的の理由なくんばあらず、余は之に就て左の諸點に注目せり。

薪材は松杉なりしこと、

火傷の場處。

松杉等の餘燼は質鬆粗にして、従て熱度低く火も消え易し、今之を疊上に落す時も直ちに取去れば燒痕を止めず、却て火の消滅せるを見るならん、又之を板にて壓し空虚あらしめず、空氣を通ぜざるときは亦直に火の消滅するを見ん、(火力の弱きは右の現象のみならず、掌中に轉顧するも火傷するとなし)然るに足底を見るに其皮膚厚くして堅く神經遲鈍なれば、今此感覺鈍き足底を以て、鬆疎消え易き餘燼を踏むは、恰も板を以て壓したると同じく、空虚なければ空氣なく、火は疊上の如く足底を傷けずして、却て直に消えて熱度を減すべく、且つ足底感覺の遲鈍なるより、吾人は痛熱を感じず火傷をなさざるなり、又火傷の部分を見るに大抵所謂「土踏ズ」なり、「土踏ズ」は凹部をなし其皮膚他部の如く厚からず、又感覺も鈍鈍ならず、故に火と皮膚との間に空隙を生じ、従て火消えざるがため、熱を感じる他部より甚くして火傷するに至るなり、之に反して「土踏ズ」の少

きもの(即足底殆平面なる者)は大抵火傷せず、又以て壓迫によりて火を消滅せしむるを知るべきなり、其他途を平坦とするも、凹凸あれば空隙を生じ、足底火氣を受くるとあればなりと解すべく既足なるを要するも履物あれば凹凸を生じ、又之を燃焼するの恐あるが故なりとも解すべく、傍足を行くべからずとは踏みかぶりて顛倒するの患あるが爲なりとも考へらるゝなり、男女方向を異にするが如きは、一個の方便として考へて可ならん、尙火焔にて裳の燃えざるを怪むものあれども、焔の端は輕き物を燃焼することなきを知らば(蠟燭の焔上に紙を懸垂するが如く)思半に過ぎん。

又防州藤井幹氏は左の説明を送れり。

火渡の實況は既に記せり、今之が説明は唯要を摘みて一言す、一に鹽素は無色透明不燃體なるを以て之を火中に投じて火勢を蓋ひ火光を減せず、二に多く廣き地を選び日暮を待てるは、空氣中の水素重量を増して地面に近づき、燃火に缺くべからざる酸素上騰するに便なればなり、之を例へば暖爐に於て火を燃すに其近傍の空氣は熱に遇て膨脹し輕くなるが故に上に登り、冷氣換て下る、此の如く冷熱交換すると間斷なきが故に、上部は割合に下部より暖なり、是れ數多の衆人を欺く一手段なり、三に火を點する前より衆人を集め、及び祝詞を間斷なく誦する者圍繞するが如き、大氣中の酸素を吸用して空氣の變動頻繁なれば、鎮火に一助なしとは云難し、況や人體に熱を増し、熱に堪ふるに慣れしむべき燃火時間の長きに於てをや、之を以て觀れば、火渡は不可思議のものに非ず

と云ふべし。

その他某氏の説明中には、火渡を行ふ際水神を祈り水印を結ぶ等の事あれども、是れ決して火熱を減するの助となるものにあらず、只人々の決心を堅からしむるに過ぎず、また脚蹠の表皮は厚固にして感覺鈍きより、之れを他部に比すれば尤も火傷し難きが故に、火渡に於いて傷害を被らざるは、敢て怪しむに足らずと云ひ、某氏の説に、火渡の火は周囲のみ熱くして中央はさほど熱度高からず、故に最初は急歩して中頃は緩歩するを常とす、若し最初に緩歩して中央を急歩し過ぎんか、火傷あるや必せり、而して中央に熱度の低き所以は之を周邊に比して酸素の乏しきに由ると云ひ、又火上に濫りに食鹽を撒布するは火氣を減する効あれば、是れ亦火傷を受けざる原因なり、例へば赤熱の火箸を握りて引きこくも火傷せざるは、一は皮膚蒸氣の保護あるにより、一は先づ鹽を握りて火氣を避くるによると同一なりと云へり、其他の答案も皆大同小異にして、同一の理由を反覆して説きたるものなれば之を略す、要するに火渡は心理的及び物理的の二種の原因によりて行はるゝものにして、決して神力魔力の所爲にあらざるや明かなり、其中物理的原因は前記諸氏の説明によりて明なれば又贅説せず、而して其心理的原因も既に諸氏の説明中に見る所にして、一言すれば即ち信仰作用の致す所なりとす、凡そ人の精神一點に凝聚するときは、其他の部分に如何なる刺激を受くるも更に感知せざるものなり、嘗に之を感知せざるのみならず、其精神の激興して旺盛となるに當りては、外界より受くる

刺激に抵抗して傷害を免るゝことを得べし、今適く例を擧ぐれば、平常寒風の凛烈なる中に裸體を露さんか、數分時を出でずして風邪を感じざるもの少なからん、然るに彼の宗教信仰のため、寒夜戶外に於て冷水に浴し一心祈念すること數十分時に亘り、或に嚴冬朔風を衝いて所謂裸詣りをなすも更に風邪に冒されざるは人の熟知する所なり、是れ物理生理の限りに非ずして、全く精神其物の影響ならざる可らず、又火事場或は戰場にありて勞動する際には、外物に觸れて過度の抵抗壓迫を受くるも平生に比して多くの傷害を被らざるは、是れはた精神の作用に非ずして何ぞ、是に由りて之を推すに火渡の如きも、吾人もし之を信仰することを得ば、精神の力克く其身に及べる火傷を防ぐに由るや明なり、固より精神の力も一定の限りありて、其度を過ぐれば火傷を免れずと雖も、之を平常に比すれば遙に外界の刺激に堪へて、或度までは傷害を免れしむること疑ふべからず。

第十八節(不動金縛) 世人のよく知るが如く、不動の金縛と稱し、人をして隨意に動くことを得ざらしむる術あり、此秘術たるや古來は神佛の力に歸して、常人の行ふこと能はざる不可思議の方法なりとせしも、今日は心理學上精神作用によりて説明せらるべきなり、今其理を考ふるに、此金縛の術者と被術者の二人ありと定め、施術者は被術者に向ひて一定の呪文を唱へ、以て此秘術を行ふものとなさんに、此時に當りて被術者もし金縛の術を吾身に行はるゝことを知らば、自己の豫期意向によりて其の身體強硬不動となり、自ら之を左右すること能はざるに至るべきなり、若し又被術者が其の

金縛の術なることを知らずとせば、固より豫期作用によるべき理なきが如しと雖も、之に對する施術者の舉動容貌大に平常に異なる所ありて非常の精神力を外相に現はし、一見悚然たる状態を示さんか、縦ひ被術者は何の意たるを知らざるも、之を恐怖するの餘り身體手足強直して、また如何とも動すべからざるに至るべし、是れ宛も家鼠の猫に睨視せられて、畏怖の餘り身體に強直を起して遁走すること能はざると其理一般なり、況や被術者は此術を施さるゝことを多少豫知せるをや、若し此理を更に明確ならしめんと欲せば、須らく催眠術の現象と比考すべし、即ち催眠術にありては施術者も、被術者に不動の金縛を行ひしことを告げんか、其身體は忽ち強直して手足ともに毫も動かすこと能はざるに至る、されども是れ、決して神佛の力にあらざりて、精神其物の作用に外ならず、蓋し吾人の精神は或變動によりて其中心を失ひ自己の意志を得ざらしむるに至れば、精神は全く機械的作用を起し、他人の命令に應じて其儘に作用を現することは、心理學部門催眠術の條下に述べし所にて明かなり、是が故に古來の不動金縛の如きも全く精神作用より起れるものにして、何ぞ奇怪とするに足らん、然るに世間其理を知らざるより、一方には神佛の妙力に歸して不思議の秘術となすものあれば、他方には妄誕虚説にして信を置くに足らずとなせども、苟も精神作用を解するものは其術の必ず行はるべきものなるを知り、而かも其方法は神佛の力にあらざること了得すべきなり。

第十九節(魔法幻術) 凡て世間にて常人の爲し得ざることを行ふときは、之を稱して魔法幻術と云ふ、此謂ゆる魔法幻術は其數幾許なるを知らずと雖も、古代は皆其原因を鬼神惡魔に歸して、人力の行ふこと能はざるものとなせしなり、然るに人智漸く進て漸く其理を解するに至り、隨ひて魔法幻術も亦漸々減退して迹を潜め、今日は僅々二三種の方術を見るのみとなれり、若し今後更に物理諸學の道理愈と開け、其心理學上精神作用に法則を明にせば、此二三種の方術も亦魔法幻術と稱するに足らざるに至らん、されば人智進まざりし往昔にありては、或は狐を人に附かしめ或は神を人に降すが如き皆之を魔法と稱し幻術と名づけたり、今左に靈獸雜記中より拔萃して其一例を示さん。

伊勢萬筆(即位)云、幻術又妖術共云、今俗に云魔法つかひ、又外法つかひ、又いづなつかひと云者也、是正法にあらざ、邪術を行ひて人眼をかすめ惑はす術也、唐にては仙術と號して道士と云者ども行之也、又佛家にては幻術を借りて、佛法を飾りて奇妙不測を設けて、佛力と號して人を歸伏せしむることあり、近年日蓮宗の僧、狐をつかひて人に狐をつけ置て、さて祈禱をして其狐をはなすを以て、奇妙の名を得て渡世したりしが、事あらはれて公より召捕りて流罪に行はれしことあり、(略)又(七左)云、物の怪榮花物語、源氏物語などに、病人産婦などには必物の怪ありて、出家に加持祈禱せさせ、物の怪去りし事を記せり、源氏は作り物語なれ共、其世見なれ聞なれ、常にある事なれば書しなるべし、國史などにはさる事なし、後代に至りて病人産婦毎に物怪ありし事心得がたし、是は僧どもひそかに邪法を傳へ受けて狐をつかひ、病人産婦などに付け置て、後に祈持し

ふ、此謂ゆる魔法幻術は其數幾許なるを知らずと雖も、古代は皆其原因を鬼神惡魔に歸して、人力の行ふこと能はざるものとなせしなり、然るに人智漸く進て漸く其理を解するに至り、隨ひて魔法幻術も亦漸々減退して迹を潜め、今日は僅々二三種の方術を見るのみとなれり、若し今後更に物理諸學の道理愈と開け、其心理學上精神作用に法則を明にせば、此二三種の方術も亦魔法幻術と稱するに足らざるに至らん、されば人智進まざりし往昔にありては、或は狐を人に附かしめ或は神を人に降すが如き皆之を魔法と稱し幻術と名づけたり、今左に靈獸雜記中より拔萃して其一例を示さん。

伊勢萬筆(即位)云、幻術又妖術共云、今俗に云魔法つかひ、又外法つかひ、又いづなつかひと云者也、是正法にあらざ、邪術を行ひて人眼をかすめ惑はす術也、唐にては仙術と號して道士と云者ども行之也、又佛家にては幻術を借りて、佛法を飾りて奇妙不測を設けて、佛力と號して人を歸伏せしむることあり、近年日蓮宗の僧、狐をつかひて人に狐をつけ置て、さて祈禱をして其狐をはなすを以て、奇妙の名を得て渡世したりしが、事あらはれて公より召捕りて流罪に行はれしことあり、(略)又(七左)云、物の怪榮花物語、源氏物語などに、病人産婦などには必物の怪ありて、出家に加持祈禱せさせ、物の怪去りし事を記せり、源氏は作り物語なれ共、其世見なれ聞なれ、常にある事なれば書しなるべし、國史などにはさる事なし、後代に至りて病人産婦毎に物怪ありし事心得がたし、是は僧どもひそかに邪法を傳へ受けて狐をつかひ、病人産婦などに付け置て、後に祈持し

て狐をはなしたる物なるべし、其頃の人は貴賤佛法に深くおほれて僧を貴びければ、かの姦計を悟らざりしならん、近年江戸千駄ヶ谷と云所の千手院の使僧、人に狐を付て置て、さて後に同類の比丘尼に、千手院の祈禱奇妙なりと云はせて、人にすゝめさせて、祈禱をたのまれて狐をはなす事をせしが、或貴家の主人に狐を付けしに主人には付かずして、近習に付てくちばしりて、千手院が主人に付くと云ひけれ共、主人へはなにとしても中々つく事ならざる故、此者に付たりと云しにより、事あらはれて彼僧は追放せられしと聞及びし、昔の僧も此たぐひおほかりしなるべし、榮花物語うたがひの巻に、御堂關白(道長)の病惱を記したる條に、よろづにいみじき御いのりどもさまざままなり、されどたゞいまはしるしみえず、いとくるしうせさせ給、さまざまの物のけかずしらすののしる中に、けにさもやと聞ゆるもあり、又この外のにもあるまじきことの物おほえぬのりをし、あやしき事どもをぞ申つる云々、此下文に僧ども祈て、物のけ去りたる事を記せり、本文に事の外にさもあるまじき物おほえぬのりをし、あやしき事どもをぞ申める、と云を以て考へしが、かの物のけは僧共が狐を付たるに、僧あまた思ひくく狐をつけたるゆる、さもと覺ゆるもあり、事の外にさもあるまじき事の物おほえぬのりをして、のしりたるもありしなり、狐を付置て、後に祈りて狐をはなして、法力のしるしと見せたる賦、君臣共に佛法におほしき故、如此事ありしなり。又古今百物語評判(卷五)には仙術幻術と題して左の問答を掲げたり。

ある人問て云、仙術といふ物は天仙地仙のわかち有て、千萬年の齡をもちて、空をかけり地をくぐり、千里を目前にちぢめ、芥子を須彌になし、さまざまの奇妙あり、猶老子を元祖となせるとや、さて又幻術といふ物は、魔法とひとつにて色々不思議をなし、劍をのみ火をつかみ、身を自由にかくしなどするよし、承り候が、いかやうの理りぞや、承はり度侍るといひければ、先生答て曰く、仙人の沙汰三代の盛なるときはなし、戦國の末に起りて秦漢にさかむなり、老子を元祖と云るは、老子經に谷神不死といふ論あるをとりて、無理につけそへたる説なり、秦の始皇徐福をして、不死のくすりをもとめしより此かた、世々の帝王民を勞して金をつひやし給へども、終に得給ふ事あらず、其仙人の大將たる者多く刑罰にあひたり、その偽りたる事論するに及ばず、偕て空をかけり雲にのほる事は、程子の説に、人は陸につきて生る者なれば決して其理なし、若し山中に深くこもり居て、人事をまじへず色欲をたち、松葉をくらひなどせば、人の壽命より少長生をする事あり、とのたまへる事二程全書に見えたり、かくさだかならざる事を、愚なる人の信じて深山幽谷に猶も樂をもとめなどして、餓死におよぶ者あれば、神仙の書に記して曰く、後に羽化して其行く處を知らずなど、奥ゆかしきやうに申せり、又其刑りくにあうて死たる事を、たゞしき史官の書に記しおきたれば、又其書には尸解なりと書たり、尸解とは、此形をもぬけてたましひを自由にするをいふとなり、其説のしひたる事知ぬべし、幻術の事は元天竺より起りたる事、こゝもとにて云る

魔法のごとし、さまざまの術ある事記したれども、仙術よりはまたあさなる事にて、一通りの法有と見えたり、其剣を呑といふも、實にのむにはあらず、人の目にのむがごとく見ゆるなるべし、他の事も皆是におなじ、さて仙道にても幻術にても、さまざまよく得たる者ありて、人をあざむく時は必ず害にあふ、畢竟實事にあらず、もしくは習おほせても、身をとへの國を治る便りにあらず、聖賢のいはざる處なれば、何の用にか立つべし、そのうへこももにても、其術の益なきしるしには、彼狐をつかふ者白き狐を殺し、其靈をまつり其面の骨をさき、己がひたひにつけぬれば、よく形をかくすと云り、されども砂をまきおけば其足跡つき、日影にはかけうつり、さかしき犬あれば其氣を知ると云り、は何ぞとけて益あるべしむや、すべて正法に奇特なしといふ事、世話ながらよく道理にかなへりと語られき。

其他幻術魔法の種類は幾多あるを知らずと雖も、要するに之を大別して、心理的に屬するものと物理的に屬するものとの二種とす、彼の手品師が種々奇怪の術を衆目に現すは、多く物理的に屬するものなり、又我邦にて未だ物理化學の開けざるに際し、西人渡來して理化學上の妖怪を示し、が如き、是れ固より物理的幻術なり、例へば灼熱せる火箸を空手にて引きこぐが如き、或は跣足にて劍上を渡るが如き、古代には其理を解せざるより、眞に魔法となしたるも物理の道理明かとなりし今日にありては誰か之を奇怪となさん、之に反して狐遣ひ、神降し、不動金縛の如きは人の精神作用に由りて起

る所のものなれば、所謂心理的幻術なり、此等の心理的幻術は猶ほ人々の奇怪とする所なれども、余は心理學部門心術篇に於て其理を詳述したれば宜しく其部を參考して知るべし。
第二十節(絲引) 又俗間に一種の靈怪として傳ふるものに絲引と名づくるものあり、此絲引は多くは南無阿彌陀佛の名號を禮拜するときに、其指先より現はるゝを常とす、其絲たるや至微の纖毛にして、纒に肉眼を以て視ることを得べし、此怪事は古來より唱へしこと見え、世事百談なる書に彌陀の手絲と題して左の如く記せり。

新古今歌集の法圓上人の歌に、

なむあみだ佛の御手にかくる絲の、終りみだれぬ心ともがな

長秋記元永二年十二月四日の條に阿彌陀佛の手に五色の絲を付く、引付る件の佛は、去年臨終の料、丁寧に作り奉る所なり、また盛衰記に、佛の御手に奉結付五色の絲、引かへたまへる心地にて、

なども見えたり、本説のくはしきは法苑珠林に、西域祇洹寺圖を引きて云へり。
今日にても諸寺の寶物に絲引の靈驗あるもの少なからず、其名號は多く祐天土人の筆に成れるものなれども、或は他の大知識の筆に成るものあり、然れども合掌禮拜する間に手先より纖毛の出づるは必ずしも六字の名號に限るにあらず、佛畫に對するも、同様の次第にて之に對して合掌禮拜すれば必ず細絲の指端に出づるを見るなり、故に民間にて色々の像に對して、禮拜をなして絲の出づるときは

其人信心宜き故なりと云ひ、絲の出でざるときは其人は罪業あるによるなどと申す由に聞及べり、然るに又先年或人の話に、東京府下駒込邊の或る信者の家に、念佛行者體のもの止宿して參詣人の手の掌中に佛の字五つを書し、其手を取りて南無阿彌陀佛、南無阿彌陀佛と數回唱ふるときには、必ず其の手の周圍に細絲の生ずるを見る、因て人々大に不審に思ひ、諸方より群集して其の行者を念ぜしと云ふ、其の手より出づる所の細絲のことについて、余先年或る寺に至り、絲引名號を拜して之れを試みたることあり、又不思議研究會に於て試験を行ひたることありき、當時得たる絲は其の色白く其の長は一二分より五六分位ありて、太さは髮毛より細く、恰も日本紙を引き裂きたるときに其の裂き口に立ちたる細毛同様なり、中に色の赤きものあり又青きもあれども、大抵白きを常とす、此の如き細毛の指端に立ちて動搖するを見て、之を世間にて絲の出づると云ふなり、其狀恰も小毛の肉中より生ずるが如し、而して外より此毛に觸るゝときは容易く之を取り離すことを得べし、其時毫も引くが如き感覺を起すとなし、因て考ふるに、其毛果して肉中より生ぜしものならば、其之を取り離すときに幾分か引抜くが如き感覺を起すべき道理なり、然るに毫も其感覺なくして、他の指端を以て之を觸るれば容易く他の指に移すことを得るには、其毛の肉中より出づるにあらすして、外より指端に加はりたるものならんと想像することを得べし、此想像によりて試験を施すときは、亦容易く其道理を發見することを得るなり、第一に六字名號とか、畫像とかを拜禮するときにのみ細絲の生ずるにあらざる

所以を試むるを必要なりとす、若し誰人にも之を試んと欲せば、行燈にても蘭弗にても、又は柱にても適意のものに對して五分乃至十分間合掌禮拜すべし、然るときは畫像に對すると同様に細毛の指端に生ずるを見るべし、是れ即ち細絲を引き出すは必ずしも神佛に對して禮拜するを要せざる所以にして其生ずると生ぜざるとは、神佛を信すると信ぜざるとによるにあらざる所以亦推して知るべし、是に至て更に考ふるに、其所以細絲は身體の組織間より出づるにあらす、又神佛の力によりて生ずるにあらす、空中に浮ぶ所の塵毛の落ちて指端に掛かるものならんと想像を起すに至るなり、然るときは更に試験を施して其神佛を禮拜して生ずる所の細絲と、空中に浮ぶ所の塵毛とを比較して見るべし、若し空中に果して此の如き塵毛の存するかを試みると欲せば、旭日の光線の戸隙より入るときに、其光線に無數の塵毛の懸かるを見て知るべし、又障子の骨或は蘭弗の臺などを一兩日拂はざるときは、無數の塵毛の出上に止まるを見るなり、其の塵毛は大小長短一定せずして色は大抵白きを常とすれども、折々赤き色又は青き色のものも見出すことあり、是等の試験法によりて、余は先年不思議研究會に於て、其所謂細絲は斷じて空中に浮ぶ所の塵毛なることを論定せり、且つ其説の信據すべき他の理由は、神佛に對して禮拜するときは第一に手を水にて清め、第二に其手を靜かに保ち、第三に此の如き信仰家は、大抵婦人に多し、第四に禮拜の時間は凡そ五分乃至十分間を用ふるものなり、此四つの事情は大に空中の塵毛の手に觸れて、其皮膚面に着くに至て便なる所の事情なるを知るべし、先づ第一

に手を清むるときは手に濕氣を帯ぶるを以て、至りて塵毛の粘着し易き事情あり、第二に手を静かに保つときは亦塵毛の皮膚面に止まり易き事情あり、第三に婦人は其手に油氣を帯ぶるを以て是れ又粘着し易き事情あり、且一たび止まりたるものは忽ち飛去らざるの事情あり、第四に時間も五分乃至十分に至れば、空中に有りふれたる塵毛中稍長く且大なるもの、手面に觸るべき機会を得易き事情あり、且つ又人の傳ふる所によるに、同く禮拜する中にも男子よりは婦人、老人よりは少年に絲の出づると多しと云ふ、余嘗て自宅に於て柱又は蘭弗に對して、男女老少四五人相集りて之を試みたることありしが、其時も果して同一の結果を得たり、蓋し少年のものと婦人とは、手に油氣を帯びて塵毛の粘着し易きによると明かなり、是に由て之を見るに、其所謂絲引の秘法は神佛の力にあらず、又身體の組織中より出づる毛髪にあらず、即ち空中に散ずる所の塵毛中の稍長くして且つ大なるもの、手の皮膚面に粘着して懸かる疑いを入れざるなり、之に類したる事にて一種の『マジナヒ』あり、即ち余嘗て『マジナヒ』の種類を集めたる小冊を讀み、其中に小兒の疳の蟲を取る『マジナヒ』と題する一項あるを見る、其法實に奇にして怪まざるを得ず、今左に其法を掲げ併せて説明を與へんと欲するなり。

秘事百撰と題する書中に、小兒の疳の蟲を取る『マジナヒ』と題して曰く、此法は晴天の巳の時に白胡麻の油を手の甲、指、額に塗り、日輪に向つて居らしめ、手合さして我口のうちに、小松かきわけ出る月其下かけにとるぞかんの蟲

讀むべし、一時すぎて白髪の様なる蟲多く出るなり、目に入ぬ様に直にとるべしとあり、又玉内某氏より寄せられたる報道中に左の一項あり。

血氣盛なる小兒の腹中に寄生する小蟲を見る法なりとて、俗間に傳ふるものを述るに、小兒の掌面に呪文三回墨書し、更に其上を墨にて塗抹して文字をして不明ならしめ、之を握ること暫時にして其手を抜き見れば、其爪甲より毛様の如き白纖維のもの續々出るなり。是れ蟲氣の小兒にありて然るなりと云ふ。(下略)

以上は『マジナヒ』療法とも名づくべきものか、余は其の療法は斷じて信仰療法の一種なりと云はんとす、たゞ其の信仰療法に屬し難きは、毛様の細蟲の出づるの一點にあり、然るに毛蟲を抜きて病氣を療する法は、獨り小兒の疳病に限らず蟲齒を治するに此の法を用ふるものあり、また諸病を醫するに此の法を唱ふるものあり、而して曰く、病根となりし蟲を抜き去るなりと、故に余が此處に説明すべき要點は、果して此の如き毛蟲ありて病客の體中に存し病根となるものか、若し然るべき道理なしとするときは、其毛蟲は果して何物なるやにあり、余が考ふる所によるに、此の如き毛蟲は眞に存するものにあらず、唯世人誤り認めて毛蟲となすのみ、如何なるものを毛蟲となすか、曰く空氣中の塵毛の指端に止まるものは是れなり、余が今述ぶる所の絲引の名號、絲引の念佛と稱するものと固より同一なり、而して其療法中、白胡麻の油を塗ることあるは、油は空中に浮びたる塵毛を引き留むるに

便なるによる、晴天巳の時、日輪に向て坐するは、塵毛の眼に觸れ易き時なるによる、一時過ぎて毛蟲を見ると云ふは、塵毛の指端に着くには多少の時間を要するによる、凡そ空氣中に塵毛の多く浮び居るは、晴天の朝旭光の戸隙に入る時に容易く見るべし、又白晝障子の骨若くは行燈、らんぶ、燭臺等の内外を熟視するときは細かなる塵毛の群がり立つを見る、其形毛様の纖維の立つが如し、是れ皆同種類なり、若し小兒より出づる所の毛蟲は之と全く其種類を異にすと云ふものあらば、宜しく二者を比較して檢察すべし、余は斷じて同一種なりと云ふ、又其療法中に呪文を唱ふることあるは人の信仰を引く爲めの手段のみ、而して其病のよく治するは信仰の力なり、縱令小兒自ら信仰の何たるを知らざるも、其父母及び乳母の之れに信仰を置くとときは、知らず識らすの間に其信仰の小兒に感染するものなり、小兒は無心なり、無心なるを以て感染し易し、父母不快を感ずれば小兒は無心にして之に感染し、父母満足の状態を呈すれば小兒も亦満足を感じると同一なり、故に是れ全く信仰療治の一種なれば、醫學部門に入るべきも、絲引名號と同一種のものなれば此に掲げたり。

附

錄

論 說 篇
妖 怪 窟 雜 話

論 說 篇

眞 怪 論

世界の廣き萬物の多き、其中には幾多の妖怪あるを知らず、幽靈狐狸天狗のみ妖怪なるにあらず、天變も妖怪なり、地異も妖怪なり、發狂も妖怪なり、ベストも妖怪なり、然のみならず、妖怪の方面より之を観れば、天地も日月も山川も草木も禽獸も人類も耳目も精神も一として妖怪ならざるはなし、佛敎の所謂三界六道は皆妖怪なり、嗚呼吾人は斯る妖怪の世界に生存して、妖怪の空気を呼吸し、其生るゝや何れより來りしを知らず、其死するや何に向て去るを知らず、病患の發するも、災難の起るも自ら之を前知する能はず、五里霧中に彷徨するものなり、之を妖怪と呼ばずして何と謂はんや、蓋し人の迷ひ且つ苦むは、妖怪の妖怪たるを知らざるに由る、就中病患の期し難く、生死の定りなきは人の最も迷ふ所なり、故を以て如何なる豪傑も、死期に臨では神佛に哀を乞ひ、如何なる博識も、災難に遇ては宗敎に心を動かさるはなし、古今數千年間の歴史上、東西幾億萬の生靈が、終身其心を苦めたるは、全く此點にあり、故に余は多年此迷苦を除きて、安樂を與ふる道を發見せんと欲し、古今東西の哲學及宗敎に就き、専ら生死禍福の理を講究して今日に至れり、是れ余が妖怪研究に従事した

る所以にして、又其結果を世間に報道する所以なり。

妖怪の種類頗る多くして、其一々を列擧し難しと雖も、若し其大要に就て之を分たば、偽怪誤怪假怪眞怪の四大種となるべし、其中偽怪誤怪最も多く、殆んど什中の七八分を占むるが如し、而して假怪眞怪は僅に二三分に過ぎず、然れども若し妖怪の道理を究め盡すに至らば、一切の妖怪皆眞怪となりて現すべし、人皆妖怪を恐るべきものとなすは、眞怪を知らざるによる、若し其心中に眞怪の道理を明かにするに至らば、此多苦多患の世界が、忽ち樂園靈境となり、佛教の所謂娑婆即寂光の實際を見るに至るべし、故に余の目的は全く偽怪誤怪假怪を拂て、眞怪を顯はすに外ならず、偽怪は霧の如く、誤怪は烟の如く、假怪は雲の如く、眞怪は明月の如し、假怪の迷雲を拂ふにあらずんば焉ぞよく眞怪の明月を見ん、若し夫れ中秋三五の夜、萬里雲晴れて月正に中するに當ては、人皆天地の靈妙を感じるが如く、胸中の迷雲晴れ度りて、心天唯眞怪の明月を仰ぐに至らば、其歡樂果して如何ぞや、生死禍福より生ずる有らゆる不平も苦痛も、忽ち消滅し去るべし、然り而して眞怪の如何は、妖怪の門に入りて其理を究め盡くすにあらずんば知るべからず、故に世間に生死の道に苦み、禍福の理に迷て、之を拂ひ去らんと欲するものあらば、請ふ來りて眞怪の道理を講究せよ。

醫療醫藥を用ひずして諸病を醫治する方法を論ず

此問題は余が多年研究する所にして、妖怪學項目中に特に醫學部門を設くるは、其研究の結果を世人に示さんが爲なり、今日の醫學と云ひ、醫術と云ひ、何れも我等の肉體に本づき、決して精神の方面よりするものにあらず、然るに我等の一身は肉體と精神との兩面より成るものにして、或は肉體の方面より病氣を起すことあり、或は精神の方面より病氣を發することあり、これと同時に其病氣を治するにも、肉體の方面よりと精神の方面よりとの二途なかるべからず、然るに今日の醫學は獨り肉體の方面より治療を施すものなれば、余別に精神の方面より治療する方法あるべきを知り、多年其研究と工夫とに日子を費せり。

此精神的治療法は今日の醫學に本づきたる治療法とは全く相反し、毫も醫藥を用ひざるものなれば第一に診察料藥代の費用を獨くことを得べし、故に此方法にして一たび行はるれば、世間の醫者な忽ち飢渴に苦むに至らん、されば其法を名けて醫者殺しと云ふべし、余若し醫者殺しの法を發明したりとの評判全國の醫者社會に傳らば、或は暗殺せらるゝに至るも計り難し、されど余は決して今日の醫術を排斥するにあらず、肉體的治疗法と精神的治療法と並び行れんことを望むものなり、故に暗殺の恐も飢渴の苦もなかるべし、而して其方法の如何は醫學部門の講義に譲る。

妖怪學と諸學との關係

耶蘇教者は神を以て全智全能の體となすも余は妖怪學を以て全智全能の學となさんとす、何者妖怪學は萬學に關係し之を研究するには萬學に通ずるを要すればなり、先づ天文地質氣象に關する妖怪學は天文學氣象學に關係し、禽獸草木人身に關する妖怪學は動物學植物學生理學に關係し、精神の變態を論ずるときは精神病學心理學に關係し、鬼神靈魂の有無を論ずるときは、宗教學純正哲學に關係し、智力の變態に關して、教育學論理學に關係することあり、偽怪誤怪に關しては、政治法律に關係する所あり、故に余は妖怪學を以て全智全能の學となす。

此に降石の怪あり、先きに長野市辨天町に起り、後に神奈川縣川崎町に起る、若し之を人為に出づるものとせんか、然るときは精神の變態即ち一種の發狂より生ずるか、又は復讐或は惡戯の故意に出づるか、二者中の一に居らざるべからず、之を一種の發狂とすれば、心理學及精神病學の問題となり之を故意に出づるとすれば、裁判上警察上の一問題となるべし、若し又其原因を人力以外の神力に歸するときは、宗教學の問題となり、物理的作用に歸するときは、物理學の問題となるべし、一妖怪にして、諸學に關係すること此の如し、他は推して知るべきなり。

諸學に事物の常態を論ずる部分と、變態を論ずる部分あり、其變態を論ずる部分は、皆妖怪學の範圍なり、而して常態は事物の表面にして、變態は裏面なり、常態は皮相にして、變態は蘊奧なり、前者は思議すべきものにして、後者は思議すべからざるものなり、故に妖怪學は宇宙の玄門を開き、事

物の秘訣を究め、諸學の奧義を示す學なりと知るべし、換言すれば不可思議の學なり、故に此學を研究し來らば、自然に不可思議の妙趣妙味を感得するに至らん、若し人此多苦多患の世界にありて、苟も其心中に快樂の別天地を見んと欲せば、妖怪學を研究するに如かず、余自ら之を實驗せり、人復た奚ぞ疑はんや。

卜筮論

未來の吉凶禍福を一々前知豫定するは、人力の爲し能はざる所にして、古來卜筮家の言ふ所、決して信すべからざるなり、縱令其の豫言的中することあるも、是れ所謂當るも八卦、當らぬも八卦にして、其結果よく百發百中千發千中を得るにあらざれば、卜筮其物の上に信を置く能はざるなり、且つ卜筮は易筮にせよ龜卜にせよ、其種の何たるを問はず、今日まで民間に傳はるものは、非道理的のものにして、學術上論すべき價值あるものにあらず、其中獨り易學に於ては支那哲學中最も玄妙なるものにして、學術上講究するに足ると雖も、之を人事に應用して即座に未來の吉凶禍福を豫知せんとするに至ては、非道理的の甚しきものなり、故に余は卜筮排斥論者の一人なり。

從來の卜筮は其原理其應用共に非道理的のものなるも、若し今日の學理に本きて別に道理的方法を考定するに至らば、卜筮其物必ずしも排斥するを要せんや、今日は百般の事皆舊を脱して新に就く

際なれば、卜筮其物も亦一段の改新を要する時機なり、然れども未来の吉凶禍福は到底人力の豫知し能はざるものは、如何に卜筮を改新すとも、之に依て運命の前定を望むかべらず、唯余は人力の微弱なる爲に往々取捨選擇に迷ふことあり、猶豫躊躇して決すること能はざることあり、此の如き場合に卜筮の助によりて己れの意向を定むるは、今後人事の複雑なるに従ひ愈々其必要を感すべし、故に今日以後の卜筮は單に此一事を目的とし、從來の非道理的に代ふるに道理的のものを以てせざるべからず、然るときは卜筮必ずしも排斥するに及ばざるなり、余之に就きて一の考案あれば、他日其大要を開陳して世間の批評を乞はんとす。

死

論

人の恐るゝもの死より甚しきはなし、病を恐れ、雷を恐れ、地震を恐れ、火災を恐れ、戦争を恐るゝは、皆死を恐るゝより起る、少壯の徒も富貴の士も、安心して日を送くること能はざるは、皆生死の常ならざるに由る、緣起禁厭卜筮相術の民間に行はるゝは、皆生死の途に迷ふが故なり、若し人世に死なかりせば、人間ほど幸福のものはあらざるべし、若し世に不死の藥ありて金錢にて購ひ得らるゝならば、世界中の有らゆる黄金を投するも惜むに足らざるなり。

死は人生の免かるべからざるものたるは、宇宙萬有の原則なり、此原則にして變ぜざる限りは決して

て不死の道を求むべからず、然るときは死を免るゝ道を講ずるよりは寧ろ死を恐れざる法を講ずるに如かず、夫れ人の死を恐るゝは古今の通性なれば、假りに之を名けて恐死病と云はん歟、世に不死の藥なきも、恐死病を醫する藥なきにあらず、余が家幸に之を秘藏するや久し、金満家は財を散じて貧民を救ふべし、宗教家は法を説きて愚民を度すべし、前者之を財施と云ひ、後者之を法施と云ふ、二者共に慈善なり、醫師は人命を救助するを以て、古來醫は仁術なりと稱するも、其實人の死命を左右し得るにあらず、死命はもと天の定むる所にして、人力の如何ともすること能はざるものなり、唯醫師は一時の病苦を移すことを得るのみ、病苦を移すは固より仁術なり、されば恐死病を醫するも亦仁術なり、恐死病は病苦の最大なるものなれば、之を醫するは仁術の大なるものならざるべからず、余が家貧にして財施をなすの力なし、又身多忙にして法施をなすの暇なし、然れども其家傳の秘法を施して恐死病を醫するを得ば、財施并に法施に代用して猶ほ餘りありと信ず、故に余は是より其秘法に就きて講ずる所あらんとす。

恐死病を治する法

人間の諸病中最も重きものは恐死病にして諸療法中最き大切なるものは恐死病の療法なり、其療法は余が妖怪學講義中に詳述する所にして、其講義の全部悉く恐死病の療法と見ても宜き程なれば、此

に重説するを要せずと雖も、若し其一端を擧げて示さば左の點に歸着すべし。
今之を理論の方面より論ずることは講義の方は譲り、實際上其治病の處方を約するに左の數條となる。

- 一、人を無意識化する事。
- 二、來世を立つる事。

三、死の理を明かにする事。

此各條に就きて略解を下すに、第一條の意は人の感覺を鈍くし、思想を虚にし、無神經無意識に近づかしむるを云ひ、精神をして枯木死灰の如く無知不覺ならしむるの謂なり、或は精神をして木石化せしむるの謂なり、草木には恐死病なし、禽獸には之もあるも人間の如く甚しからず、故に人間の心をして禽獸草木の如くならしめば、恐死病の苦を免るゝを得べし、然れども是れ到底實行し難し、次に第二の來世を立つる一法は説明を待たずして知るべし、例へば毎夜睡眠に就くも、誰れも恐るゝことなきは、明日再び醒覺することあるを知らばなり、之と同じく一たび此に死しても再び彼に生ずる望あらば、敢て死を恐るゝを要せんや、若し來世は今世より一層幸福圓滿の世界なることを知れば、喜び勇みて死に就くに至るべし、是れ宗教信者の死を厭はざる所以なり、次に第三條の意は道理を以て死の恐るゝに足らざることを知らしむるを云ふ、例へば余が妖怪學講義の如き是なり、其講義は總

論、理學部門、醫學部門等の八大部門に分るゝ中、宗教學部門は正しく「死は何ぞや」の問題を説明したるものにして、他の諸部門も多少此問題に關聯せざるはなし、若し人第一條及第二條の方法を以て満足せざるものあらば、請ふ來りて妖怪學講義を聴け。

戰 争 論

凡そ戰爭に三種あり、曰く天爭、曰く人爭、曰く心爭なり、天と相争ふ之を天爭と云ひ、人と相争ふ之を人爭と云ひ、心と相争ふ、之を心爭と云ふ、其一敗一勝は實に死生の相分るゝ所なれば、我々の生存上之より重且つ大なるものなしと謂て可なり、先づ天爭に就きて云は、我々は己れの健康を失ひ、疾病を起し、遂に短折天死するに至る、次に人爭に就きては、之に有形的と無形的との二種ありて、有形的戰爭とは、兵器干戈を以て相争ふものにして、普通に所謂戰爭是なり、無形的とは、或は商業上或は工業上或は學問上或は百般の事業上に於て、社會衆多の人と共に體力知力意力等を以て競争するを云ふ、是れ即ち社會間の生存競争にして、勝ては忽ち紳士となり貴族となり、敗るれば忽ち賤民乞丐となるのみならず、生計の困難より種々の病患を引き起すに至る、國家の盛衰興廢も亦之より起る、次に心爭に至ては我心中の善心と惡心との戰爭にして、日々夜々精神の活動する

間は殆んど止む時なし、其一勝一敗は直接に我々の生命に關することなきも、間接には一身及一國の死生に關す、又惡心にしてよく善心に勝ちたる場合には、縱令身體は依然たるも、其精神は既に死せりと謂て不可なることなし、故に余は此三種の戦争は皆死生の相分るゝ所なりと云ふ、而して國家の盛衰興廢に至ては、三種の戦争の共に關する所にして、一國の隆盛を祈らんと欲せば、必ず三種の戦争に勝利を得ることを望まざるべからず。

以上三種の戦争の妨害物を考ふるに、人の迷を第一とす、先づ天争に對して勝利を占むること能はざるは、種々の迷雲我心天を鎖して、天地の道理を明かにするを得ざるに由る、又人争心争に對して敗を取るは迷心の妨礙あるに由る、而して此迷を退治するもの三種ありて、各其方面を異にす。

- 一、前面より退治するものは教育なり。
- 一、背面より退治するものは宗教なり。
- 一、側面より退治するものは妖怪學の研究なり。

若し假りに迷雲臺と名くる一砲臺ありと定むれば、前面より攻撃するものは教育軍なり、背面よりするものは宗教軍なり、裏面よりするものは妖怪軍なり、今東洋諸邦中我大日本を除く外は何れの國も迷雲中に彷徨し、迷雲臺を固守するものなれば、教育宗教妖怪の三軍聯合して、一奇攻撃に着手せざるべからず、今支那は歐米聯合軍の攻撃する所となれり、之に次ぐに教育宗教妖怪の聯合軍を以てせ

ざれば、永く東洋の天地に文明の日光を見ること能はざるべし。

運 命 論

王公貴人は百事意の如くならざるなきも、獨り意の如くならざるものは運命なり、運命の前には權力も金力も更に其の用を爲さず、諺に地獄の沙汰も金次第と云ふも、運命の沙汰は此の限にあらざり、故に王公貴人も運命に對しては大に迷ふ所あり、死生の動かすべからざる、病患の避け難き、禍福の期し難き等は皆運命なり、或は富貴の家に生れて、生ながら富貴なるものあり、或は貧賤の地に生れて生ながら貧賤なるものあり、或は天性英傑の才を抱きながら、時の不遇の爲に終身其才を伸ぶること能はざるものあり、或は凡庸の力を以て、僥倖を得るものあり、或は明治以前に生れて尊王を唱へ其身も其名も共に湮滅して世に著れざるものあり、或は宗教革命の前に出で革新主義を執り、爲に身戮せられて名の傳らざるものあり、是れ皆人力人智の奈何ともすると能はざる所にして、之を總稱して運命と云ふ、是れ實に諸迷の由て起る根據なり、本城なり、此本城を一掃するにあらざれば、到底迷苦の世界を變じて不迷安樂の世界となすこと能はざるべし、而して是れ實に妖怪學の目的とする所にして、又諸學の終極の目的なり、換言すれば此問題にして解説し得れば、宇宙間の所有疑問は皆氷解するを得べしと信す。

今日百科の學問が未だ此點に就きて何等の報告も説明も與へざれば、妖怪學が獨力孤立にて此最大至難の問題を解明すること難しと雖も、諸學の研究より得たる結果を總合し來りて、之を應用すれば幾分か其理を開示するを得べし、是れ余が妖怪學講義中純正哲學部門に於て講述する所なり、其他此問題に就き種々工夫せるものあれば、追々報道して世の批評を乞はんと欲す。

忘 憂 術

世人は記憶術の必要を知りて、失念術の效用を知らざるは余が大に惑ふ所なり、若し記憶術と失念術と孰れが大切なりと云はゞ、失念の優ること實に萬々なり、凡そ人は樂事は忘れ易く憂苦は忘れ難きものにして、其忘れ難きが爲に、一憂の未だ消せざる中に他憂の來るあり、一苦の未だ盡きざる間に他苦の生ずるありて、憂苦に憂苦を重ね、遂に病患を醸し、天死を招くに至る、蓋し世の不幸は憂苦其物よりは、寧ろ憂苦の忘れ難きにあり、憂苦にして容易く忘るゝを得ば、憂苦ありとも敢て憂苦とするに足らず、是れ余が先年失念術を講述したる所以にして、其大要は妖怪學講義教育學部門中にあり。

人の忘れんと欲するもの多々あり、苦を忘れ憂を忘れ、貧を忘れ、賤を忘れ、病を忘れ、老の將に至らんとするを忘れ、死の將に近かんとするを忘れんとするも、古來未だ失念術を發見したりし人な

きを以て、憂は益と憂は益と苦となるに至る、世運の開け人文の進むに従ひ、日常の便利は日を追て増加するも憂苦の度は毫も減少するを見ず却て増長するのみ、是に於て失念術の講究の益と切要なるを知るべし。

失念術の方法の一端は之を教育學部門の講義に譲り、唯此に一種の方法を示さん、即ち口稱の方法なり、西洋の宗教には未だ口稱の方法を傳へたるものあるを聞かざるも、印度の宗教には此法を傳へ日本にても各派大抵此法を用ふ、其著きものは淨土宗の念佛と日蓮の題目なり、たまく憂苦の心を惱ますあれば日蓮宗は一心に題目を唱へ、淨土宗は一向に念佛を稱し、其間更に餘念を混ぜず、是れ忘憂術の一法なること明かなり、余は此方法を以て廣く世間に應用し、上下一般に忘憂の一助となさんことを望む、其口に唱ふる所は必ずしも念佛題目に限るを要せず、別に工夫して可なり、神道は神道の口稱を用ひ、儒教は儒教の口稱を用ふべし、余は之を名けて口稱的忘憂術と云ふ。

忘 病 術

忘憂術の一種に忘病術ありて、忘病術の要は病氣其物を忘るゝにあり、蓋し病氣永く癒えずして病勢の益と進むが如きは、多く病者が病氣其物を忘るゝこと能はずして、朝夕心頭に懸くることの甚しきに由る、世間に病氣を恐れたる爲に病にかゝり、病を掛念せし爲に重症に陥りたる例殊に多し、是

れ世に忘病術の必要ある所以なり。

忘病術の方法は忘憂術と異なることなく、口稱の如きも大に效力あるは言を待たず、其他の方法は失念術及心理療法に就きて見るべし、今余が此に一言せんと欲するは今日一般に行る、醫者の治療法なり、名醫の診断及服藥の處方の如きは、病の性質によりて効驗あるは疑ふべからざることなれども、其効驗の中には自然に忘術の幾分を混じ居ることは亦決して否定すべからず、其事は妖怪學講義中醫學部門の心理療法と題したる部分に就て見るべし、今余は病院の利害を考ふるに、病院は忘病の助とならずして却て憂病の助となるものなり、病者が一たび病院に入れば四面皆病者にして、己よりも重症なるもの多々あり、朝夕其中にありては如何なる病者も病氣の掛念苦心を益々高め、其結果輕症を變じて重體となすに至るは勢の免れざる所なり、故に忘病術の仇敵は病院なりと斷言せんとす、之に反して、轉地療法は大に忘病の助となりて、病苦の掛念を斷たしむるを得、是れ空氣地氣天氣の病體に益あるのみならず、病氣の掛念を忘れて精神を爽快ならしむるの益あり、故に忘病術の秘訣は轉地にあり。

傳染病の如き或は重症にて他に轉ずること能はざる病者の如きは萬止むを得ずとするも、其他は成るべく轉地療養を行ふべし、病院療法は人爲にして轉地療法は自然なり、病氣の治するは獨り人爲の力にあらす、必ず自然の力を待たざるべからず、近來の弊自然を忘れて人爲に偏するは大なる誤謬なりと心得べし。

天 災 論

りと心得べし。

人の大に畏れ且つ最も意の如くならざるものは天災なり、天災中地震を第一とす、水災、風災、火災、疫病、飢饉等其種類甚だ多し、近來醫術大に進み、疫病の如きは復た恐るゝに及ばずと云ふも、世の開け交通の頻繁なるに従ひ、新奇の諸病漸く入り來り、疫病の爲に人命を損する割合の年一年より多きは統計を待たずして知るべし、又水災風災は土木工事の進歩に拘らず、年々其害の加はるは我近年の經驗に照して明かなり、故を以て下流社會は云ふに及ばず、中等以上の人々まで大に疑懼の念を抱き、百方之を避けんとするも遁るゝに道なく、遂に迷信の淵に沈むに至る、是に於て天災の何たるを講究して、之に對する決心を定むるを今日の急務となす。

天災は人力の豫知し難きものにして、又意の如く左右すべからざるものなり、今後何程人智が進み理學が開くるも、今年にありて明年の天災を豫知すること能はざるべし、然るに數百年間の歴史に就きて考ふるに、今後の天災は大抵測定することを得る理なり、例へば地震の如きは平均五十年乃至六十年一回起ることあり、飢饉の如きも、六十年一回の平均なり、大水災大風災も五十年間一回の割合に當る、左すれば人間一生五十年乃至六十年を壽命とすれば、一生に地震一回、飢饉一回大水災大

風災各一個つづ遭遇する割合なり、疫病、戦亂、火災等も、大略之れに準じて豫知するを得べし、若し之を人間界の天賦とし、先天の約束として人生の免かるべからざるものと最初より覺悟し居らば、一切の苦心憂慮は全く無用なるを知るに足る、若し人皆よく此覺悟を有するに於ては、此世即ち極樂の境界を營むに至らん、其理由は余が純正哲學専門の講義を通讀して知るべし。

安 心 税

人の此世にあるや、一日も安心なかるべからず、安心若し求め得ざるときは、生を棄て、死に就かざるを得ず、故を以て人の一生中安心の爲に金財を投すること頗る多し、是れ之を安心税と云ふ、何れの國にても宗教の爲に消費する所莫大なるは即ち安心税なり、安心税は獨り宗教に限らず、日々の生存上其生計の多分は皆安心税ならざるは莫し、或は縁起、禁厭或は方位或は時日の吉凶を知らんが爲に多少の金錢を投するは矢張安心税なり、余曾て之を聞く、資産あるものが雷火を避けん爲に避雷針を屋上に立つるが如きは、其の實、雷火を避くると云ふよりは、寧ろ安心を助くるものと謂ふべし、實際、雷火に罹るが如きは、萬一もなき特別の場合にして、毎年之を避る爲に多少の計費を要するは無益なるが如きも、若し之を安心税として算入するときは、決して冗費にあらざるを知るべしと、是に由て之を觀るに生命保険或は火災保険或は海上保険の如きは其一部分皆安心税なるを知るべし。

毎夕夜番を置きて時間母に柝を撃ちて四隣を一巡せしむるが如きは、多少火災盜難を防ぐの一助となるべきも、其實安心税を拂ふべきものとなすべし、衛生費の如きも其多くは安心税なるに明かなり、又醫療及醫藥の代金の如きも其中に安心税の加はること尠からず、例へば醫士が病者を診斷して、此病は別段服藥するには及ばすと云はるゝも、病者は決して安心せざるべし、故を以て醫士自ら無効と知りつゝ服藥せしむるが如き事あり、此の如き服藥は安心税なることを待たず、是に由て之を推すに諸病の服藥は多少の安心税を含まざるは莫し、之を要するに人間一生中安心の爲に費すもの實に夥多なりとす、然るに其方法の如何によりては全く無効の安心税を消費することあり、其甚しきに至ては安心税の爲に却て迷心を増長するが如きものあり、是れ實に憫然たらざるを得ず、是に於て余は妖怪學を講じて世心の惑を解き、愚民をして無益に安心税を支出するの憂なからしめんと欲す、是れ又國家經濟に於ても多少裨益する所あるべしと信するなり。

養 神 論

人生れて心身を養ふ道を講ぜざれば、永く其生を保つ能はず、而して其身を養ふには衛生法あれども、其心を養ふには何等の方法あるを聞かざるは、余の怪む所にして爾來養神術を研究して、以て今日に至れり、古來和漢の書中には往々養生を論じたるあり、其中には精神の方法をも混説せるのみな

らず、身を養ふに心を養ふの方法を用ひき、之に反して今日の衛生法は生理學の理に本づき、養身の一方に偏する風あり、此兩者共に其正を得ず、故に余は養神の衛生法の外に、養心の衛生法を講ぜんとす、之を此に養神論と云ふ、其一端は余が醫學部門心理的治療法、及び別篇失念術講義中に略述したれば宜しく本篇に就きて見るべし、但此に養神術の第一は、余が妖怪學の所謂眞怪を達觀するにあらざるを一言せんのみ。

夫れ眞怪は宇宙萬有の内外を一貫して存するものなれば、之を外にしては宇宙の上に其相を現じ、之を内にしては一心の上に其體を開く、故に吾人若し活眼を放ちて宇宙を達觀するの際、おのづから美妙の光景に接觸することを得、是れ即ち眞怪の光氣なり、美術の美も皆此光氣の外に發散せるものにあらずるは莫し、故に若し人其心神を養はんと欲せば眞怪を達觀する方法を講ぜざる可らず、此達觀法を分ちて外觀法及内觀法の二種となす、外觀法又分れて人爲的自然的の二種となり、内觀法亦智力的意志的の二種となる、今其一々を辯明するに暇あらずと雖も、外觀法の第一は天然の好風景を觀じて其美妙を楽しむにあり、春花秋月、夏山の葱々たる、冬雪の皚々たる、之を觀るもの皆其好風景に感ぜざるは莫し、心神を養ふの術之を以て最も便なりとす、然るに風景は常に一樣なる能はず、若し暴風大雨の時にありては、却て心神を傷ましむるのみなれども、其中におのづから宇宙の勢力の發見するありて人をして雄壯の情を動かしむるものなれば、是れ亦達觀の方法如何によりて心神を養

ふの一助となるものなり、斯くして已に天氣の不良なるも、尙之に接して快樂を感じる以上は、平常天氣風景の異状なきとき、之を觀て好風景に接したると同一の愉快を感じて得べし、而してよく此地位に達するには、必ず多少の練習を要するなり、内觀法の第一は禪學を修むるには亦已に一定の方法階梯あり、果して然らば外觀法にも一定の練習なかるべからず、是れ余が専ら講究せんと欲する所なり。

妖怪學と美術との關係を論ず

妖怪の研究は假性の迷雲を拂ひ去りて、眞怪の明月を開き顯すに外ならず、而して眞怪を開顯するは、人をして歡天樂地の境遇に遊ばしむるに外ならず、夫れ眞怪は之を外にしては天地の實體、之を内にしては精神の本性にして、天地の美、精神の妙は即ち眞怪より發する所の光氣なり、此光氣を實際に應用し、人をして直ちに其風光に接觸せしむるものは美術なり、故に美術は大いに妖怪學と關係し眞怪を開顯するに缺くべからざる用具なり。

美術に種々あり、目に屬するものあり、音樂は聽覺上の美術にして、繪畫は視覺上の美術なり、彫刻、彩色、縫箔、挿花、盆栽、庭作、建築等皆美術なり、詩文、和歌、謠曲、義大夫、發句、俳諧も美術なり、我邦にありては茶の湯、習字に至るまで美術に屬す、若し人此等の美術に接して高尚の理

想を浮べ、甚しきに至ては憂を忘れ、食を忘れ、年を忘れ、眠を忘れ、手の舞足の踏むを知らざるに至る、是れ既に眞怪の光景に接して、歡天樂地の境遇に遊ぶものなり。

今や我邦物質的の文明駸々として進み、明治の天地は全く別世界の觀を呈するに至りたると同時に人民一般に物質的快樂あるを知りて、理想的快樂あるを知らざるの弊、日一日より甚しきに至れり、元來我國民は理想上の趣味に富みたる人民にして動もすれば物質的快樂を厭忌すること其度に過ぐるが如き弊なきにあらざりしも、高尚優美の風致を愛するに至つては君子國の名に恥ぢざる所ありき、然るに今や一般の人情氣風日に月に卑劣に走り、將に殺風景の極に陥らんとするの傾向あるは、實に慨嘆に勝へざるなり、蓋し其弊を救ふは美術を獎勵して、直ちに眞怪に接觸する方法を講ずるにあり、余が妖怪學研究の目的も亦此意に外ならず。

我邦の國體は國民の高尚優美なる氣風の上に存立することは余が辯解を待たず、然るに若し人皆物質的快樂にのみ走るに至らば、自利私慾に戀々として、國體の基礎たる大義名分を忘るゝに至るの恐れあり、其結果國體の上に及ぼすは必然なり、故に我國民に理想上の快樂を知らしめ以て自利私慾に偏する弊を防ぐは、實に今日の急務なりとす、是れ余が此に妖怪學と美術との關係を論ずる所以なり。

妖怪學上宗教と哲學との位置

妖怪學にて妖怪の道理を窮めて一々説明するに至らば、今日世間に行はるゝ所の宗教は悉く自滅の不幸を見るに至らんと云ふものあれども、余が視る所にては妖怪に假怪と眞怪との二種あるが如く、宗教にも眞假の二種あり、假怪の道理に本づきて立つる所の宗教は之を假教と名け、眞怪の道理に本づきて立つる所の宗教は之を眞教と名く、若し僞怪誤怪の如き虛怪に本づきて立つる宗教は妄教と名くべし、此中妄教及假教は妖怪學の解釋によりて自滅に歸するは勢の免かる可らざる所なるも、眞教は全く之に反して益々世に顯揚せらるゝに至らん。

若し宗教を以て眞怪の範圍内に入るときは、純正哲學と同一の理論に歸し、世の所謂宗教即ち神佛の冥護等を説くこと能はざるに至らんと云ふものあり、是に於て眞怪に二種あることを知らざるべからず、其二種とは理怪と祕怪なり、理怪は眞怪門中にありて絶対の實在及絶対と相對との關係を論明する方を云ひ、祕怪は神佛と衆生との關係を説示する方を云ふ、故に理怪は哲學(純正哲學)の本領にして祕怪は宗教の本領なり、理怪は道理の究極する所、祕怪は信仰の淵源する所なり、此の如く分類し來らば妖怪學上に於ける哲學と宗教との位置及び妖怪學の進歩に伴うて眞正の宗教の世に興るべき所以を知るべし。

論 怪

宇宙の中六合の間事々物々、各常態變態の二を具せざるなし、其變態は妖怪學の所謂妖怪とする所なり、故に事物に萬類あれば、妖怪にも亦萬類ありて、天地の怪あり、風雨の怪あり、金石の怪あり、水火の怪あり、草木の怪あり、禽獸の怪あり、人類の怪あり、手足の怪あり、耳目の怪あり、言語の怪あり、思想の怪あり、果して然らば輿論の怪、政論の怪なかるべからず、余は之を名けて論怪と云はんとす、夫れ論はすべて論理の規則、思想の法則に従ひ、因果の大道理に本づくものにして、若し之に反するものあらば、之を非論理的と名けて道理世界の廢物となす、斯る廢物は即ち論怪にして、すべて非論理的のものは論怪の部類に入ると知るべし、古代人智未だ進まざりし時にありては人々論する所盡く非論理にして、一切皆論怪なりしも、世の開くるに従ひ論怪日を追て漸く減するに至るも、今日猶ほ世論の妖怪の範圍を脱せざるもの多し、其一例は現今の國字改良論なり。

國字改良の目的は敢て非とするに及ばざるも、其論點に至ては怪の又怪なるものあり、今其二三を列すれば、我邦の學業の進まざるは、主として最も不便なる漢字を用ふるにありと云ふ、其一なり、支那の國勢の振はざるを見、我邦の漢學者の氣力なきを見て、其罪を漢學漢字に歸する、其二なり、一たび漢字の不便を見て、未だ之に代用すべき文字を定めずして、直に漢字廢止を實行せんとする、其三なり、數千年間の歴史、文學、制度等皆漢字によりて今日に傳はるに拘らず、一時に之を廢して思想界を暗黒にせんとする、其四なり、東洋の政略上露よりも英よりも我が方に多く便利を有するは

漢字漢學に通ずるにあるに拘らず、之を全廢して我唯一の利を失はんとする、其五なり、斯る怪論の世間に行はるゝに、誰れも之を怪として怪むものなきは、是れ又一怪なり、今日の世間は此論怪の迷雲の爲に青天白日を見ることを得ざるは誠に嘆すべきの至りなり、妖怪研究の今日に急要なること問はずして知るべし。

禁厭は滑稽の一種

世の所謂マジナヒなり緣起なり、其多くは滑稽に類す、例へば小兒の頭上のオデキを治するマジナヒは馬と云ふ字を三字かさねて書くなり、其理由は馬が草を食するの意にして、俗に頭のオデキをクサと呼ぶによる、又足の豆を治するにも、馬の字を三字かさねてかくなり、其意ヤハリ馬が豆を食するを義とすと云ふ、土藏の火除のマジナヒとして、水の字を書くが如き、人に物を贈くるに四(死に通ず)の數を避くるが如き、皆一種の滑稽ならざるなし、貸屋の張札は必ず斜めにハリつけてあるは立たぬ様にとのマジナヒなり、土佐にて人の旅立を送るときは、家の前に枳殻と松とを立つるといふ、是れ歸國を待つ意なり、一休が人を招く案内に、菜と錢と小糠とを包みて贈りし話に同じ、菜と錢と小糠とは『何ゼニ來ヌカ』の意なり、婚禮葬式などには此類殊に多し、或る地方の淨土宗の寺にて狐附を落すマジナヒの秘術を傳へ、遠方より來りて施術を乞ふもの多し、何れもよく效驗ありと

云ふ、余之を奇怪に思ひ其秘術を聞きたるに、實に捧腹に堪へざるなり、其術は狐附の患者あるとき
 は、之をして佛前に坐せしめ、住職之に對して阿彌陀經中の六方の段と名くる一節を誦す、六方の段
 とは東方には何々の佛あり、南方には何々、西方には何々、北方には何々、下方には何々、上方には
 何々とある一段なり、之を誦する間に一方だけを抜かして讀むなり、其意一方をオトシタと云ふ譯か
 ら、狐をオトス呪法となる、是れ皆滑稽なり、今一ツ面白き話は、先年インフルエンザの始めて流行
 するに當り、俗に之をオソメ風と云へり、當時之を防ぐマジナヒとして、各戸の入口に「久松は居ら
 ず」とかき張り出し置けり、實に一笑を喫せざるを得ず、すべて禁厭は皆此の如き道理なきもの
 にして、而もよく效驗あるは何ぞや、是れ余か毎度述ぶるが如く、マジナヒ其物の力にあらずして、之
 を信する精神の力なり。

迷信的動物

人類は賢愚利鈍を問はず、一般に多少の迷信を有せざるは莫し、故に妖怪學上より之を觀れば、人
 は迷信的動物なりと謂ふべし、學者は無知に比すれば迷信なきに似たるも、學者相應の迷信あり、賢
 人は愚民に比すれば迷信なきが如きも賢人相應の迷信あり、福澤翁は士族の迷信を論じて、愚民より
 甚しとなせり、舊來の士族は其主人たる殿様を見ること神様を見るが如く、崇拜禮敬至らざるなし、

而して當時の殿様なるものは、學なく知なく、加ふるに不道德不品行にして、實に「インモーラル」
 の標本たり、斯る惡標本を禮拜するは、迷信の極と云はざるべからず、之に反して愚民は善の標本た
 る神様を禮拜するを以て、士族に優ると萬々なりと云へり、此の如きは習慣的迷信と名くべきものな
 り、其他に資性的迷信あり、例へば雷を聞きて身震ひするものあり、蛇を見て血色を變ずるものあり、
 如何に無神經のものと云へども、其天性として動かすべからざるものあるは、皆資性的迷信と謂ふべ
 し、又如何なる英雄豪傑と雖も、病氣災難等に會すれば、種々の迷信を起すものなり、學者も亦然り、
 故に余は人間は一般に迷信的動物なりと云ふ、唯學問教育によりて其度を減ずるに過ぎざるなり。

妖怪學の本尊說

妖怪學と宗教との關係は既に論明し置きたれば、茲に之を略し、妖怪學にては何を本尊と立つるや
 に就きて一言せんと欲す、其本尊は妖怪學の目的を明かにすれば自ら知ることを得べし、而して其目
 的は假怪の迷雲を開きて眞怪の明月を顯はすにあれば、眞怪其物は正しく妖怪學の本尊なり、是れ獨
 り妖怪學の本尊たるのみならず佛敎にても耶蘇敎にても儒敎にても神道にても、皆之を本尊とするな
 り、彼の哲學者「スペンセル」氏の所謂不可知的も、此眞怪に與へし名稱に外ならず、老子の無名も
 數論の自性も此眞怪を指して云ふのみ、蓋し其眞怪たるや、定りたる形狀なく定りたる位地なく、制

限なく分量なく、所謂無限無量にして、時間を極めて際涯なく、空間を窮めて限界なきものなり、故に之を絶対不可思議の體となす、之を不可思議とするも、其體全然吾人の知識思量の外にあるにあらざる、吾人の言思は縱令其全體を描き顯はすこと能はざるも、其一斑を開示することを得、故に又之を相對可知的の體となす、若し此前後の思想を總合して言ふときは、絶対にして且つ相對なり、不可知的にして且つ可知的なり、換言すれば眞怪其物は一體兩面の關係を具し、相絶兩對即ち一なるものなり、此道理は到底一朝一夕のよく盡くすところにあらず、要するに妖怪學の本尊たる眞怪は諸教諸學の本尊にして、佛教信徒も耶蘇教信徒も儒者も神官も共に崇拜して不可なかるべし、故に余は之を諸教諸學に通ぜしめんと欲し、眞の一字を以て其體を表出す。

眞

此眞の字は妖怪學にありて、眞怪を意味し、佛教にありては眞如を意味し、耶蘇教にありては眞神を意味し、儒教にありては眞道を意味し、神道にありては眞靈を意味し、老莊にありては眞人を意味し、諸學にありては眞理を意味し、或は眞心、眞體、眞宗、眞教等と解するも隨意なり、故に此眞の一字は諸學諸教の本尊なること明かなり。

哲學的守札

前回到妖怪學の本尊説を掲げて、妖怪の本尊は眞の字にあるとし示をたるが、此眞の字は宗教の何

宗たるを問はず、學問の何學なるを問はず、一般に本尊として禮拜して差支なし、故に余は此の文字を特に印刷して會員諸氏に頒ち、以て哲學的守札と定めんと欲す、凡そ守札は其物もとより神にもあらず佛にもあらざれば、之を禮拜崇敬するも別に何等の效驗靈能あるべき理なし、唯其用は一は安心慰安の爲なり、一は注意を呼び起す爲なり、一は信仰を固むる爲なり、一は良心を想起せしむる爲なり、例へば子供に怪我除の守札を帯びしむるは、一種の禁厭と同じく氣安めに過ぎず、左なければ子供をして怪我せざる様注意を起さしむるものなり、火難除盜難除等の守札を柱の上に張り付け置くも右同斷なり、中には天照皇大神の神符を神棚に納めて朝夕禮拜するが如きは、一は崇敬の意を表し、一は信仰の念を深くし、由て以て良心を喚起するに至るものなり、故に守札必ずしも無用なるにあらずと雖も之によりて目前直接の靈驗ありと思ふは愚民の迷なり、唯良心を集中するに多少の效驗あるのみ、換言すれば守札は客觀的の效驗あるにあらずして、主觀的の效驗あるのみ、故に余は哲學的守札を設けて守札の改良を計らんと欲す、此守札は眞の字を以て宇宙の本體、萬有の實體精神の本性、眞理の本源等を代表するものとし、之に對して一向專念に禮拜すれば、我精神中に宇宙の大觀を喚起し心性の歸向を一にし、良心の集中を促し、忽ち精神一到何事不成の境遇に至らしむるを得べし、されば朝夕其守札を信念禮拜すれば、百魔悉く除くと解しても不可なかるべし、其百魔は我心中の魔にして心外の魔にあらず、故に是によりて火難盜難天災を免るゝこと難しと雖も、若し我精神一到して諸

事に當るを得ば、百難悉く排して、天災も幾分か減するを得べし、即ち人盛んなれば天に勝つの理により、禮拜の力よく天に勝つを得べし、此くの如く解し來らば間接には外界の百魔も跡を絶つと云ひて可なり、是れ余が所謂守札の效驗なり。

妖怪窟雜話

世間の妖怪談中には、人の故意に作れるもの多ければ、如何に不思議らしく見えても、悉く信ずるとは出来ませぬ、其一例として御一新前の出来事なれども、此に僞怪の一語を述べませう、昔し山城の國伏見町に市郎兵衛と申すものがありました、平素深く佛教に歸依して、佛前の勤め忘ることなく、暇さへあれば御寺に參詣して説教を聴聞し、殺生戒を持ちて、蚤や蚊までも殺さぬ程の信者でありし故、近所近邊にては、市郎兵衛殿と呼ばずに、佛様と名けて置きました、其佛様が或る夜の夢に阿彌陀様の來現ありて御告あらせらるゝには、我れは汝が隣家の門口の土中に埋められて、年久しく隠れて居るが、汝が信心の厚きを感じ、特に其事を頼むから、早く土を掘りて我を出せと仰せられしと覺ゆるや間もなく夢が醒め、如何にも不思議に思ひ、翌朝早速隣家の主人に其夢知らせの次第を語りけるに主人之を信ぜずして土を掘る事を許しませぬ、サウスルト其後毎晩續きて七日の間、同じ夢知らせがありました、ソコで隣家の主人もヤツト承知して、門口の土を掘り五尺までに達したれど、何も見當りませぬ、依て主人は夢の妄なるを言ひ張りて再び掘ることを許さざりしも、市郎兵衛は強

ひて請て更に一尺餘掘り下けたれば、佛身の銅像が出て参りました、ソコで隣家の主人も大に感服し、忽ち近所近邊の大評判となり、皆之を聞き感得の妙であると申しました、其後地頭の役人が右兩人の舉動に疑はしき所あるを怪み、之を捕へて吟味せしに、兩人大に恐れ白状して申すには、其前年互に相談の上、祕かに佛像を土中に埋め置き、此頃夢に託して利を得ようと企て、斯く奸計を運らしたる由を委しく述べ、且つ罪を赦されんことを願ひました、其話は怪談辯妄録と題する書中に出て居ます、随分世間には斯る奸物が多からうと思ひますが、己れの利慾の爲に神佛を道具に使ふとは、サテモサテモ驚き入りたる次第である、嘸神佛も之には閉口せらるゝでありませう、世に妖怪退治の必要なることは、此一例に就ても分ります。

二

妖怪學を研究すれば自然に世態人情の有様を知ることが出来る、兎角世間の學者は己れの學問に深くなればなるほど、世間の道理に暗くなり、極て迂闊なる議論を立て、俗人に笑はるゝことが多い、是れは學者の通弊であります、此弊を救ふには妖怪學を研究するが第一である、其譯は妖怪學は無智無學の俗人を相手にし其言語動作を材料として研究する學であるから、案外下等社會の人情が分ります、例へば余が去る頃田舎道を歩行して居る間に、其近邊の老婆連中が二人一處に歩きながら話す所

を聞くに、一人は私は今年中精々働き且つ儉約して、孫どもに着物一枚を拵へてやりたい、其外には何にも望みはないと云ひ、一人は子供や孫の着物には別に心配はないが、來年は是非成田山へ參詣したい、其れさへ出來れば、死んでも残り多い事はないと申して居りましたが、學者は人間の目的を大層らしく言ひ觸らすも、右等の老婆連中の目的は着者一枚と成田山參詣の外には面白いではありませんか、其よりは一層興味ある話は羽後の酒田港より海上四十里を離れて飛島と名くる島があるが其島には馬が居らない、依て此處に居住せる八十餘の老婆が申すには、世間には馬と云ふ獸があるさうだが、生涯一度見て死にたいものであると云うた話がある、又其島にて小兒が泣くときは之を吐るに酒田へ逐ひやるぞと云へば、必ず泣くことを止めると申します、是等は妖怪學研究の好材料である。

三

日本の實事談と稱する中には、支那の事實を模倣して作爲せるものが時々あります、妖怪談中にも往々和漢同轍の事跡があるが、偶然の暗合としては、餘り出來過ぎて居る様に思はれます、今其一例を示さば、依田翁の譚海中に、左の一事實を掲げてある。

田中丘隅(武州八王子の人)嘗て岳母の病を訪ふ、鱈魚一つを買ひ、携て山路を過ぐ、嘗て雉を羅するを見る、喜て曰く、魚肉は鳥肉に如かず、余且く之に代へん、乃ち魚を嘗に置き雉を取りて去る、

獵夫後に至る、驚きて曰く罾中魚あり大に奇なり、其徒に與へ謀りて曰く、神ありて之に憑るにあ
らざるを得んや、巫を召して之を問ふ、巫殊更に其事を張大にす、愚民之を信ず、魚を瓶に飼ひ、
貨を聚めて祠を建つ、既にして風雷大に興る、里人震駭す、巫益と脅かすに神異を以てす、曰く享
祀を殷にせざれば、將に以て大に爾民を害せんとすと、民益と恐れ、巫に請て之を祀らしむ、既に
期あり、丘隅之を聞きて村民に謂て曰く、僕に術あり、能く神噴を鎮す、唯我の爲す所是れ見よ、
と即ち夜往きて祠を殷ちて魚を取る、其材を析て薪となし、炙て之を食す、村民大に驚き、皆丘隅
を咎む、因て其故を告げ、且つ笑て曰く、世に神と稱するもの多くは此類なり、神豈信するに足ら
んや。

以上は日本の事實談である、然るに支那にも之に類したる話あること風俗通に見えて居ます、其話
は貝原氏の諺草中にも引いてあるが、余は之を左に和譯して示しませう。

汝南銅陽に、田に於て麩を得るものあり、其主未だ往て取らざるなり、商車十餘乘澤中を經て行々望
むに、此麩の繩に着くを見る、因て持ち去りて其不事なるを思ひ、一鮑魚を持して其處に置く、頃
くありて其主往きて得る所の麩を見ず、只鮑魚を見る、澤中は人の道路にあらずして其此の如きを
怪み、大に以て神となす、轉々相告語して病を治し福を求むるに、多く效驗ありと云ふ、因て爲に
祀社を起す、衆巫數十、帷帳鐘鼓方數百里、皆來て禱祀し、號して鮑君の神となす、其後數年鮑魚

の主來りて、祀の下を歷て其故を尋問して曰く、是れ我魚なり、當に何んの神あるべきや、堂に上
りて之を取り、遂に之を毀つ、傳に曰く、物の集る所斯に神ありと言ふは、共に之を裝成するのみ。
是れは支那の事實であるが、前の話に暗合するは、如何にも不思議であります。

四

一日或る紳士突然妖怪窟に來り余に面會を求めたから、余は之に何んの爲に來たかと問へば、紳士
が申すには、此頃或る商人一鏡を持ち來り、光を以て其面に觸れしむるに『南無阿彌陀佛』の六字が
其面より反射して前面の壁に現はれ、如何にも不思議に見えました、而して其價を問へば、數百金に
して頗る高價なれども、若し眞に斯る不思議が佛の力によりて現はるものならば、數百金を抛つも
敢て高價とするに足らず、若し佛力にあらずして、人工或は他の原因によりて然るものならば、數十
金猶ほ高しとす、願くは其果して佛力なるかを審判せよと云はれました、因て余は是れ商人が利を
得んと欲して、殊更に佛力に託したるにあらず、古來一般に魔鏡と稱して、古き寺などにあるものに
して、世人其原因を解せざりしを以て、唯一に之を佛力の不思議に歸したるも、今日は物理的作用に
よりて生ずる所以明かなるに至りたれば、別段不思議とするに足りませぬ、余が此事に付讀賣新聞に
掲けたる説明あれば、一覽ありて然るべしとて、左の一節を示しました。

古來神社佛閣の寶物中に魔鏡と稱するものあり、其の鏡たるや、光線の之れに觸るゝときは、其の面より種々の影像或ひは文字を反射するの妙あり、例へば觀音の像を反射し、或は六字名號を反射するの類是なり、今其の原因を考ふるに、其の反射する所の幻影は、全く鏡の裏面に存する佛像或ひは名號なること疑ひなし、若し裏面に佛像の如きものありて、最初より多少の凹凸あるときは、其鏡面を研ぐ際に、自然に表面にも多少の凹凸を現はすに至る、斯くして表面に苟くも多少の凹凸あれば、其光線を反射する度に於て全面一様なること能はず、隨て裏面の影像を表面に反射するに至るなり、因て今日は之に魔鏡の名を命ずるの不當なるを知る。

紳士之を一見して大に悟る所ありたるが如く、感謝して去りました、余は元來佛力の不思議を信する一人なるも、其不思議は決して斯る淺はかなるものにあらずと信するものである、若し佛力の不思議は此位のものとなれば、神佛は手品師か魔術師に類するものにして、崇拜するに足りませぬ、古代の人智未開の時代ならば、斯く考ふるも猶ほ恕すべきも、今日の開明世界にありて斯る迷信を有するは、言語道斷と申して宜い、若し人活眼を開き來らば天地萬物悉く神佛の靈光の中に現はれ、一大世界全く不思議の妙境に化するに至りませう、さすれば一魔鏡の如き決して不思議として驚くに及ばせぬ。

井上先生の非妖怪説を聞きて感あり

原 宏 平

君によりまなびのみちのひらけなば

あやしきものゝなき世ならまし

(同氏は越後國北蒲原郡新發田町々長なり)

五

世に「マジナヒ」の病氣に效驗あることを信するものが多いが、余は元來世人と其意見を異にすれど、病氣の種類と人の性質とによりては全く效驗なしとは思ひませぬ、依て人々「マジナヒ」の機能が何程きゝめあるかを實驗して、其結果を報道せられたし、就ては左に昨今流行の脚氣病の「マジナヒ」法を掲げませう。

(一) 雪駄の鐵を人通り繁き處の石垣のすき間へ人の見知らぬやうにかたく挟みおけば必ず其驗ありといふ、(人家必用)

(二) 山牛蒡の生の根をせんじ、其汁にて赤小豆を煮て食ふべし、尤も鹽氣を止め飯を減じ、一切あぶらづよき魚類を禁ずべし、(廣益祕事大全)

(三) 冬瓜の小口を切り、中の實を出して其跡へ赤豆をつめ、黒焼にして寒中三十日がほど白湯にてのむべし、其翌年よりかつけ起ることなし、(同上)

(四) 釜の下の灰に足形を取り、其土ふますの處へ灸三する、四辻へすつべし、(まじなひ三百條)

(五) 牛のつのをけづり之を煎じ、一椀づつ呑むべし、如何ほどおもき症にても二週間程にて必ず治すること妙なり、(同上)

(六) 氣脚症には毎夜鹽を股膝等にすりつけ、尚ほ毎夕熱き湯に足の甲まで浸して温むべし、斯くの如くすれば漸次に快癒に赴くものなり、(奇術秘法)

以上六法の中單に『マジナヒ』に屬するものと藥方に類するものと二種あるが、藥方は余の望む所ではないから、純然たる『マジナヒ』を試みたと思ふ、其中で第四法は役行者の秘法と申して古來より傳へ居る上に、至極實行し易き法なれば、試みに此法を脚氣病者ある場合に試みて、其結果如何を報道あらんことを願ひます。

六

人間は萬物の長なりとは、善にも惡にも通ずる格言である、先づ惡の方の例を舉れば、種々の禽獸一として慾を有せざるはないけれど、人間ほど甚しきものはありませぬ、其慾には色慾食慾だけならは禽獸並なるも、衣服の慾、宮室の慾、金錢の慾、美術の慾を始とし、死後百世の慾まであります、余

が取調べたる處にては、人爲的妖怪中に利慾怪と申す一種あることを見出しました、利慾怪とは利慾の爲に種々の怪を作り出して、人を欺くは其罪尙ほ輕きも神罪を欺くに至つては實に言語道斷と申すより外はない、其一例は寺門靜軒の著せる痴談と題する書中に面白き一話がある、剛欲ものが餘り金儲けしたさに、神社へ参り一心に祈願して申すには、『ドウゾ私に金壹萬兩をさづけていたゞきたい、左すれば必ず九千九百九十九兩を奉納いたします』と、切りに願て居る處を、傍らに聽て居るのが奇怪に思ひ、本人に尋ねて申すには、君の勘定は間違て居りはしないか、壹萬兩授けてもらつても、九千九百九十九兩奉納しては、君の手に残る所は僅に壹兩に過ぎない、夫れでは別に神に祈るにも及ぶまい、ドウ云ふ所存であるかと尋ねたれば、本人細聲にて答へて申すには、今九千九百九十九兩を御禮として奉納すると云ふのは、全く金を儲けさせてもらひたい方便の語である、イヨ／＼儲りたる曉には、一文も差上げないつもりであると白狀したと云ふことを聞きました、是等は人を欺くではなく神を欺く者である、實に人間の慾張には驚き入りたる次第、嗚神佛も閉口せらるゝでありませう、世間にて狐よく人を誑すといひ、狐を妖怪の巨魁の如くに申すけれども、人間は人を誑し、又神佛を誑すから、人こそ妖怪の巨魁に相違ない、然るに世人は斯る譯を知らないから、妖怪學は狐か狸の事を研究する者の様に心得て居るは可笑き次第である、妖怪學の研究は人間が相手である、此大怪物の道理さへ明かになれば、他の狐や狸の如き小妖怪は研究せずとも分ります、古語に道近きに求むると

あるが如く、妖怪も近きにありながら却て之を遠きに求むと申して宜い、兎に角人間が悪の點に於て萬物の長であるとは争はれざる事實であるから、妖怪學の講究は一日も忽にする事は出来ませぬ。

七

或る人、問て申すには、將來の國民は皆戰場に死するの覺悟がなくてはならぬ、昨年甲國と乙國との戦争があり、本年も彼國と此國の戦争があるとすれば何時日本と外國との間に大破裂が起るかも知れない、左すれば何事も戦争の準備が肝要であると存じます、今や妖怪學は此準備に就て何等の關係もなき様に思はるゝが、如何であらうか承りたし、余答へて申すには大に關係があります、第一に戦争の準備中最も大切なるは決死の精神を起さしむる事である、然るに其精神は妖怪學の研究に依て起すことが出来る、第二に人心を一定する必要があるが是も妖怪學の受持である、すべて人の迷を解くことは皆妖怪學の專賣特許と心得て宜い、其他人の恐怖心を除くことは戦時には必要であるが、是れ亦妖怪學の専ら講ずる所であります。

此恐怖心を除くと云ふことに付一口御話したいことがある、西洋の子供は幼少の時暗き室に獨りて眠り、或は暗き處へ獨りて出ても、恐ろしい怖いと申さぬが、我日本の子供は暗き室に獨りて眠り暗き處へ獨りて出づることは、ドウしても出来ぬ、必ず、恐ろしい怖いと云て叫ぶに相違ない、是

は何故かと尋るに、西洋では子供に對して決して化物話を致すことがない、我邦は子供に聞かす昔噺は多く化物話である、其上に親達の子供を叱るに暗い處へ遣るぞ、化物が出るぞと云て畏す風がある、此の如く幼少の時に既に恐しい習慣をつけるから、生涯恐怖心が除けない様になる、是れは戰國の民となるには大妨礙である、故に今後の家庭に於て 右様の化物話を一切廢して、世の中には恐るべきものは、不道德の外に一もないから、道徳を守れば暗夜も白晝であると云ふ様に教へ込が宜い、さうすると其子供が成長しても立派の國民となり、獨り戦争に於て強いのみならず、何事を成すにも勇氣を以て當ることが出来ます、此一事は妖怪學講義中教育學部門に於て詳述して置きました。

八

洋の東西を問はず、愚俗の迷信は大抵相似たるものである、宗教の迷信は殊更甚しき様に覺えます、西洋に在ては耶穌教は世界の宗教中最も迷信を難れたる文明的宗教なりと申しながら、其愚俗の信者の如きは今以て迷信の淵に沈みて出づるを知らざるは、實に憫然の至りである、例へば昔時羅馬に耶穌教を嚴禁したる際、耶穌教徒を大罪人と見做し、強盗人殺しと同一に死刑に處したりしとがある、古來耶穌教徒は其屍骸を葬りたる場處より掘出せる骨片あれば、之を聖者の靈骨として大金を以て贖ひ神壇の上に安置して朝夕禮拜することとなるが、其骨の幾分かは強盗人殺しの骨であるのに氣付きま

せぬ、日本にては諸宗中眞宗獨り迷信を離れたる宗旨と申すけれども、無智の愚民等は御法主殿巡教の節、其沐浴せられたる湯水を神聖なるものと心得、之を服用するものありと云ひます、御法主殿なら猶ほよしとするも、巡教中折々入浴なされぬとありて、其節は御法主の代りに從者が入浴するとの事、然るに信者は從者の浴水なるを知らざる故、矢張御法主殿の浴水と心得其餘りを貰ひ受け自宅に歸りて家族に分ち、恰も神酒の如く之を服用するものありとは、實に驚き入りたる次第である、是れ東西の迷信の好一對と考へます。

九

幽霊は多く夜中樹陰或は墓間に朦朧として顯るゝものなるが、中には白晝正體を現はし、人と共に談話し共に飲食したる話がある、既に谷子爵が國家學會に於て演説せられたる幽霊談中に、土佐の某の幽霊は白晝出て來りて友人を尋ね、共に茶漬一飯を喫したりとの事、若し之を事實とすれば實に奇怪千萬と申さなければならぬ、余嘗て田舎話を聞きたる中に、斯る幽霊の一例ともなるべき話を見ました、ソハ或る田舎の事で、或家の悍家事面白くなきことありてフト思ひ立ち、斷りなしに江戸へ脱走したことがある、一家の者本人の何れに到りしを知らざる故、親戚友人の宅を一々問合したるも所在更に分らず、斯くして數日を経たる後、或る川下に一人の屍骸のかけり居るを見たるものあり、行きて檢するに、年齢と云ひ面相と云ひ、脱走せし當人に似たる點より、一同の説にて本人は身を川に投じて自殺したるに相違なしと決定し、其家を出でたる日を本人の忌日と定め、急に葬式を行ひ、屍骸を葬り七日三十五日の法會まで營み、全く亡きものとして取扱ひました、然るに本人は江戸に出で或る家に奉公し、幸に立身が出来たならば國に歸りて親達親類に面會せんと思ひ、ソレ迄は何等の音信をせずに居りしが、三年目に至り多少貯金も出来たれば、一度郷里に歸らんと思ひ、江戸を發して其家に至れば、一家の驚き一方ならず、既に死せしもの再び來る筈なし、是れ必ず幽霊ならんとて、一同氣味悪く思ひ、誰も近寄るものがない、ソコで本人の方にも極り悪く思ひ、色々幽霊でなきことを説明するも、近づくものは皆幽霊の言なりとて眞實に聞く人がない、夫故に本人も大に閉口したと云ふ話があります、若し其時本人が餘り極りのわるさに、再び思ひ立ちて江戸へ上りたるならば、永く白晝の幽霊談となりて後世に傳はるに相違ない、之に類したる話は、余が同郷に戊辰の戰爭の時、官軍に混じて家を出で、奥羽より轉じて東京に遊び、尋で上州に移り、數年の間郷里へ何等の通信を發せざりし故、郷里の方にては戦死したるに相違なしと信じ、出發の日を忌日として毎年法會を營み、彼は七年に及びたりしが、本人は一度父母親戚を訪はんと思ひ、上州を發して家に歸れば恰も本人の七回忌法會を營みたる當日にして、一家皆幽霊が來れりと申せし由を聞きました、是に由て推測するに古來白晝の幽霊は多く此類ならんと考へます。

り、行きて檢するに、年齢と云ひ面相と云ひ、脱走せし當人に似たる點より、一同の説にて本人は身を川に投じて自殺したるに相違なしと決定し、其家を出でたる日を本人の忌日と定め、急に葬式を行ひ、屍骸を葬り七日三十五日の法會まで營み、全く亡きものとして取扱ひました、然るに本人は江戸に出で或る家に奉公し、幸に立身が出来たならば國に歸りて親達親類に面會せんと思ひ、ソレ迄は何等の音信をせずに居りしが、三年目に至り多少貯金も出来たれば、一度郷里に歸らんと思ひ、江戸を發して其家に至れば、一家の驚き一方ならず、既に死せしもの再び來る筈なし、是れ必ず幽霊ならんとて、一同氣味悪く思ひ、誰も近寄るものがない、ソコで本人の方にも極り悪く思ひ、色々幽霊でなきことを説明するも、近づくものは皆幽霊の言なりとて眞實に聞く人がない、夫故に本人も大に閉口したと云ふ話があります、若し其時本人が餘り極りのわるさに、再び思ひ立ちて江戸へ上りたるならば、永く白晝の幽霊談となりて後世に傳はるに相違ない、之に類したる話は、余が同郷に戊辰の戰爭の時、官軍に混じて家を出で、奥羽より轉じて東京に遊び、尋で上州に移り、數年の間郷里へ何等の通信を發せざりし故、郷里の方にては戦死したるに相違なしと信じ、出發の日を忌日として毎年法會を營み、彼は七年に及びたりしが、本人は一度父母親戚を訪はんと思ひ、上州を發して家に歸れば恰も本人の七回忌法會を營みたる當日にして、一家皆幽霊が來れりと申せし由を聞きました、是に由て推測するに古來白晝の幽霊は多く此類ならんと考へます。

近來世間にて幽霊が寫眞に現はれたと申す話がある、去頃余が續妖怪百談を讀賣新聞に掲げたる際、幽霊の證據として寫眞の幻影の現はれたる例を引き、是は不思議庵先生には如何様に説明するかと尋ねたる人がある、其節拙者に代りて説明したる人もあるが、余も其事は先年來再三質問を受けたこともあり、又自身も現に二回まで其寫眞を見たことがある、依て其の後寫眞師に尋ねたこともあるが、毫も不思議とするに足りませぬ、某寫眞師の說に、一度寫したる『がらす』をよく研き上げずして、再び其の『がらす』に寫し取るときは、先影の朦朧として其形を留むるとありと云ひました、さもあるべきことである、縦令幽霊現に存するも、幽霊に形體の具してある道理はない、若し形體があるならば幽霊とは云はれませぬ、兎角愚民は幽霊に形のある様に心得て居るから、寫眞にも移る様に考ふるもこは大間違である、日本の幽霊は中古以來の事であると申すが、手ありて足がない、西洋の幽霊は手も足も共に具して居る、日本の幽霊は透明でない、西洋の幽霊は其體『がらす』の如く透明である、若し此二者を較すれば、西洋の方が幾分か幽霊としての價值がある様に考へます、何ぜなれば日本の幽霊に手ありて足なきは甚だ解し難い、既に手があるなら足もありさうなものである、西洋の幽霊の透明であるのは稍無形に近いと見て宜い、今後若し幽霊を畫かば、成るべく朦朧として空中

欠

欠

安心の效決して鮮少なからざるは、小生の深く信する所なり、依て右探納あらんことを乞ふ云々。
是れ余が失念術中經驗的失念術の一種にして、比較對照より憂苦の度を減する法なり、其適例は病
客を訪て之を慰するに世間には此く此くの病人あり、之に比するに君の病の如きは毫も意とするに足
らずと語るは大に病者の意を強くするものである、余自ら經驗して其效力を疑ひませぬ。

十四

余は妖怪を分ちて假怪真怪の二種と定めれば如何なるものを真怪と名づくるやと尋ぬる人があり
ます、世間にてよく聞くことなるが、精神の感通感應は真怪なるべしと申すものがあれども、是果し
て真怪なるや否は甚だ疑はしく思はれます、然し靈夢の感應には随分不思議に堪へざることが多い、縱
令未だ真怪とすることが出来ぬにもせよ、真怪に近きものと云ふことは出来ませう、過日も余が信州
南部安曇郡に出張したる節、大町にて多田宗次と申す小學校教員に面會したれば、當人の實験なりと
て左の話を聞き入れました。

多田宗次氏は明治十九年以來北安曇郡美麻村小學校に奉職せられたりしが、其村の豪家中村某氏の
子息の教育につきて、一夕靈夢を感じたる處が、正しく事實と符合したりとのことである、其出來事
は明治二十二年七月十七日朝五時頃、夢に己れの家に棺を安置せるありて、其前に机を置き、机の上

には蠟燭花瓶線香等あり、其前に中村氏の子息拜伏し居る有様を見て、多田氏も大に驚き、中村氏の主人の死したるに相違なしと思ひ、圖らずも自ら涙を含み如何にも氣の毒に堪へぬ様に感じたと思ふことでもあります、さうして其夢の醒めざるに學校の小使急に走り來て多田氏を呼びました、ソコで多田氏起きて其用を尋ねれば、昨夜中村主人絶命せられたれば、今朝早く同家を訪問して吊辭を述べられては如何との注意を與ふる爲でありました、尤も其以前より中村氏は病氣にて妻子を引き連れ、鹽島と申す處へ轉地療養に出掛け、其出先にて死去せられたと云ふことであります、其報が同氏の宅へ着せしは正しく多田氏の夢を感じたる朝であつたとの事、其上に本人死するとき遺言に子息は是非多田氏に託して一人前の人物になる様教育を願ひたいと申されし由、本人は四十七歳にして其子息は九歳との事、是れ所謂靈夢の感應となすべきも、或は偶然の符合ならんかの疑があります、其故は第一に多田氏は平素比較的多くの夢を見、其中には往々人の死したる夢を見るとの事、第二に從來人の死したる夢を見て實際と符合したることなきとの事、其他本人の死したる時刻及び凶音の轉地先より其家に達したる時刻等は多田氏に於ても不明瞭の處あれば、其一例を以て精神感應的的證とはなし難い、寧ろ偶合の一種に加へたきものである、兎に角此の話は未だ眞怪とすることは出来にくい、尙ほ多田氏に研究上取調を要する點は一々指示し置きたれば、後日分り次第更に述べること致しませう。

十五

或る人余に尋て申すには、君の妖怪を論ずるや一も偽怪、二も偽怪として排斥し、世に妖怪なきが如く唱ふる様なれども亦往々眞怪あるが如く談し、前後矛盾する様に考へられますと、余は之に答へて貴公の云はるゝ通り、局外者は矛盾の如く思ひませうが、余は畢竟する所世間一般の妖怪とするものは多く妖怪にあらずとし、世間一般の非妖怪視する所に於て却て妖怪ありて存すとの意なれば、其矛盾の評は尤も千萬の次第である、老子は愚者は道を聞きて大に笑ふ、笑はざれば道にあらずと云ひ、又言ふものは知らず、知るものは言はずとも申されました、是れ一應聞きたる所にては矛盾の様なれども、深く證じ來らば矛盾ならざることが分ります、又或る禪宗流の狂歌には「釋迦阿彌陀うそいへばこそ佛なりまことをいはば凡夫なりけり」と詠みたるものがある、是れ矛盾の甚しき様なれども凡夫と佛とは眞偽の標準を異にすることを知らば、其歌の矛盾ならざることが分ります、凡夫の心に眞と思ふことは、佛の眼にては偽と見、凡夫の偽は佛の眞なりとすれば、釋迦阿彌陀が嘘を言ふとは、凡夫の所見より定めたるものなれば、其嘘は眞の嘘にあらず、凡夫の眼より見て嘘と思ふ位なればこそ、佛の佛たることが分る、若し之に反して凡夫より眞と見る位ならば、佛は凡夫同様のものとなりて、佛の佛たる所が分りませぬ、斯く解釋すれば矛盾ならざることが分る、之と同じく余は世間

一般のものが山を見て山なりとして毫も怪まず、水を見て水なりとして敢て疑はず、草木なり人は人なりとして更に之を妖怪視せざる所に於て、眞怪の存するを信するものなれば、世間必ず余を矛盾論者と見るは余の論の矛盾ならざる證據である、斯くして世人に其理を悟らしめんとするには、飽まで世人の妖怪談を破斥せなければならぬ、破邪一たび極りて始めて顯正を生ずる譯である、迷雲を拂はざれば眞月は見えますまい、塵埃を去らざれば鏡面は明かになりませぬ、左すれば余の僞怪退治は眞理の明月を開示せんとする方便手段なることは必ず分りませう、古人は道近きにありて却て之を遠きに求むと云はれたが、余は眞怪は近きにありながら却て之を遠きに求むと申します。

十六

天保錢を空うすることなし、時に文久なきにしもあらずと云ふは、一の滑稽に過ぎませぬ、一の字とかけて何と解く、寺の小僧と説く、其意は辛抱(心棒)すれば住寺(十字)になると云ふは、世の所謂謎である、同一の驚聲を聞きながら、法華宗の人は「法華經々々々」と囀ると云ひ、眞宗の人は「法を聞け、法を聞け」と鳴くと云ふも、滑稽に類したる話である、焼芋を十三里半と呼ぶは、栗(九里)より(四里)旨きの意、よき味噌を天竺味噌と云ふは、唐(辛)過ぎるの意なども、一種の謎と見て宜い、斯る滑稽も皆な語音の相通より起ることなるが、妖怪の部類中にも此音通より起るものが澤山ある、先

づ縁起マジナヒなどは多く音通より起りて居ます、例へば數の中にて四の數を嫌ふは、四と死と音相通する故である、婚禮の席に歸ると云はずして開くと云ふは、嫁の歸るを嫌ふ故である、貸屋の張札を斜めに張りつくるは、立たぬ様にとのまじなひであると云ふことだ、俗に茄子を嫌ふものに金貸すなど云ふは、濟すことを嫌ふの意である、又文字の形より起れる縁起があります、例へば湯を呑むに十一口に呑めば辛を得らるゝと言ふのは、吉の字が十一口より組立てらるゝであると申します、伊豆の妻良港は其市街の形稍水の字の形に類するより、其地の者は妻良に火災なしと云ひて祝して居ます、すべて世間の縁起まじなひは皆此様のものである、少しく知識あるものゝ眼より見れば、實に抱腹の至りであります、故に縁起「まじなひ」は皆一種の謎又は滑稽と見て宜い、夫れのみならず世の事は悟れる眼より見ればすべて滑稽に相違ない、されば人間は五十年の間滑稽を演ずるのであります。

十七

或る人一書を不思議庵主人の許へ寄せて申すには、余が近隣に三四ヶ所釜鳴の家があるから取調べたる處、之に二種あり、其一是湯釜鳴、其二是冷釜鳴にて、其音は何れも螺の貝の音よりもすまじく遠方の釣鐘の聲よりも明かに聞え、湯釜鳴の方は蓋を取れば其鳴音忽ち止むも、冷釜鳴は蓋を取りても止まぬと云ふ、是れは如何なる道理にて起るものなるや承りたしと、主人答へて申すには通例釜

鳴は皆湯釜鳴の方にて、冷釜鳴は未だ聞きませぬ、此湯釜鳴の説明は理學部門の講義を見れば分かる筈なれども、一言して申さば、是れは物理的の妖怪の一種でありて、先年後藤氏が東洋學藝雜誌に掲げられし故に、其一節を抜き出して余の説明に代へませう。

釜の鳴ることは古來人々の見聞する所なれども、未だ之を説明したるものあるを聞かず、余は冬期に於て物を蒸すときに之を経験したること數回あり、依て其理を考ふるに、蒸し物を釜の上に置くときは蒸し物が冷かなる爲、釜中の湯より昇る蒸氣は、急に凝結して消失するが故に、蒸氣の占めたる場所を充さんとして、空氣が外より蒸し物の中に流れ入るべし、然るときは水蒸氣の凝結すること減じ、從て空氣の流入止み、次で水蒸氣は下より蒸し物の中に流通し、再び蒸氣の消失は波動を起し、釜内の氣體をして振動せしめ釜鳴を起すなり、浮沈ある水蒸氣の凝結が此振動の原因なれども、『ナルガン』管に於て、空氣が矢りたる稜に衝突して生じたる波動が、管内の空氣の振動によりて支配さるゝ如く、釜鳴の場合に於ても釜内の氣體の振動は水蒸氣の凝結の浮沈を支配し、相調和して此現象を生ずるなり。

以上の説明を讀めば大略了解することが出来ませう、此種の如き妖怪はすべて物理的妖怪と申します。

十八

世の神佛に祈請するものの中には全く神佛を誤解して、己れの自利私慾を恣まゝにする道具に使用せんとするやからがある、例へば平生何等の善根を積みたることもなく功德を修めたることもなくして、不幸災難病氣等に際會するときは俄かに神佛に祈願を懇るが如きは、神佛を愚弄するものと申して宜い、何ぜならば神佛は善の巨魁か、惡の巨魁か、若し善の巨魁ならば善人を保護し善心を愛育するのみにして、決して惡人惡心を救助する筈はない、然るに平素何等の善を修めずして、百計此に盡きたるときに俄かに神に祈りて其保護を仰ぐは神佛を以て惡人の保護者とする事になる、何れの國にても斯る不都合の神佛のあるべき道理はない、寧ろ神佛は斯る心得違のものを嚴罰するに相違ありませぬ。

近來民間に一種の迷信教行はれ、妄説詐術を以て愚民を誑惑する爲め、愚民は益々之によりて自己の利欲を逞うせんと思ふ様になるが、こは實に教育道德の進路を妨ぐることに非常である、其害或は耶蘇教の害より一層甚しい様に見ゆるから、決して傍觀坐視して居ることは出来ませぬ、元來日本人は自利心に強くして公共心及博愛心に乏しきに、斯る迷信教の行はるゝは大に國家の爲に慨嘆すべき至りである、是に於て妖教退治の必要なることが分りませう、余が數年前より妖怪研究に従事したるは

斯る妖教を退治する精神からである、故に余が妖怪學は妖教征伐の聯合軍と見て宜い、其軍は六大隊より成り、即ち理學部門隊、醫學部門隊、純正哲學部門隊、心理學部門隊、宗教學部門隊、教育學部門隊にして、之を總督する大元帥は總論部門にして、參謀部は雜部門である、斯る整々堂々たる大軍なれば、一舉して敵の本城を抜き得る筈なれども、如何せん敵は臺灣の土蕃の如く、深林幽谷中に潛在して、出沒常なき有様なれば、其功を奏すること意外に困難である。

十九

世の精神病中に偏狂と名づくる種類があるが、所謂潔癖も其一種であります、過日地方より潔癖を患ふものありて、其醫方を余に求めました、今其一二を左に、

一、食物の上に蠅或は夏期に生育する各種の蟲類等とまるときは、其食物を食すること能はざる癖あり、勿論何人と雖も蠅及其他の蟲類の來るは好まざる所なるべしと雖も、普通の人は大抵其を意に留めざるも、拙者は蠅の糞便等の汚物に集り易きものなるが故に、或は一度蠅のとまりたる食物を食するときは、身體に害を爲すことあるやも計り難しとの恐怖心より、夏期は蠅を食事中食物に集らぬ様、團扇にて放逐する者一人を備へて、初て喫食することを得るの有様に御座候、如何にして普通人の如く平氣になし得るものに候や。

一、大便所に行くときは衣服を悉く脱し便所の衣に改め、便所より出づるときは更に亦前の衣服に改むる様になさゞれば、精神上安心すること能はざるの癖有之候、是は即ち糞便が或は衣服に染着するやの様に思はれ、安心出來ざる故に御座候。

一、人力車或は自轉車に乗るときは、車夫の足より路上の馬糞其他の汚物逆飛して、自分の顔面即ち口邊にも附着するやの感念起り、乗車中の如きは口を閉ぢて其口先の唾を飲下さざるを以て僅かに往來することを得る有様に候、其他世間普通の人の以て意に介せざる諸事、多く精神の不快憂鬱の媒介となり遂に昨今は外出することを厭ふの境遇に陥り終日室内に蟄居致居候云々。

大略右様の状態にて、廣く治療法を世間に求めらるゝ次第なれば研究會員の大に研究すべき問題であるから、此に掲ぐることに致しました。

二十

妖怪には色々の妖怪がある、其中で言葉の妖怪がある、夫は世に所謂早言葉であります、例へば、ミ、ズニヨロ〜ミニヨロ〜合せてニヨロ〜ムニヨロ〜カヘルビヨコ〜ミビヨコ〜合せてビヨコ〜ムビヨコ〜隣りの客はよく柿食ふ客だ

向ふの高塚にちよつと竹たてかけた
向ふの土手を唐人が提燈つけて通る
向ふのお山を坊主が屏風をせおつて通る

煮ごまめに生なまこ
たか箆にたばこほん

かま米かめ、こがまこめかめ

長持の上に生米生卵

なま金山、大生金山

此の如き妖怪的言葉は、小兒の戯れに用ひて居るけれど、毎日反覆するときは、幾分か能辯の稽古になります。

二十一

支那は日本の先盟である、教師である、師匠である、恩人である、其中で善きことも教へてもらひ又悪いことも教へてもらひました、悪い方では迷信の一條である、日本人の迷信の十中八九は皆支那傳來であります、例へば狐狸談の如き、地相家相人相の如き、鬼門方位の如き、皆支那の製造物であります。

る、故に支那は我迷信の教師たるに相違ない、然るに余は迷信退治を本職とするものなれば、此點からも支那を征伐せなくてはなりません、而して迷信上印度の特産とすべきは魔にして、我邦の特産は天狗であると考へます、古來諸家の説中に、天狗も支那傳來と云ふものあれども、余は信じませぬ、迷信の如き悪き力は之を除き、兎に角支那は我先輩恩人なる縁故ある以上は、今後の支那に對して我邦は教師の仕置に立ちで、之を指導する義務を有することと考へます。

二十二

曩に神崎の怪異と題して、水戸市中に起れる怪談を掲げましたが、斯かる怪事は東西共にある話にして、敢て不思議とするまでもない、先年甲州郡内に起りし妖怪は、矢張之と同一でありました、其時取調べたところによれば、全く少女の行爲なることが分り、忽ち其評判が立消となりました、然るに傍人が之を發見し能はざりしは、少女の口が動かすに一種の音を聞く故である、此術は西洋に古來よりあることにて、其名を『ベントリロキズム』(腹話術)と云ふ、是れは希臘時代より傳はり、口で物を言はずに、腹で話をするに云ふ術である、誰でも少々稽古すれば出来ると思し、其名は腹話術なれども、實際腹で話すのではなく咽喉にて聲を發するのである、傍より之を見るに、口が動かすに聲が聞ゆる故、本人の體中より發するにあらすして、空中より生ずる様に感じます、水戸市の怪談

も之に相違なく、下女の喉部より發する聲である、其聲の笛の如くなるは、口舌の間より發せざる故一種異なる音となりて聞ゆるからである、夫故に神崎怪談も妖怪學の眼から觀れば不思議の仲間に入るだけの價値のないものであります。

二十三

或人曰く、言語に一種の妖怪あることは既に其例に聞くことを得たるが、未だ議論に一種の妖怪あるは其例を聞きませぬ、主人答へて曰く、言語にも議論にも各々妖怪ありて、世間一切の事物に妖怪あらざるものはない、已に事物に常態があれば必ず變態がある、其變態は即ち妖怪である、今議論の妖怪を擧ぐれば非論理的の議論は皆妖怪である、似て而して非なるものは皆妖怪である、之を論怪と申して先きに既に講述したれども、今若し俗間の話に就て其例を示さば、或人一身の幸福を祈らんと欲して、己れの最も好める酒を一ヶ月間絶たんことを誓ひました、既に誓ひて再び考ふるに、毎日一滴も飲まずに居ることはトテモ出来ぬと思ひ、更に誓を立て、申すには、一ヶ月間毎日禁酒するを改めて、二ヶ月間半日づつ禁酒することに致したしと願ひました、是れ道理上差支なき理である、然るに半日の禁酒を守ることが出来ずして、更に願ひ直して申すには、最初終日禁酒して一ヶ月間の極りの處を半日づつ二ヶ月間に願ひ置きたれども、更に二ヶ月を倍して四ヶ月にするから、終日酒の飲め

る様に致したしと、其理由は一ヶ月を延ばして二ヶ月にすれば半日だけ酒を飲みて差支ないならば更に二ヶ月を延ばして四ヶ月にすれば、終日飲みても差支なき筈なりとの論理なれども、其非論理なることは小學兒童と雖もよく知る所である、又或る甲太郎と申す者の妻が夫に向ひ、妾と貴方とは兄弟なるに相違ない、何せなれば妾と乙次郎とは兄弟である、貴方と乙次郎とは同じく兄弟である、左すれば妾と貴方とは兄弟であると、是れも一理ある様なれども非論理である、世の中には斯る非論理的議論が澤山あるが、是等は何れも妖怪學の方より見れば、論怪と稱して妖怪の一種であります、依て妖怪退治には斯る論怪までも退治せねばならぬ、若し之を退治し去らば、法廷の厄介物も日に増し少なくなり、判事や辯護士などの飯の種がなくなるのは少々氣の毒なれども、其れだけは覺悟してもらはなければなりません。

二十四

余紀北巡回中某醫師の話聞くに、其事たるや先年京都の病院にて實驗せし治療法なりとて、妖怪研究上精神作用の人體に及せる影響を知るに最も必要なる實話なれば、此に余は取次の勞を取りて諸君に紹介致します、先年京都病院に入院中なる一婦人に一種の精神病にかゝり居るものが一人ありて自ら申すには私の病氣は腹中に一小怪物の住み居るより起る、其場處も影も己れにはよく知れて居る

終